

---

## 監査委員公表

---

### 監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年3月31日

長崎県監査委員	濱	本	磨毅穂
同	砺	山	和仁
同	山	田	朋子
同	山	本	由夫

令和元年度 包括外部監査結果報告書  
(報告に添えて提出する意見書)

テーマ

長崎県の委託契約事務の執行について

長崎県包括外部監査人

濱口 純吾

# 目 次

包括外部監査の概要	1
第1 外部監査の種類	1
第2 テーマについて	1
1 選定した特定の事件	1
2 特定の事件として選定した理由	1
第3 監査の視点	1
1 合规性・適法性の視点	1
2 経済性・効率性・有効性（3E）の視点	1
第4 監査対象	2
1 監査対象とした委任契約事務	2
第5 監査手続	3
1 平成30年度公金支出情報による絞り込み	3
2 過年度委託料調による絞り込み	3
3 第1次資料調査（実施時期：令和元年7月～同年8月）	3
4 第2次資料調査（実施時期：後記第6参照）	3
5 ヒアリング調査（実施時期：後記第6参照）	4
第6 監査した件数や日程の詳細	5
第7 監査実施者	10
1 包括外部監査人	10
2 補助者	10
第8 利害関係の有無	10
包括外部監査の結果報告・総論	11
第1 指摘事項・意見の検出	11
1 指摘事項・意見の報告の仕方について	11
2 「指摘事項」及び「意見」の定義	11

3	指摘事項・意見の概要	11
(0)	全庁共通	12
(1)	危機管理監	13
(2)	総務部	13
(3)	企画振興部	14
(4)	文化観光国際部	15
(5)	県民生活部	15
(6)	環境部	15
(7)	福祉保健部	16
(8)	こども政策局	16
(9)	産業労働部	17
(10)	水産部	17
(11)	農林部	17
(12)	土木部	18
(13)	長崎振興局	19
(14)	県央振興局	20
(15)	島原振興局	21
(16)	県北振興局	22
(17)	五島振興局	23
(18)	壱岐振興局	23
(19)	対馬振興局	24
(20)	教育庁	25
(21)	県立学校	25
(22)	警察本部	25
	包括外部監査の結果報告・各論(全庁共通)	27
第1	契約方法に関する指摘事項・意見	27
1	はじめに	27

2	随意契約や指名競争入札に関する法令等	27
3	随意契約に関する指摘事項・意見	35
(1)	はじめに	35
(2)	長崎県のこれまでの取り組み	35
(3)	随意契約に関する指摘事項・意見の検出	38
4	1者応札に関する指摘事項・意見	42
(1)	はじめに	42
(2)	長崎県のこれまでの取り組み	42
(3)	1者応札に関する指摘事項・意見の検出	45
5	一般競争入札全般に関する意見の検出	46
第2	その他（契約方法に関するもの以外）の指摘事項・意見の検出	46
	包括外部監査の結果報告・各論（所管部局ごと）	49
第1	危機管理監	49
第2	総務部	53
第3	企画振興部	63
第4	文化観光国際部	71
第5	県民生活部	78
第6	環境部	80
第7	福祉保健部	84
第8	こども政策局	88
第9	産業労働部	92
第10	水産部	94
第11	農林部	98
第12	土木部	102
第13	長崎振興局	108
第14	県央振興局	124
第15	島原振興局	135

第 16	県北振興局	140
第 17	五島振興局	145
第 18	壱岐振興局	151
第 19	対馬振興局	157
第 20	教育庁	162
第 21	県立学校	166
第 22	警察本部	169
添付資料		180
1	【長崎県】随意契約における参加者の有無を確認する公募手続に関する要領(案)	181
2 - 1	随意契約検討シート【当初年度】(案)	188
2 - 2	随意契約検討シート【継続年度】(案)	190
2 - 3	随意契約検討シート【改訂版】マニュアル(案)	192
3	競争入札見直しのポイント～競争性を高めるために～	205

# 包括外部監査の概要

## 第1 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 に基づく包括外部監査

## 第2 テーマについて

### 1 選定した特定の事件

「長崎県の委託契約事務の執行について」

### 2 特定の事件として選定した理由

平成 29 年度の一般会計決算額における本県の委託料総額は 246 億 4,485 万 1,267 円であり、特別会計決算額における委託料総額 7 億 293 万 1,603 円とあわせると 253 億 4,778 万 2,870 円におよび、本県財政に与える影響は大きい。

また、委託契約には「委任」と「請負」が混在している場合があり契約時に留意する必要があること、過年度の定期監査等で予定額や予定価格の積算根拠の明確化が求められていること、契約方法（一般競争入札、指名競争入札、随意契約）の適切な選択が求められていること、契約履行を確保するために十分な監督・検査が求められていることなど、適正な事務執行の要請は強い。

これまで、弁護士が長崎県の包括外部監査人として委託契約事務を特定のテーマに取り上げたことがないため、合規性に主眼を置き監査することは、同事務執行の適正化に資するものとする。

## 第3 監査の視点

### 1 合規性・適法性の視点

行政は、法律による行政の原理に従って運営されなければならない、法律や条例、その下にある規則、要綱等に従って適正に行われることが必要である。これらのことは当然、委託契約事務においても妥当する。

よって、本監査においては、合規性・適法性の視点からの監査を行う。

### 2 経済性・効率性・有効性（3E）の視点

包括外部監査人は、当該地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査するとされている（地方自治法 252 条の 37 第 1 項）。また、監査をするにあたっては、当該地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、住民の福祉の増進、最少の費用で最大の効果を挙げているか、組織・運営の合理化に努めているか、他の地方公共団体に協力を求めて規模の適正化を図っているか、という観点に特に留意すべきとされている（地方自治法 252 条の 37 第 2 項、同法 2 条 14 項、同条 15 項）。

そこで、本監査においては、これら 3E の視点を踏まえた監査も行う。

#### 第4 監査対象

##### 1 監査対象とした委託契約事務

1回の委託料支出（一般会計のみ。契約金額の全額の場合もあれば、分割払いの一部である場合もある）が100万円以上となっている契約を監査の対象とした。

	所管部局
1	危機管理監
2	総務部
3	企画振興部
4	文化観光国際部
5	県民生活部
6	環境部
7	福祉保健部
8	こども政策局
9	産業労働部
10	水産部
11	農林部
12	土木部
13	出納局
14	長崎振興局
15	県央振興局
16	島原振興局
17	県北振興局
18	五島振興局
19	壱岐振興局
20	対馬振興局
21	議会事務局
22	教育庁
23	監査事務局
24	県立学校
25	警察本部

## 第5 監査手続

実施した監査の流れは、以下のとおりである。

### 1 平成30年度公金支出情報による絞り込み

平成30年度の公金支出情報(令和元年6月1日時点において、長崎県ホームページ上で公表されていたもの)から、1回の委託料支出(一般会計のみ)が100万円以上となっている契約を検索したところ、合計1,731件が抽出された。

なお、警察本部は公金支出情報を公表していないため、上記件数には含まれておらず、平成29年度の委託料調等を基に後記第2次資料調査やヒアリング調査の対象とする委託契約を抽出した。

### 2 過年度委託料調による絞り込み

合計1,731件の契約について、平成29年度の委託料調<sup>1</sup>等の資料を閲覧し、さらに調査対象を絞り込んで、合計290件の契約につき、次の第1次資料調査の対象とした。

### 3 第1次資料調査(実施時期:令和元年7月~同年8月)

合計290件につき、所管部局から次の資料の提出を受けた。

仕様書・設計図書

施行伺

入札結果報告書(またはこれに類する資料)

契約伺

契約書

随意契約検討シート

これらの資料の閲覧調査を行い、問題や疑問点が残る契約合計138件につき、次の第2次資料調査の対象とした。

なお、次の3部局については、第1次資料調査において問題や疑問点が残る契約がなかったことから、第2次資料調査の対象外とした。

出納局
議会事務局
監査事務局

### 4 第2次資料調査(実施時期:後記第6参照)

合計138件につき、第2次資料調査として、上記 <sup>ないし</sup> の資料に加え、成果物の確

<sup>1</sup> 定期監査のために作成されている委託料支出に関する調書。委託の内容、委託先、契約方法、入札・見積書数、落札率、契約額、委託期間等の情報が記載されている。

認に至るまでの全ての資料の提出を受け、契約の締結から履行確認までの全過程を調査し、問題や疑問点が残る契約 132 件に警察本部の 7 件を加えた合計 139 件につき、次のヒアリング調査の対象とした。

5 ヒアリング調査（実施時期：後記第 6 参照）

合計 139 件につき、担当者よりヒアリング調査を行った。

第6 監査した件数や日程の詳細

所管部局		監査件数及び日程	
1	危機管理監	100万円以上の支出	12件
		第1次資料調査	4件
		第2次資料調査	4件
			R1.10.7
		ヒアリング	4件
R1.11.5 / R1.11.14			
2	総務部	100万円以上の支出	164件
		第1次資料調査	22件
		第2次資料調査	11件
			R1.10.23
		ヒアリング	11件
R1.10.31 / R1.11.14			
3	企画振興部	100万円以上の支出	21件
		第1次資料調査	8件
		第2次資料調査	7件
			R1.10.7件
		ヒアリング	7件
R1.11.1			
4	文化観光国際部	100万円以上の支出	25件
		第1次資料調査	13件
		第2次資料調査	8件
			R1.10.1
		ヒアリング	8件
R1.11.6			
5	県民生活部	100万円以上の支出	29件
		第1次資料調査	9件
		第2次資料調査	3件
			R1.9.25
		ヒアリング	0件

所管部局		監査件数及び日程	
6	環境部	100万円以上の支出	15件
		第1次資料調査	8件
		第2次資料調査	3件
			R1.9.30
		ヒアリング	3件
R1.11.5			
7	福祉保健部	100万円以上の支出	139件
		第1次資料調査	18件
		第2次資料調査	2件
			R1.9.26/R1.10.25
		ヒアリング	2件
R1.10.28			
8	こども政策局	100万円以上の支出	38件
		第1次資料調査	4件
		第2次資料調査	2件
			R1.10.2
		ヒアリング	2件
R1.10.23			
9	産業労働部	100万円以上の支出	134件
		第1次資料調査	21件
		第2次資料調査	3件
			R1.9.26/R1.10.25
		ヒアリング	3件
R1.10.26			
10	水産部	100万円以上の支出	67件
		第1次資料調査	10件
		第2次資料調査	5件
			R1.10.4
		ヒアリング	5件
R1.10.28			

所管部局		監査件数及び日程	
11	農林部	100万円以上の支出	17件
		第1次資料調査	9件
		第2次資料調査	6件
			R1.10.18
		ヒアリング	6件
R1.10.23			
12	土木部	100万円以上の支出	57件
		第1次資料調査	12件
		第2次資料調査	5件
			R1.11.13
		ヒアリング	5件
R1.11.14			
13	長崎振興局	100万円以上の支出	269件
		第1次資料調査	36件
		第2次資料調査	21件
			R1.8.13/R1.8.16
		ヒアリング	21件
R1.8.13/R1.8.16			
14	県央振興局	100万円以上の支出	103件
		第1次資料調査	26件
		第2次資料調査	17件
			R1.8.14/R1.8.20
		ヒアリング	16件
R1.9.4/R1.9.10			
15	島原振興局	100万円以上の支出	107件
		第1次資料調査	13件
		第2次資料調査	6件
			R1.8.20/R1.8.21
		ヒアリング	6件
R1.8.29			

所管部局		監査件数及び日程	
16	県北振興局	100万円以上の支出	270件
		第1次資料調査	25件
		第2次資料調査	7件
			R1.8.21
		ヒアリング	7件
R1.8.26/R1.9.2			
17	五島振興局	100万円以上の支出	118件
		第1次資料調査	11件
		第2次資料調査	6件
			R1.10.7
		ヒアリング	6件
R1.10.7			
18	壱岐振興局	100万円以上の支出	41件
		第1次資料調査	11件
		第2次資料調査	6件
			R1.10.2
		ヒアリング	6件
R1.10.2			
19	対馬振興局	100万円以上の支出	91件
		第1次資料調査	8件
		第2次資料調査	6件
			R1.10.1
		ヒアリング	6件
R1.10.1			
20	教育庁	100万円以上の支出	80件
		第1次資料調査	11件
		第2次資料調査	5件
			R1.10.18
		ヒアリング	5件
R1.11.5			

所管部局		監査件数及び日程	
21	県立学校	100万円以上の支出	13件
		第1次資料調査	11件
		第2次資料調査	5件
			R1.10.18
		ヒアリング	3件
R1.10.28			
22	警察本部	ヒアリング	7件
			R1.10.28

第7 監査実施者

1 包括外部監査人

濱口 純吾（弁護士）

2 補助者

有馬 理（弁護士）

青野 悠（弁護士）

鮎川 愛（弁護士）

第8 利害関係の有無

包括外部監査人，補助者いずれにおいても，包括外部監査の対象とした事件につき，地方自治法 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係は存在しない。

## 包括外部監査の結果報告・総論

### 第1 指摘事項・意見の検出

#### 1 指摘事項・意見の報告の仕方について

本監査を経て、多くの所管部局で見受けられた委託契約事務の問題点を「各論（全庁共通）」として報告する。かかる問題点は、多くの所管部局に共通していることから、今回、監査対象としていない委託契約等についても同様の問題を抱えているのではないかと懸念されるため、長崎県においては、全庁的に再検討されるよう求める。

検出した指摘事項・意見の報告は次のような構成となる。

「指摘事項・意見の概要」

総論として、全ての指摘事項・意見の概要を報告する。

「 包括外部監査の結果報告・各論（全庁共通）」

全庁的に共通していると考えられる指摘事項・意見を報告する。

「 包括外部監査の結果報告・各論（所管部局ごと）」

所管部局ごとに、個別の指摘事項及び意見の詳細を報告する。

#### 2 「指摘事項」及び「意見」の定義

本監査において報告する「指摘事項」及び「意見」の定義は、次のとおりである。

	定 義
指摘事項	合規性・適法性に問題があり、速やかに是正・改善を求めるもの
意見	合規性・適法性に問題があるとまでは言えないが、今後の事務処理の円滑化や合理化の観点等から是正・改善を行うことが望ましいと考えるもの

#### 3 指摘事項・意見の概要

本監査での指摘事項及び意見の概要は、以下のとおりである。

( 0 ) 全庁共通

【指摘事項】

	概 要
1	随意契約検討シートには，随意契約を選択した理由を具体的かつ詳細に記載すべきである。
2	契約担当課の判断によって予め相手方を1者に特定した上で地方自治法施行令167条の2第2号を根拠に締結する随意契約は，「明らかに1者を特定しうる場合」に限定すべきである。
3	継続年度の随意契約検討シートには，過年度の事業実績や特定者と契約を継続する必要性を検証した結果も記載すべきである。
4	直近の3年間で連続して1者応札となっている契約案件は「1者応札への対応について」（平成26年11月14日付26会第68号）に従い，速やかに仕様等の見直しや随意契約への移行を行うべきである。
5	産業廃棄物の排出事業者としての責任の有無を速やかに再検証し，今後は，仕様書等の作成や契約締結段階で，排出事業者としての責任の所在を適切に定めておくべきである。
6	委託契約の前払い条項については，「前払いの必要性が認められるとき」などの条件を付ける，あるいは，前払いできる金額の上限を定めるなどの改訂を行うべきである。

【意見】

	概 要
1	別添「長崎県 随意契約における参加者の有無を確認する公募手続に関する要領（案）」のような公募手続の制定を検討してもらいたい。
2	地方自治法施行令167条の2第2号を理由に随意契約を選択する場合において，「明らかに1者を特定しうる場合」以外は，事前確認公募手続か，プロポーザル・企画提案方式を経て契約の相手方を選定するよう検討してもらいたい。
3	随意契約検討シートの改訂，随意契約検討シートの【改訂版】マニュアルの策定を検討してもらいたい。
4	「競争入札見直しのポイント～競争性を高めるために～」の策定を検討してもらいたい。
5	一般競争入札の競争性を高める取り組みを検討してもらいたい。
6	委託業務に一定の技術水準や資格を求める場合には，管理技術者の決定通知を受ける際などに，同技術者の履歴書等だけでなく，資格証明書等の写しの提出も求めるのが望ましい。

( 1 ) 危機管理監

【指摘事項】

	概 要
1	随意契約検討シートには、過年度の最終契約金額を記載すべきであり、年度途中で記載ができない場合であっても、その見込額を記載すべきである。
2	県は、受託者より実績報告書の提出を受けたときは、速やかに検査を行い、委託料を支払うべきである。
3	県は、受託者より実績報告書の提出を受けたときは、速やかに検査を行い、委託料を支払うべきである。

【意見】

	概 要
1	随意契約検討シートにおいて、契約金額を過年度と比較し、増減が生じる場合には、その理由を記載するようにするのが望ましい。

( 2 ) 総務部

【指摘事項】

	概 要
1	契約金額の前払いを可能とする条項については、「前払いの必要性が認められるとき」などの条件を付けるなどして改めるべきである。
2	本委託契約においては、委託業務と委託料の内容が整合するように契約条項を改めるべきである。

【意見】

	概 要
1	本委託業務においては、1 者応札への対応として、契約期間を複数年度とするなどの見直しを検討するのが望ましい。
2	本委託業務については、同一受託者との随意契約の継続も検討してもらいたい。
3	随意契約検討シートには、本委託業務の性質、1 年目、2 年目の各プログラムの効果を含め、より充実した随意契約の理由を記載することが望ましい。
4	随意契約検討シートには、本委託業務の成果を1 年ごとに検証を行っていることや検証の結果を含め、より充実した随意契約の理由を記載することが望ましい。
5	随意契約検討シートには、A 以外の事業者が受託者となった場合に発生する引継業務に要する見込期間や重複費用の発生などのデメリットを含め、より充実した随意契約の理由を記載することが望ましい。

(3) 企画振興部

【指摘事項】

	概 要
1	契約金額を全額前払いにより請求できる旨の規定については、前払いできる金額の上限を定める、あるいは、「前払いの必要性が認められるとき」などの条件を付けるなどして改めるべきである。
2	本委託業務については、仕様等を見直すか、あるいは、仕様等の見直しが困難であれば、随意契約への移行に向けた対応をとるべきである。
3	契約金額の9割を限度とする前払いの条項については、前払いできる金額の上限を下げる、あるいは、「前払いの必要性が認められるとき」などの条件を付けるなどして改めるべきである。

【意見】

	概 要
1	随意契約検討シートには、売上実績の推移、本委託業務において継続性が重視される理由など、より充実した随意契約の理由を記載することが望ましい。
2	継続性を重視して同一受託者と随意契約を継続した場合には、時期をみて、その効果を検証することが望ましい。
3	本委託業務については、公募型入札方式（総合評価方式）ないしプロポーザル方式による随意契約を検討してもらいたい。
4	本委託業務については、公募型入札方式（総合評価方式）ないしプロポーザル方式による随意契約を検討してもらいたい。
5	随意契約検討シートには、特定の事業者団体に委託すべき事情、他の民間事業者に委託すべきでない事情を記載するなどして、より充実した随意契約の理由を記載することが望ましい。
6	契約金額を減額する変更契約を締結するにあたっては、打合せ協議簿に変更に係る具体的な協議の内容を記載するなどして、契約変更の理由を明らかにしておくことが望ましい。
7	県は、「研修内容に関する十分な実務経験・指導経験を有する者であって、研修の適切な指導が可能であること」を仕様に入れるのであれば、受託者が指導者を決定した場合に、実務経験・指導経験を記載した履歴書を提出させるなどして、その適格性を判断することが望ましい。

(4) 文化観光国際部

【指摘事項】

	概 要
1	県は、受託者に対して、コンサート等の入場料に関する収支報告書の提出を求めるべきである。
2	随意契約検討シートの「他県における同様な契約事例とその契約方法」欄には、同様の業務について、他県ではどのような契約方法がとられているかを具体的に記載すべきである。
3	受託者に提出を求める業務報告書には、具体的な業務ごとに、その業務に対応した者の氏名を記載させるべきである。

【意見】

	概 要
1	特定者との随意契約を複数年度続けるのであれば、過年度の検証結果を踏まえた随意契約の理由を記載するなどして、より充実した随意契約の理由を記載することが望ましい。
2	本委託業務のような公募型プロポーザルを実施するに当たっては、事業者が参入しやすくなるよう、公募期間をより長く設定する、あるいは、映像サンプルの内容を仕様書等でより詳細化するなどの工夫をすることが望ましい。
3	随意契約検討シートには、タイアップすることの意義、効果なども含め、より充実した随意契約の理由を記載することが望ましい。

(5) 県民生活部

【指摘事項】

	概 要
	特になし。

【意見】

	概 要
	特になし。

(6) 環境部

【指摘事項】

	概 要
1	本委託業務においては、競争参加者が入札参加しやすくなるよう、仕様等を見直すべきである。

2	契約金額を全額前払いにより請求できる旨の規定については，前払いできる金額の上限を定める，あるいは，「前払いの必要性が認められるとき」などの条件を付けるなどして改めるべきである。
---	--

【意見】

	概 要
1	随意契約検討シートには，本委託業務をエリアで分ける必要性も含め，より充実した随意契約の理由を記載することが望ましい。

(7) 福祉保健部

【指摘事項】

	概 要
1	委任契約であるから入札ではなく随意契約になるというのは誤りである。随意契約検討シートには，その他，法令に規定された随意契約を選択できる場合である理由を，具体的に検討の上記載すべきである。

【意見】

	概 要
1	長期の高額な契約の一般競争入札において，1者応札が一度でもあった場合には，その後の一般競争入札に向けて，1者応札を解消するよう，公告時期，入札執行時期，入札参加資格・仕様等の見直しなどの方策を検討することが望ましい。

(8) こども政策局

【指摘事項】

	概 要
	特になし。

【意見】

	概 要
1	結婚支援事業という本委託業務の趣旨に鑑み，委託業務完了報告書には，単に登録者の推移等の統計データを報告させるだけでなく，統計データに対する分析や検証，利用者目線での事業効果の分析や検証を求めるなどして，本委託業務が目的に沿って遂行されているかを確認すべきである。
2	サービスの提供など委託業務の内容が重要視される委託契約においては，プロポーザル方式の採用や，総合評価方式で技術評価に比重を置くなど，契約方法

	の工夫を再検討することが望ましい。
3	委託料の精算に関して特に証憑書類の添付を求めない場合には、確認した職員の確認報告書を添付するなどして、適正な委託料支出管理に努めることが望ましい。

(9) 産業労働部

【指摘事項】

	概 要
	特になし。

【意見】

	概 要
	特になし。

(10) 水産部

【指摘事項】

	概 要
1	前払金による支払いを許容するのであれば、受託者に前金払請求の際にその必要性を疎明させ、県がその必要性を検討した結果を記録化した上で支出をするなど、適正な前金払いをすべきである。
2	本委託業務における産業廃棄物処理にあたっては、排出事業者が誰であるか、事業主体・責任の有無などを考慮して再検討すべきである。

【意見】

	概 要
1	本業務委託については、現状の運営構造と契約形態が整合的になるよう、契約形態の見直しや別の制度設計も検討してもらいたい。

(11) 農林部

【指摘事項】

	概 要
1	県は、業務完了報告を受けた際には、委託業務が仕様書及び契約書記載の委託の目的、契約内容に沿って業務が遂行されたか否かを正確に確認すべきであり、提出された会計書類や業務報告書の内容が不十分な場合には、受託者に対して適切に指導すべきである。

【意見】

概 要	
1	複数年継続して同一受託者との随意契約を行う場合には、これまで継続して業務委託をしてきた効果の検証なども踏まえて、同一受託者との随意契約の必要性や相当性をより具体的に随意契約検討シートに記載することが望ましい。
2	前払金による支払いを許容するのであれば、過年度実績等だけでなく、受託者に前金払請求の際にその必要性を疎明させ、県がその必要性を検討した結果を記録化した上で支出することが望ましい。

(12) 土木部

【指摘事項】

概 要	
1	契約金額全額を前払いにより請求できる旨の規定については、前払いできる金額の上限を定める、あるいは、「前払いの必要性が認められるとき」などの条件を付けるなどして改めるべきである。
2	「ナーク委託業務の見直しについて（通知）」（20 建企第 888 号）に基づき競争入札の試行を行っている業務については、今後も試行の検証を深め、令和 4 年度を目途に、民間への移行の可否について一定の結論を出すべきである。
3	本委託業務については、今後、仕様の見直しによる競争入札への移行を進めるべきであり、見直しが困難であるとしてナークとの随意契約を継続する場合には、随意契約とした理由に見直しが困難な事情も具体的に記載すべきである。
4	ナークと随意契約を行うかどうかは、所管部局が契約ごとに個別に検討し、検討の結果、ナークと随意契約を行うとの判断に至った場合には、その理由を随意契約検討シートに具体的に記載すべきである。

【意見】

概 要	
1	指名競争入札の競争性をより高める方法の 1 つとして、入札執行通知の時期を早めることが可能なものについては、そのような配慮をすることが望ましい。
2	一般競争入札を行うにあたっては、入札参加の検討期間や業務遂行の準備期間等を確保し、競争参加者が入札参加しやすくなるよう、公告時期や入札執行時期等に可能な限り配慮することが望ましい。

(13) 長崎振興局

【指摘事項】

	概 要
1	本委託契約については、「1者応札への対応について」(26 会第 68 号)に従い、参入障壁となりうる公告時期、入札執行時期、仕様等の見直しをさらに継続して行うべきであり、それらの継続的な見直しを行っても1者応札が解消されない状態が数年間継続した場合には、随意契約への移行に向けた取り組みを行うべきである。
2	本委託契約については、「1者応札への対応について」(26 会第 68 号)に従い、参入障壁となりうる公告時期、入札執行時期、仕様等の見直しをさらに継続して行うべきであり、それらの継続的な見直しを行っても1者応札が解消されない状態が数年間継続した場合には、随意契約への移行に向けた取り組みを行うべきである。
3	入札が3回あり、落札されず随意契約に移行した場合でも、その経過を入札結果一覧表に正確に反映させるべきである。
4	本委託業務における産業廃棄物処理にあたっては、県が排出事業者として対応すべきである。
5	本委託業務における産業廃棄物処理にあたっては、県が排出事業者として対応すべきである。
6	県が浄化槽の保守点検等を委託する契約には、浄化槽の清掃業務も盛り込んでおくべきである。
7	県は、委託業務を追加発注した場合には、追加業務についても、当初より発注している業務と同様に、実施報告書の提出を求めるなどし、成果の検査を行った上で委託料の支払いを行うべきである。
8	県は、追加業務等に関し、受託者から見積書の提出を受けの際は、作成年月日や業務内容の記載において、見積もり対象となる業務を特定するよう求めるべきである。
9	本委託契約については、機会均等性を確保する等のため、指名競争入札から一般競争入札への移行を検討すべきである。
10	本委託契約については、機会均等性を確保する等のため、指名競争入札から一般競争入札への移行を検討すべきである。
11	本委託契約については、機会均等性を確保する等のため、指名競争入札から一般競争入札への移行を検討すべきである。
12	本委託契約については、機会均等性を確保する等のため、指名競争入札から一般競争入札への移行を検討すべきである。
13	本委託契約については、機会均等性を確保する等のため、指名競争入札から一

	般競争入札への移行を検討すべきである。
14	本委託契約については、機会均等性を確保する等のため、指名競争入札から一般競争入札への移行を検討すべきである。
15	本委託業務については、「1者応札への対応について」（26 会第 68 号）に従い、参入障壁となりうる公告時期、入札執行時期、仕様等の見直しを行うべきであり、仕様等の見直しが困難であれば、随意契約への移行に向けた取り組みを行うべきである。

【意見】

	概 要
1	契約変更，特に増額変更の場合，変更理由は具体的に書面化して記録しておくのが望ましい。
2	県は，委託業務に一定の技術水準や資格を要する場合には，管理技術者の決定通知を受けるに当たり，同技術者の履歴書だけでなく，資格証明証等の写しの提出も求めるのが望ましい。
3	浄化槽の保守点検実施報告書には，管理技術者の責任において行われていることが確認できるよう，少なくとも押印を求めることが望ましい。
4	県は，委託業務に一定の技術水準や資格を要する場合には，委託契約書又は特記仕様書において，管理技術者等の資格要件を定めておくことが望ましい。
5	県は，委託業務に一定の技術水準や資格を要する場合には，管理技術者等の決定通知を受けるに当たり，同技術者の履歴書だけでなく，資格証明証等の写しの提出も求めるのが望ましい。
6	県は，委託業務に一定の技術水準や資格を要する場合には，管理技術者等の決定通知を受けるに当たり，同技術者の履歴書だけでなく，資格証明証等の写しの提出も求めるのが望ましい。
7	県は，委託業務に一定の技術水準や資格を求める場合には，管理技術者の決定通知を受けるに当たり，同技術者の履歴書だけでなく，資格証明証等の写しの提出も求めるのが望ましい。

(14) 県央振興局

【指摘事項】

	概 要
1	共通仕様書適用により作業計画の策定が求められている場合は，受託者に対し，作業計画書の作成を求めるか，業務の内容により作業計画書の作成までではない場合には，特記仕様書にその旨を明記しておくべきである。
2	受託者の健康保険・厚生年金，雇用保険・労災保険の加入については，保険の

	領収済書などの保険加入を証明する書類の写しを提出させるか、提示を受けて確認したことを書面として記録しておくべきである。
--	---

【意見】

	概 要
1	県は、委託業務に一定の技術水準や資格を求める場合には、管理技術者等の決定通知を受けるに当たり、同技術者の履歴書だけでなく、資格証明書等の写しの提出も求めるのが望ましい。
2	県は、委託業務に一定の技術水準や資格を求める場合には、管理技術者の決定通知を受けるに当たり、同技術者の履歴書だけでなく、資格証明書等の写しの提出も求めるのが望ましい。
3	県は、委託業務に一定の技術水準や資格を求める場合には、管理技術者等の決定通知を受けるに当たり、同技術者の履歴書だけでなく、資格証明書等の写しの提出も求めるのが望ましい。
4	県は、委託業務に一定の技術水準や資格を求める場合には、管理技術者等の決定通知を受けるに当たり、同技術者の履歴書だけでなく、資格証明書等の写しの提出も求めるのが望ましい。
5	県は、委託業務に一定の技術水準や資格を求める場合には、管理技術者等の決定通知を受けるに当たり、同技術者の履歴書だけでなく、資格証明書等の写しの提出も求めるのが望ましい。
6	県は、委託業務に一定の技術水準や資格を要する場合には、管理技術者等の決定通知を受けるに当たり、同技術者の履歴書だけでなく、資格証明書等の写しの提出も求めるのが望ましい。
7	県は、委託業務に一定の技術水準や資格を求める場合には、管理技術者等の決定通知を受けるに当たり、同技術者の履歴書だけでなく、資格証明書等の写しの提出も求めるのが望ましい。
8	県は、委託業務に一定の技術水準や資格を求める場合には、管理技術者等の決定通知を受けるに当たり、同技術者の履歴書だけでなく、資格証明書等の写しの提出も求めるのが望ましい。

(15) 島原振興局

【指摘事項】

	概 要
1	本委託業務においては、点検対象施設と点検状況、点検内容、点検時期等を一括で管理するよう改めるべきである。
2	委託料は、委託契約に基づき遅滞なく支払わなければならない、その前提として

	受注者からの請求書はその記載内容に問題がない限り提出後速やかに受け付けすべきである。
--	--

【意見】

	概 要
1	契約期間の延長等，契約変更を伴う事項について，その必要性に関する事情や関係者・当事者間での協議状況は，打合せ協議簿に記載しておくことが望ましい。
2	工期延長は，契約変更を伴う重要事項であるため，工期延長が必要な事情や，関係者・当事者間の協議状況は，打合せ協議簿に記載しておくことが望ましい。
3	工期延長は，契約変更を伴う重要事項であるため，工期延長が必要な事情や，関係者・当事者間の協議状況は，打合せ協議簿に記載しておくことが望ましい。
4	吸収合併における債権譲渡に関する文書の作成の要否については，その必要性も含めて再検討することが望ましい。
5	工期延長は，契約変更を伴う重要事項であるため，工期延長が必要な事情や，関係者・当事者間の協議状況は，打合せ協議簿に記載しておくことが望ましい。

(16) 県北振興局

【指摘事項】

	概 要
1	特定の図書等に仕上がった業務を求める場合には，県において，当該図書等を事前に入手しておくべきである。
2	委託業務の内容に変更があった場合には，変更後の業務の内容を，打合せ協議記録簿に具体的に記載すべきである。

【意見】

	概 要
1	工期の延長等，契約変更を伴う事項について報告，協議がなされた場合には，打合せ協議簿に記載しておくことが望ましい。
2	県は，委託業務に一定の技術水準や資格を要する場合には，管理技術者の決定通知を受けるに当たり，同技術者の履歴書だけでなく，資格証明書等の写しの提出も求めるのが望ましい。
3	委託料を減額するなどの契約変更を伴う事項について協議がなされた場合には，打合せ協議記録簿に記載しておくことが望ましい。

(17) 五島振興局

【指摘事項】

	概 要
1	複数年度にわたる委託業務について、年度毎の支払限度額の変更は、安易に予算の次年度への繰り越しが行われることのないよう、その根拠を厳格に判断すべきである。
2	県は、契約書が定める一括再委託等の禁止に抵触しないかを適切に判断すべきであり、そのために発注者に協力支援会社等への再委託の範囲を明確にするよう指導すべきである。
3	複数年度にわたる委託業務について、年度毎の支払限度額の変更は、安易に予算の次年度への繰り越しが行われることのないよう、その根拠を厳格に判断すべきである。
4	本委託契約においては、さらに仕様等を見直す余地があるから、速やかに見直すなど、平成 26 年 11 月 14 日付「1 者応札への対応について」(26 会第 68 号)に従った対応をすべきである。
5	委託者は、委託契約の仕様等にしがって適正な委託業務の遂行がなされたかどうかを確認するとともに、精算を求められた費用については、各費用項目が委託業務の範囲内において適性に支出された費用であるかどうかを厳格に確認すべきである。

【意見】

	概 要
	特になし。

(18) 吉岐振興局

【指摘事項】

	概 要
1	当初契約で想定されていない測量業務を新たに受託者へ指示するにあたっては、その旨の指示簿を作成すべきである。
2	県において、受託者に対して貸与品を引き渡したときは、受領書等の書類を取り付けるべきである。
3	県において、受託者に対して貸与品を引き渡したときは、受領書等の書類を取り付けるべきである。
4	本委託業務については、仕様等の見直しを検討し、仕様等の見直しが困難であれば、随意契約への移行に向けた対応をとるべきである。

【意見】

	概 要
1	県は、委託業務に一定の技術水準や資格を要する場合には、管理技術者の決定通知を受けるに当たり、同技術者の履歴書だけでなく、資格証明書等の写しの提出も求めるのが望ましい。
2	打合せ方法について、対面、電話、メール等の別は、打合せ協議簿等に記載しておくことが望ましい。
3	県は、委託業務に一定の技術水準や資格を要する場合には、管理技術者の決定通知を受けるに当たり、同技術者の履歴書だけでなく、資格証明書等の写しの提出も求めるのが望ましい。
4	変更契約により業務が追加されたような場合には、変更後の業務を付加した業務計画書を提出してもらうのが望ましい。

(19) 対馬振興局

【指摘事項】

	概 要
1	単価に勤務時間を乗じて委託料の額が定められる場合には、労働基準法の精神に則り、1分単位の勤務時間を把握するか、時間を切り上げて勤務時間を把握し、委託料を決定するよう、県は、契約で定める等して受託者に遵守させるべきである。
2	共通仕様書適用により作業計画の策定が求められている場合は、作業計画書の作成を行い、作業計画を具体的に示しておくべきである。また、業務の内容により、作業計画の策定までは必要ない場合には、特記仕様書にその旨を明記しておくべきである。

【意見】

	概 要
1	共通仕様書で提出を求めている業務計画書等の提出が期限を徒過する場合は、その具体的な理由を、打合せ簿などの書面に記録しておくことが望ましい。
2	県は、委託業務に一定の技術水準や資格を要する場合には、管理技術者の決定通知を受けるに当たり、同技術者の履歴書だけでなく、資格証明書等の写しの提出も求めるのが望ましい。

(20) 教育庁

【指摘事項】

	概 要
1	県は、委託者として、受託者に対して、報告書の記載内容について仕様書の内容との関連性を重視し作成するよう積極的に指示すべきである。

【意見】

	概 要
1	本委託業務においては、プロポーザル方式を採用するなど、競争性を確保した上で技術力や専門性が評価されるよう契約方法を検討することが望ましい。
2	本委託業務においては、地区をさらに細分化するなど他事業者の新規参入をより容易にする仕様書の変更を検討することが望ましい。
3	本委託業務については、1者応札の継続を回避するため、仕様等の見直しを検討することが望ましい。

(21) 県立学校

【指摘事項】

	概 要
1	仕様書は、委託者が受託者に対して、いかなる内容の業務委託を行うか、その委託の範囲や内容を具体的に特定して記載すべきである。
2	県は、委託者として、受託者に対して、報告書の記載内容について仕様との関連性を明らかにして作成するよう積極的に指示すべきである。

【意見】

	概 要
1	相当程度長期間、随意契約が結ばれているような委託契約においては、随意契約とする理由の適正さを検討するのに役立つ資料を添付するなどの工夫を検討することが望ましい。

(22) 警察本部

【指摘事項】

	概 要
1	本委託契約においては、仕様等の見直しを行い、仕様等の見直しが困難であれば、適正な単価を検討した上で随意契約へ移行すべきである。
2	契約内容に無関係な資料や条項は削除すべきである。
3	本委託契約においては、仕様等の見直しを行い、仕様等の見直しが困難であれ

	ば、適正な単価を検討した上で随意契約へ移行すべきである。
4	本委託契約は、書面による承諾のない再委託禁止に抵触しており、速やかに再委託に関する手続を行うべきである。
5	本委託契約においては、仕様等の見直しを行い、仕様等の見直しが困難であれば、適正な単価を検討した上で随意契約へ移行すべきである。
6	高齢者講習等の実施月報は、資格認定を受けている上五島地区安全協会から提出されなければならない、県は受託者に対して正しく実施月報を提出するよう指導すべきである。
7	契約内容に無関係な資料や条項は削除すべきである。
8	本委託契約においては、仕様等の見直しを行い、仕様等の見直しが困難であれば、適正な単価を検討した上で随意契約へ移行すべきである。
9	契約内容に無関係な資料や条項は削除すべきである。
10	本委託契約においては、仕様等の見直しを行い、仕様等の見直しが困難であれば、適正な単価を検討した上で随意契約へ移行すべきである。
11	契約内容に無関係な資料や条項は削除すべきである。
12	本委託契約においては、仕様等の見直しを行い、仕様等の見直しが困難であれば、適正な単価を検討した上で随意契約へ移行すべきである。

【意見】

	概 要
	特になし。

## 包括外部監査の結果報告・各論（全庁共通）

### 第1 契約方法に関する指摘事項・意見

#### 1 はじめに

本監査において、最も多く検出された指摘事項・意見は、契約方法の選択に関するものであり、その中でも 随意契約に関するもの、競争入札における1者応札に関するものについて重大な問題があると思料する。

これらの問題点は、多くの所管部局で検出されており、本監査の対象としていない委託契約についても同様の問題点を抱えているのではないかと懸念されるため、長崎県においては、全庁的に見直されるよう求める。

具体的な指摘事項等を検出する前に、契約方法の選択に関し遵守すべき主な法令等を整理してみると、

- ・地方自治法 234 条
- ・地方自治法施行令 167 条，167 条の 2，167 条の 3
- ・長崎県財務規則 93 条，103 条，105 条の 2
- ・入札・契約事務マニュアル（新改訂版）（平成 21 年 4 月長崎県出納局）

に定めがあるので、次項で紹介する。

#### 2 随意契約や指名競争入札に関する法令等

##### 地方自治法

##### （契約の締結）

第 234 条 売買，貸借，請負その他の契約は，一般競争入札，指名競争入札，随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札，随意契約又はせり売りは，政令で定める場合に該当するときに限り，これによることができる。

3 普通地方公共団体は，一般競争入札又は指名競争入札（以下この条において「競争入札」という。）に付する場合においては，政令の定めるところにより，契約の目的に応じ，予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし，普通地方公共団体の支出の原因となる契約については，政令の定めるところにより，予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。

##### 4・5 略

6 競争入札に加わろうとする者に必要な資格，競争入札における公告又は指名の方法，随意契約及びせり売りの手続その他契約の締結の方法に関し必要な事項は，政令でこれを定める。

地方自治法施行令

(指名競争入札)

第 167 条 地方自治法第 234 条第 2 項の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- 二 その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- 三 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

(随意契約)

第 167 条の 2 地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第 5 上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
- 二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- 三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第 27 項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業（同条第 7 項に規定する生活介護、同条第 13 項に規定する就労移行支援又は同条第 14 項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第 18 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 16 条第 3 項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第 3 条第 1 項に規

定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第4項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。

七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込み

のあるとき。

八 競争入札に付し入札者がいないとき，又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

九 落札者が契約を締結しないとき。

2 前項第 8 号の規定により随意契約による場合は，契約保証金及び履行期限を除くほか，最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

3 第 1 項第 9 号の規定により随意契約による場合は，落札金額の制限内でこれを行うものとし，かつ，履行期限を除くほか，最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。

4 前二項の場合においては，予定価格又は落札金額を分割して計算することができることに限り，当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

(せり売り)

第 167 条の 3 地方自治法第 234 条第 2 項の規定によりせり売りによることができる場合は，動産の売払いで当該契約の性質がせり売りに適しているものをする場合とする。

## 長崎県財務規則

(入札の公告)

第 93 条 契約担任者は，一般競争入札により契約を締結しようとするときは，その入札期日（県の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びインターネットを利用して公有財産の売却を行う入札（以下「公有財産売却システムに係る入札」という。）にあっては，入札期間の末日）の前日から起算して，少なくとも 10 日（県の休日を含む。）前に，長崎県公報又は新聞紙への掲載，掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし，建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事に係る入札の公告は，建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 6 条に規定する見積期間（県の休日を含まない。）の前日までに行わなければならない。

2 前項の公告には，次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 競争入札に付する事項
- (2) 競争入札に参加する者に必要な資格
- (3) 契約事項を示す場所
- (4) 競争入札執行の場所及び日時（電子入札及び公有財産売却システムに係る入

札にあっては、入札期間及び開札の日時)

- (5) 入札保証金に関すること。
- (6) 無効入札に関すること。
- (7) 電子入札を行おうとするときは、その旨
- (8) その他契約担当者において特に必要と認めること。

3 契約担任者は、令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札を行おうとするときは、前項に掲げる事項のほか、当該入札が総合評価一般競争入札の方法による旨及び当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準について公告しなければならない。

(入札参加者の指名)

第103条 契約担任者は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加することができる資格を有する者のうちから原則として5人以上(予定価格が250万円を超えないものにあつては3人以上)の入札者を指名しなければならない。

(随意契約の限度額)

第105条の2 令第167条の2第1項第1号の規則で定める額は、次の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ、同表右欄に定める額とする。

1 工事又は製造の請負	2,500,000 円
2 財産の買入れ	1,600,000 円
3 物件の借入れ	800,000 円
4 財産の売払い	500,000 円
5 物件の貸付け	300,000 円
6 前各号に掲げるもの以外のもの	1,000,000 円

入札・契約事務マニュアル(新改訂版)

(1) 指名競争入札ができるとき

指名競争入札に付することができる要件は、令第167条の各号に掲げられており、次の表の から までのいずれかに該当する場合に指名競争入札に付することができます。

令第167条の要件		契約できる場合の例
	工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。	・特殊な技術を要する工事の請負。
	その性質又は目的により競争に加わるべ	

	<p>き者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。</p>	
	<p>一般競争入札に付することが不利と認められるとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係業者が通謀して、一般競争入札の公正な執行を妨げることとなるおそれがあるとき。</li> <li>・特殊な構造の建築物等の工事若しくは製造又は特殊な品質の物件等の買入れであって、検査が著しく困難であるとき。</li> <li>・契約上の義務違反のおそれがあるとき、又は県の事業に著しく支障を来すおそれがあるとき。</li> <li>・不誠実又は不信用の者が、一般競争入札に参加して競争をなすおそれがあるとき。</li> </ul>

(2) 随意契約ができるとき

随意契約とすることができる要件は、令第 167 条の 2 第 1 項各号に掲げられており、次の表の から までのいずれかに該当する場合に随意契約とすることができます。

なお、令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号は金額の上限を定めているだけですので、具体的決定は各地方公共団体の規則に委ねられています。

令第 167 条の 2 第 1 項の要件	契約できる場合の例
<p>予定価格が規則(第 105 条の 2)で定める下記の額を超えないとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事又は製造の請負.....250 万円</li> <li>・ 財産の買入れ.....160 万円</li> <li>・ 物件の借入れ..... 80 万円</li> <li>・ 財産の売払い..... 50 万円</li> <li>・ 物件の貸付け..... 30 万円</li> <li>・ その他のもの.....100 万円</li> </ul> <p>(上記の金額は消費税等を含んだ額です。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設工事等。</li> <li>・ 物品、公有財産の購入等。</li> <li>・ 土地、建物、機械器具等の借入れ。</li> <li>・ 不動産、物品の売り払い。</li> <li>・ 物品及び建物の修繕、清掃業務委託等。</li> </ul>

令第 167 条の 2 第 1 項の要件	契約できる場合の例
<p>性質又は目的が競争入札に適しないとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特殊な運送又は保管をさせるとき。</li> <li>・外国で契約を締結するとき。</li> <li>・契約の目的物が特定のものでなければ納入することができないものであるとき。</li> <li>・精通した者に依頼する必要があるとき。</li> <li>・秘密を要するとき。</li> <li>・国及び公共団体又は特殊法人与直接契約を締結するとき。</li> <li>・試験のため、工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき。</li> <li>・物品の買入れ又は修繕において、指名競争入札に参加する者に必要な資格を有する者が 1 人以内の少数であるとき。</li> </ul>
<p>規則（第 106 条の 4）で定める手続により物品等を調達するとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者支援施設等において製作された物品を買い入れるとき、及び役務の提供を受けるとき。</li> <li>・シルバー人材センター等からの役務の提供を受けるとき。</li> <li>・母子・父子福祉団体等から役務の提供を受けるとき。</li> </ul>

令第 167 条の 2 第 1 項の要件	契約できる場合の例
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を，規則（第 106 条の 4）で定める手続により買い入れ若しくは借り入れるとき。</li> <li>・新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から，規則（第 106 条の 4）で定める手続により新役務の提供を受けるとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トライアル発注。</li> </ul>
<p>緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害救援物資の購入。</li> </ul>
<p>競争入札に付することが不利と認められるとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約時期を失するとき。</li> <li>・契約不履行等のおそれがあるとき。</li> <li>・既に発注した契約を変更するとき。</li> </ul>
<p>時価に比して著しく有利な価格で契約が締結できる見込みがあるとき。</p>	
<p>競争入札に付し入札者がいないとき。 再度の入札に付し落札者がいないとき。</p>	<p>(注) 契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができません。</p>
<p>落札者が契約を締結しないとき。</p>	<p>(注) 当初の落札金額の制限内で行うものとし、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができません。</p>

### 3 随意契約に関する指摘事項・意見

#### (1) はじめに

上記に整理したとおり、契約方法の原則は、透明性や公正性、機会均等性、経済性を確保しうる一般競争入札であり、随意契約は地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項が定める限定的な場合のみ選択できる。

長崎県においても、随意契約事務の適正化を図るため、これまで次のような取り組みを進めてきた。

#### (2) 長崎県のこれまでの取り組み

##### ア 「随意契約適正化指針」の施行について

(平成 19 年 3 月 13 日付 18 財第 231 号 18 会第 86 号)

随意契約の透明性・公平性の確保と競争性の発揮による経費の節減を図る必要があるとして、競争性のない随意契約については、契約担当課及び地方機関において十分精査することとし、限度額を超えた随意契約や 1 者随意契約とするものについては、その適用理由が適正であるかを契約案件ごと個別に調査検討していくため、別添のとおり「随意契約適正化指針」を策定した。

また、不適切な物品調達問題の再発防止策の一環として徹底した情報公開を進めていく方針から、随意契約の限度額を超えて随意契約したものについては、平成 19 年度分よりその契約内容や随意契約理由等を、長崎県ホームページ上で公表することとした。

##### 【随意契約適正化指針】

随意契約の締結にあたっては、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号以降各号により限度額を超えて随意契約する場合や、財務規則第 106 条第 1 項第 3 号を適用し 1 者随意契約とするものについては、随意契約における透明性・公平性の確保と競争性の発揮による経費の節減を図る必要から、下記の視点で見直しを実施すること。

また、限度額を超えて随意契約するもの及び 1 者随意契約については、見直しや検討した状況について、1 件の予定価格が 30 万円（物品の購入については 3 万円）を超えるものにあつては、別紙「随意契約検討シート」を契約案件ごとに 2 部作成し、1 部は支出負担行為決議書又は支出負担行為決議書兼支出命令書（即支出命令書）に添付するとともに、もう 1 部は専用のファイルにて所管課で保管すること。

なお、見直し等にあたっては、対外的に説明責任が果たせるような理由となっているか十分に検討すること。

#### 記

1. 競争入札への移行が可能かどうか、また、安易に委任方式の 1 者随意契約としていないか、複数見積など競争性を発揮する方法に移行できないか、原点に立ち

戻り業務内容を検討すること。

2. 「業務に精通した者」や「特定の者」以外でも契約の履行が可能でないかを、前例にとらわれず改めて調査し確認すること。
3. 「契約の相手方が特定される」が理由の場合は、再委託を認めたかどうかにかかわらず、実態として再委託が実施されているものについては、1者随意契約とする理由を再検討すること。
4. 「秘密の保持」が理由の場合は、そのことを公にすることで重大な支障が生じ、公の秩序や公共の安全の維持が困難となる場合に限定されるものであること。
5. 「緊急の必要」が理由の場合は、事務の遅延等により競争入札に付する期間が確保できないことのみでは、随意契約は認められないものであること。
6. 「競争入札に付することが不利」が理由の場合は、それを具体的に説明する必要があることに留意すること。
7. 随意契約の限度額を超えて随意契約したものは、平成19年度分よりその契約内容や理由等を、長崎県ホームページ上で公表する必要があるので、しっかり再検討すること。

#### イ 「随意契約適正化指針」の改訂について

(平成21年3月23日付20財第257号20審指第94号)

上記のとおり、平成19年3月13日付で「随意契約適正化指針」を策定したものの、限度額を超えて随意契約を行ってきた契約で、契約方法の見直しが行われた契約が数件程度しかなく、ほとんどの契約が競争入札への移行は困難として随意契約を継続されていたことから、長崎県議会から「随意契約適正化指針」の策定による見直しの効果がほとんどみえないとの指摘を受け、随意契約検討シートに新たな検討項目を追加した。

##### 【主な改正点】

- 1 再委託が行われていないかの検証
- 2 他県に同様の契約で競争入札が行われていないかの検証
- 3 上記2項目を含め、競争入札移行の可能性と移行計画の検討

#### ウ 随意契約見直しに関する報告書

(平成21年9月随意契約適正化推進協議会)

随意契約については、未だに競争性・透明性の確保が不十分で調達コストの増大を招いているとの指摘があり、平成21年2月の総務委員会において、更なる適正化を図るべきとの意見が出たことを受け、改めて県の契約は競争入札が原則であり、随意契約は例外との原点に立ち帰り限度額を超えた随意契約について、全庁的(平成21年4月随意契約適正化推進協議会設置。以下「協議会」という。)に見直しを

行った。

#### 【今後の取り組み】

協議会においては、随意契約の適正化の更なる推進のため、今後次に掲げる事項について取り組んでいくことを確認した。

- 1 今回の検討で競争入札への移行はできないとされたものや、新たな事業で随意契約とする場合の契約にあたっては、漫然と随意契約するのではなく、随意契約検討シートを活用することにより、真に競争入札ができないか再度検討する。
- 2 今回の検討で競争入札へ移行するとしたものや、新たな事業で競争入札とする場合の入札参加資格の設定にあたっては、制限的な条件が設定されると、新規事業者の参入が阻害され、実質的には競争性のない随意契約と変わらないこととなるため、新規事業者の参入が阻害されないよう十分留意する。
- 3 真にやむを得ない事情により随意契約を行なう場合においても、その予定価格の設定にあたっては、当該契約の目的となる物件又は役務の取引について実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡及び履行期間の長短等を総合的に勘案し適正な価格の設定に努める。
- 4 限度額を超えない随意契約であっても、複数見積もりによる競争性・透明性の確保に努め、調達コストの縮減を図る。
- 5 現在少額随意契約している場合は、一括契約として競争入札による契約ができないか検討を行う。
- 6 一括再委託は禁止されており、再委託の状況と随意契約の理由は整合していなければならないので、再委託を承諾する場合は十分な検討を行う。
- 7 現在、県のホームページにおいて、限度額を超える随意契約についてその理由を公開し県民の意見を求めているが今後ともその徹底に努める。

#### エ 随意契約見直しに関する報告書（第2回）

（平成21年12月随意契約適正化推進協議会）

平成21年9月の総務委員会に随意契約見直しに関する報告書を提出した際、さらに次の4項目について随意契約適正化推進協議会において検討するよう求められた。

- 1 安易にプロポーザル方式としていないか見直しをすること
- 2 事務委任については、補助金の給付と思えるものがあるので精査すること
- 3 事務委任の委託については、精算事務が不十分なものが見受けられるので調査すること
- 4 予算編成の時期から適正な積算が必要であるのでその趣旨を徹底すること

【今後の契約に当たっての留意事項】

- 1 契約方法は、上記の検討・改善事項を十分踏まえた上で決定すること。
- 2 予算額の上限を提示する場合、業者から提出される見積書も審査項目とし、費用と内容を総合的に判断して契約相手方を決定すること。この場合、見積価格の評点基準についても経済性が発揮されるような配分に努めること。
- 3 審査委員会は客観性・透明性を高めるため、できるだけ外部有識者を選任し、内部委員についても担当課のみではなく主管課、関係各課からも選任するよう努めること。

オ 適正な契約事務の執行について

(平成23年2月18日付22会第63号)

平成21年度決算審査特別委員会の審査における指摘を受け、次のとおり改めて周知している。

【随意契約の更なる縮減】

随意契約適正化指針、随意契約見直しに関する報告書(第1回、第2回)の今後の留意事項を再確認し、各部局においては真にやむを得ない場合を除き、一般競争入札の原則に立ち戻り随意契約の縮減に努めること。

報告書では見直し不可とした契約であっても、他県の状況等を把握のうえ、積極的な見直しに努め、その結果を来年度の決算特別委員会で報告できるようにしておくこと。

カ 入札制度等県の発注方式の改善に関する決議

(平成24年3月16日長崎県議会)

長崎県議会は、一者見積りによる随意契約を、限度額を超える超えないにかかわらず、原則として禁止すると決議した。

(3) 随意契約に関する指摘事項・意見の検出

このように、長崎県では随意契約の適正化に取り組んできており、本監査においても、適正化に対する県職員の問題意識の高さ、特に、随意契約は例外的な契約方法であり原則として一般競争入札すべきという強い意識を感じることができた。

しかしながら、長崎県が随意契約の適正性を担保するために導入している随意契約検討シートについては、記載内容が抽象的であったり不明確であったり具体性を欠くものが散見され、その作成が形骸化しているのではないかと懸念される。

随意契約検討シートは、平成19年3月13日付「随意契約適正化指針」で示されており、その内容を公表することで、県民に対し、随意契約事務の執行状況を説明するとともに、県民において執行状況の適正性をチェックする機会を提供するという機能

を有している。

随意契約は、一般競争入札と比べて透明性や機会均等性、競争性を欠いており、経済性を害するおそれがあることから、例外的な契約方法と位置付けられている。そうであるならば、随意契約検討シートが持つ、県民に対する説明責任を果たす機能や県民による適正性のチェック機能は非常に重要なものであると認識すべきであり、その記載内容は詳細かつ具体的で、県民の理解に資するものでなければならない。

このような認識に基づき、次のような改善を求める。

ア 随意契約検討シートには、随意契約を選択した理由を具体的かつ詳細に記載すべきである【指摘事項】

随意契約検討シートにおける随意契約を選択した理由を、単に「（当該事業を）県内で唯一行いうる事業者である」とか「（当該事業に）精通した事業者は県内で他にいない」とか抽象的な記載しかしていないものが散見された。

このような抽象的な記載だけでは、どのような調査や根拠に基づき「県内で唯一」とあるとか「県内で他にいない」と判断しているのか全く分からず、およそ県民への説明責任を果たしているとは言えない。

随意契約検討シートには、随意契約を選択した理由を具体的かつ詳細に記載すべきである。

イ 契約担当課の判断によって予め相手方を1者に特定した上で地方自治法施行令 167条の2第2号を根拠に締結する随意契約は、「明らかに1者を特定しうる場合」に限定すべきである【指摘事項】

随意契約は、一般競争入札と比して透明性や機会均等性を欠く契約方法であるから、契約担当課の判断によって予め相手方を1者に特定した上で地方自治法施行令 167条の2第2号を根拠に締結する随意契約は、「明らかに1者を特定しうる場合」に限定すべきである。

なお、監査人が考える「明らかに1者を特定しうる」類型の一部は次のとおりである。

- ・ 業務等の履行のために、特許権、著作権その他の排他的権利の使用を必要とするもので、当該権利を有している事業者が特定できる場合
- ・ 特殊な技術又は秘密の技術に関する情報、その他、他の者が有し得ない専門的な知識、技術等を必要とするもので、当該情報や知識、技術等を有している事業者が特定できる場合
- ・ 法令等で資格基準が定められており、当該業務等の履行が特定の者に限定される

場合

- ・ 機器の保守点検，修理又は設置において，特殊な装備，部品等を要するため他の者では実施することができない場合
- ・ 機械設備，情報システム等の保守管理で，契約の対象となる設備，システムが他の設備，システムと接続しているため，接続する他の設備，システムの保守管理業者以外では責任区分が不明確になり，また，故障発生時の原因究明及び故障修理などの対処が困難になるなど契約の目的を達成できない場合
- ・ 既存の機械設備，情報システム等と接続した設備，情報システム等の整備等で，既存の設備，システム等の機能を損なうことなく契約の目的を達成するためには，契約の相手方が特定される場合
- ・ 物品の買入れ又は修繕において，指名競争入札に参加する者に必要な資格を有する者が1者である場合
- ・ 特定地域の業者に発注する必要があるため，業務等の履行が可能な業者が特定の者に限定される場合

上記以外に「明らかに1者を特定しうる場合」として監査人が考えるものを，別添「随意契約検討シート【改訂版】マニュアル（案）」に列挙しておくので，県においては，これらを参考に「明らかに1者を特定しうる場合」の類型化を検討してもらいたい。

また，「明らかに1者を特定しうる場合」を理由として随意契約を選択する際には，随意契約検討シートに具体的かつ詳細な調査・検討結果を記載しなければいけない。

ウ 別添「長崎県 随意契約における参加者の有無を確認する公募手続に関する要領（案）」のような公募手続の制定を検討してもらいたい【意見】

上記イのとおり，契約担当課の判断によって予め相手方を1者に特定した上で地方自治法施行令 167 条の2 第2号を根拠に締結する随意契約を「明らかに1者を特定しうる場合」に限定したとすると，契約担当課において，随意契約の相手方を「1者に特定しうる」と想定するものの「明らか」とまで断定できない事例が出てくるのではないかと考える。

そのような事例を一般競争入札に付すのは，契約事務の執行をいたずらに煩雑化させ不経済を招くことに繋がり，また，後述するような問題を抱える1者応札を引き起こすおそれがあり妥当ではない。とはいえ，具体的に「明らかに1者を特定しうる」という根拠を示せないまま随意契約を選択するのは，随意契約事務の執行の透明性及び機会均等性を害することになり許されるものではない。

そこで，契約担当課において，随意契約の相手方を「1者に特定しうる」と想定するものの「明らか」とまで断定できない事案の場合などに，透明性及び機会均等性を確

保しつつ随意契約を選択できるよう、別添「長崎県 随意契約における参加者の有無を確認する公募手続に関する要領（案）」のような公募手続（以下「事前確認公募手続」という。）の制定を検討してもらいたい。

事前確認公募手続は、他に履行可能な者がいないとして、特定の者を随意契約の相手方に選定しようとする場合に、公募によって当該随意契約への参加希望者の有無を確認することにより、手続の透明性や機会均等性を確保するとともに、競争性のある契約への移行を推進するために行う手続である。同様の公募手続は、平成 26 年 2 月より福岡市で、平成 27 年 4 月より神奈川県で実施（試行）されており、一部の省庁や独立行政法人、特別地方公共団体などでも導入されているようである。

エ 地方自治法施行令 167 条の 2 第 2 号を理由に随意契約を選択する場合において、「明らかに 1 者を特定しうる場合」以外は、事前確認公募手続か、プロポーザル・企画提案方式を経て契約の相手方を選定するよう検討してもらいたい【意見】

地方自治法施行令 167 条の 2 第 2 号（性質又は目的が競争入札に適しない）を理由に随意契約を選択する場合において、「明らかに 1 者を特定しうる場合」以外は、契約の相手方の選定手続の透明性や機会均等性、競争性を確保すべく、事前確認公募手続か、プロポーザル・企画提案方式を経て契約の相手方を選定するよう検討してもらいたい。

オ 継続年度の随意契約検討シートには、過年度の事業実績や特定者と契約を継続する必要性を検証した結果も記載すべきである【指摘事項】

今回監査対象とした契約の随意契約検討シートでは、当該随意契約を複数年度に渡り継続しているにもかかわらず、契約締結当初の年度と記載内容がほとんど変わっていないものが見受けられた。

随意契約は契約状況が県民にとって不透明になってしまうために例外的な契約方法と位置づけられており、随意契約検討シートは、その不透明性を解消するために作成するものである。したがって、当該随意契約が複数年度継続している場合には、当該契約がいつから、どれくらいの期間継続しているのか、また、過年度の事業実績や特定者と契約を継続する必要性についての検証結果も具体的に記載し、県民への説明を行うとともに県民からの検証を受けるべきである。

一部の所管課の随意契約検討シートでは、事業の継続により過年度の実績が向上していることが具体的に記載されており、特定の相手方と随意契約を継続する必要性が非常に分かりやすかったので、全庁的に実施してもらいたい。

カ 随意契約検討シートの改訂，随意契約検討シートの【改訂版】マニュアルの策定を検討してもらいたい【意見】

本監査でヒアリングを実施して感じたのは，随意契約検討シートに何をどのように書いたらいいのか具体的なイメージが掴めていない担当職員が多いということであった。

そこで，上記監査人の意見等を踏まえた随意契約検討シートの改訂案やマニュアル案を添付するので，長崎県において改訂等を検討してもらいたい。

#### 4 1者応札に関する指摘事項・意見

##### (1) はじめに

1者応札とは，競争入札において1者しか応札者がいない入札事例のことであり，結果論とは言え，競争性が確保されていない以上，有効な入札とは言えず，入札をやり直すべきという見解もある。

このような問題を有する1者応札を解消すべく，長崎県においても，これまで次のような取り組みを進めてきた。

##### (2) 長崎県のこれまでの取り組み

###### ア 適正な契約事務の執行について（通知）

（平成23年2月18日付22会第63号）

平成21年度決算審査特別委員会の審査における指摘を受け，次のとおり周知している。

###### 【一般競争入札参加資格の柔軟化】

一般競争入札の結果，1者応札の事例があった所属においては，入札参加資格等に公平性を欠くような条件を設定していなかったかの検証を行い，必要に応じ改善を図ること。

今後の入札においては，入札参加資格において，特定の業者に限定されるような資格要件を設定することのないよう，公平な入札に努めること。

###### イ 一般競争入札における1者応札の縮減及び競争性の確保について（通知）

（平成25年3月8日24付会第101号）

一般競争入札における1者応札の取扱いについては，平成23年2月18日付22会第63号会計課長通知により，入札参加資格等の検証を行い，必要に応じ改善を図ることとしておりますが，今年度の1者応札は，随意契約の見直しや県内企業等への優先発注の影響もあり，昨年度と比較すると大幅に増加する状況にあります。

つきましては，今後，一般競争入札を実施する場合，下記の点に留意の上，競争

性の確保に努めるとともに、結果として1者応札となったものについては引き続き検証をお願いします。

また、参加者があまり見込めない一般競争入札にあつては、競争性の確保の観点から第1回目の入札書の提出を郵送により提出することも可能とします。

**【留意点】**

県内に実施可能な業者が数者しかいないと想定される入札にあつては、入札参加資格として地域要件の設定を行わないこと

新規の入札においては、業務に支障のない範囲で入札参加資格を緩和し競争性の発揮に努めること

前年度の入札または同種の入札において、参加者が1者しかいなかったものについては、業務に支障のない範囲で入札参加資格や仕様の見直しに努めること

入札参加資格申請及び入札までの期間については、参加を希望する業者に過度な負担とならないよう十分な期間の確保に努めること

**ウ 1者応札への対応について**

(平成26年11月14日付26会第68号)

一般競争入札における1者応札の取扱いについては、「平25年3月8日付24会第101号会計課長通知(以下「会計課長通知」という。)」により改善を図ることとしておりますが、平成25年度も212件発生しています。

このため、平成26年11月14日付26会第67号随意契約適正化推進協議会座長通知により、県及び部局別随意契約適正化推進協議会の所掌事務に「一般競争入札における1者応札の改善に関する事項」を加え、一般競争入札の結果1者応札となったものの対応を検討するように見直しました。

また、一方では、平成25年度の包括外部監査の報告書では、「競争入札の導入に疑問を感じる契約や1者応札のままとなっている契約について随意契約適正化推進協議会は、その活動内容を見直して対策を講じるべきである」という意見も出されています。

そのため、今後の対応としては、部局別随意契約適正化推進協議会(以下「協議会」という。)でも仕様の見直し等について検討し、更に1者応札の改善に努めてくださるようお願いいたします。しかしながら、検討の結果、やむを得ず、一般競争入札から随意契約へ移行する必要がある契約については、下記のとおり取扱を定めたので、通知します。

**【検討結果】**

**1 随意契約に移行する場合の手続きについて**

契約については、競争入札による執行が基本であり、引き続き会計課長通知

による改善措置を行うこと。しかし、一般競争入札を実施しても1者応札が続いている契約案件（建設工事関係を除く。）で、仕様や入札参加資格要件等について、これ以上の見直しが困難で、随意契約への移行がやむを得ないと判断される場合は、別紙の「1者応札検討シート」を作成し、協議会において審査を行い、当該シートを県公金支出情報で公表した後に、移行することができるものとする。

## 2 「1者応札検討シート」の取扱について

### 「1者応札検討シート」を作成すべき契約

一般競争入札を行った結果、直近の3年間で連続して1者応札となっている契約案件（建設工事関係を除く。）で、次回、随意契約への移行を検討する契約について作成する。

### 「1者応札検討シート」の作成時期

落札決定後、速やかに行う。

### 審査方法等

「1者応札検討シート」により、協議会において随意契約へ移行すべきかの審査を行う。

### 審査時期及び「1者応札検討シート」の提出

ア 審査時期は原則的に落札決定日から3か月以内とする（随意契約の審査開催日に合わせて行うことで差し支えない）。

イ 各部局の主管課及び各振興局は、公表を決定したものについて「1者応札検討シート」を会計課財務システム班へ提出する。

ウ 提出は、競争入札に付した契約情報（建設工事関係を除く。）と同様の方法でデータの提出を行う。

例：12月に審査した場合、会計課財務システム班への提出期限は1月下旬となる。なお、決算事務と重なる時期は別途会計課長が指定する期日とする。

エ 「1者応札検討シート」は、県公金支出情報として、同情報の公開基準により公表することとする。

### 公表時期

公表時期は、協議会で審査を行った月の翌々月とする。なお、決算事務と重なる時期は別途会計課長が定める時期とする。

### 質問や意見への対応

公表した内容について、入札参加希望者及び県民（以下「県民等」という。）から質問や意見等があった場合は、各部（課）で対応する。

### 随意契約への移行の可否について

「1者応札検討シート」に対する県民等の意見聴取後、協議会において改

めて審査を行い、随意契約への移行の可否を決定しなければならない。

(3) 1者応札に関する指摘事項・意見の検出

ア 直近の3年間で連続して1者応札となっている契約案件は「1者応札への対応について」(平成26年11月14日付26会第68号)に従い、速やかに仕様等の見直しや随意契約への移行を行うべきである【指摘事項】

上記のとおり、長崎県は「1者応札への対応について」(平成26年11月14日付26会第68号)(以下「平成26年通知」という。)において、直近の3年間で連続して1者応札となっている契約案件は仕様等の見直し等について検討し1者応札の改善を図ること、検証の結果、仕様等の見直しが困難で、やむを得ない場合は、随意契約へ移行する手続きを執ることを示している。

しかしながら、本監査において、直近の3年間で連続して1者応札となっているにもかかわらず、仕様等の見直しや随意契約への移行が検討されていない契約案件が見受けられた。

担当職員の中には、1者応札が3年間続いており、かつ、仕様等の見直しを行っても入札参加の改善が期待できないと認識しつつ、平成26年通知に関する理解が不十分なため、随意契約は例外的な契約方法であり一般競争入札を行うべきという考えに固執しているように感じられる者もいた。

確かに、随意契約は透明性や機会均等性、競争性を欠いているから例外的な契約方法である。しかし、1者応札も競争性を欠いているのであり、それが3年間も継続するということは、今後も継続する可能性が強く、仕様等の見直しを行って競争性を改善できないのであれば、透明性や機会均等性も確保できず、随意契約と同じような問題を抱えることになる。

それどころか、随意契約は、随意契約検討シートの作成により、随意契約となった理由を県民に公表してその適正性をチェックされるのに対し、1者応札の場合は、1者応札となっている原因等が公表され、県民によるチェックが行われる機会もないことからすると、随意契約よりも透明性に欠けていると言うべきかもしれない。

したがって、長崎県においては、平成26年通知を職員に周知、徹底させ、直近の3年間で連続して1者応札となっている契約案件は、速やかに仕様等の見直しや随意契約への移行を行うべきである。

イ 「競争入札見直しのポイント～競争性を高めるために～」の策定を検討してもらいたい【意見】

1 者応札の解消に関し、担当職員からヒアリングしている中で感じたのが、職員間に知識や情報、経験の差があるため、解消に向けた取り組みにも違いが生じているのではないかということであった。

そこで、監査人は、1 者応札解消のための取り組みとして財務省や経済産業省、文部科学省等が示している方策を「競争入札見直しのポイント～競争性を高めるために～」としてまとめてみた。

これらを参考に、長崎県において競争入札の競争性を高めるための見直し指針を整理、策定してもらい、1 者応札の解消に努めてもらいたい。

## 5 一般競争入札全般に関する意見の検出

一般競争入札の競争性を高める取り組みを検討してもらいたい【意見】

本監査において、一般競争入札の応札者が2～3者程度しかない契約事案が少なからず見受けられた。

このような入札は、競争性に乏しく、競争によって経済性を確保しようとする一般競争入札の機能を十分に発揮できているとは言えない。公告時期や公告期間、発注時期を見直すだけでも、競争参加者の掘り起こしができる可能性があるから、上記「競争入札見直しのポイント」を参考に改善を検討してもらいたい。

さらに、長年に渡り、応札者が2者程度に固定化している契約事案も見受けられた。

このような契約事案は、1 者応札ではないため、平成26年通知に基づく見直し等の対象にはならないが、特定の事業者が予定価格等の入札情報をほぼ正確に把握した状態で応札してくることから競争性に欠け、入札の形骸化や落札率の高止まりを招き、談合の危険性も生み出しかねないものであるから改善の必要性が高い。

例えば、直近の5年間で応札者が特定の2者である場合は、所管課に仕様等の見直しを義務付けるなど、適切な改善策を検討してもらいたい。

## 第2 その他（契約方法に関するもの以外）の指摘事項・意見の検出

1 産業廃棄物の排出事業者としての責任の有無を速やかに再検証し、今後は、仕様書等の作成や契約締結段階で、排出事業者としての責任の所在を適切に定めておくべきである【指摘事項】

この問題は、長崎振興局が所管する路面清掃業務や水産部が所管する漁場環境美化推進事業で検出されたものであるが、県が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）における排出事業者の解釈を誤っていたことに起因していることから、全庁的な見直しを求めるものである。

廃棄物処理法に排出事業者の定義はないが、同法3条は「事業者は、その事業活動に伴

って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と規定していることから、排出事業者はその事業活動に伴って廃棄物を排出した者と考えられる。

そして、排出事業者には次のような責任がある。

環境省ホームページ上の解説を抜粋する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）第3条第1項において、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとされており、また、同法第11条第1項において、事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならないとされています（排出事業者責任）。

廃棄物処理業者に産業廃棄物の処理を委託した場合であっても、排出事業者には処理責任があることに変わりはありません。廃棄物処理法第12条第7項では、事業者は、産業廃棄物の最終処分が終了するまでの一連の処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされています。不適正な処理を行う廃棄物処理業者に委託していたことが明らかになれば、排出事業者も廃棄物処理法の措置命令の対象になる可能性があるとともに、社名等が公表され、コンプライアンスを十分に果たしていない事業者として社会的な評価を落としかねないリスクを十分に認識する必要があります。

県は、上記路面清掃業務や漁場環境美化推進事業において、清掃業務等の受託者が排出事業者であり、発注者である県は排出事業者ではないと解釈していたようである。しかし、路面清掃業務については道路管理者である県が排出事業者と言うべきである。また、漁場環境美化推進事業については、同事業の主体である県が事業活動に伴って廃棄物を排出した排出事業者であると監査人は解する。

このように、県においては、「排出事業者」に関する誤った解釈のもとに実施している事業があるようであるから、上記路面清掃等以外の事業に関しても、排出事業者としての責任の有無を速やかに再検証し、今後は、仕様書等の作成や契約締結段階で、排出事業者としての責任の所在を適切に定めておくべきである。

- 2 委託契約の前払い条項については、「前払いの必要性が認められるとき」などの条件を付ける、あるいは、前払いできる金額の上限を定めるなどの改訂を行うべきである【指摘事項】

今回、監査を行った委託契約において、受託者が委託料を全額（あるいは8割以上）前払いにより請求できる条項を設けているものが散見され、実際、履行期間は1年間であるにもかかわらず、履行期間開始後すぐに契約金額の約8割を前払いしている事案もあった。

確かに、人件費等必要経費の支出に備えて一定額の前払いが必要となる受託者側の事情は理解できる。

しかし、委託契約における報酬請求については、その委託契約の法的性質が民法上の請負契約であっても委任契約ないし準委任契約であっても、業務が完了し成果物の確認を行った後の後払いが原則的取扱いであるし、県が締結している契約においても同様の取り扱いをしている。また、受託者が業務完了前に破産するなど、履行不能となることもあり得るため、委託業務の完了前に過大な前払金を支払うことにはリスクを伴う。

したがって、委託料の前払いについては、次のような制限（あくまで例示である）を設けるように改めるべきである。

「発注者（長崎県）において必要と認めるときは前払いできる」

この条項例は、受託者より具体的な必要性を示した上で前払いの請求をしてもらい、発注者である長崎県がその必要性を確認した上で前払いすることを想定している。

「四半期ごとに〇〇円を上限として前払いできる」

この条項例は、契約期間を分割し（四半期に限る必要はない）、その期間ごとに前払い金額の上限を定めるものである。1度に多額を前払いすることを避け、分割前払いを行うに際し、それまでの出来高を確認することで、可能な限り履行状況に合わせた委託料の支払いを可能にするものである。

- 3 委託業務に一定の技術水準や資格を求める場合には、管理技術者の決定通知を受ける際に、同技術者の履歴書等だけでなく、資格証明書等の写しの提出も求めるのが望ましい【意見】

今回監査を行った委託契約においては、委託業務に一定の技術水準や資格を求めるものが少なからず見受けられたが、管理技術者の履歴書等の提出だけで、資格証明書等の写しの提出までは求めていないものが多かった。

しかし、委託業務に一定の技術水準や資格を求めるのであれば、契約締結時に資格証明書等の写しの提出を求め、技術や資格を有することを確認するのが望ましい。

このことは、指名競争入札の入札参加資格の審査時に資格証明書等の提出を受けていた場合であっても同様である。

## 包括外部監査の結果報告・各論（所管部局ごと）

### 第1 危機管理監

#### 1 監査の対象及び方法

(1) 平成30年度における100万円以上の委託料支出：12件

(2) 第1次資料調査：4件

(3) 第2次資料調査：4件

(第2次資料調査日：令和元年10月7日)

(4) ヒアリング調査：4件

(ヒアリング実施日：令和元年11月5日，同月14日)

#### 2 問題点の検出

(1) 平成30年度長崎県防災ヘリコプター運航管理業務委託（担当課：危機管理課）

##### 【委託業務概要】

本委託業務は，長崎県が所有する防災ヘリコプターの運行管理業務である。

- ・防災ヘリコプターの操縦を行う。
- ・防災ヘリコプターの整備点検を行う。
- ・防災ヘリコプターの運行の安全管理，飛行計画の届出，飛行日誌及び整備日誌等の作成整理，場外離着陸場調査申請，その他運行及び整備に関して必要な事務を行う。
- ・耐空性維持のため，航空局，メーカー等の技術資料に係わる管理を行うとともに，操縦士，整備士の技量保持・向上のための必要な教育訓練等を行う。
- ・機体及び装備品の保守管理を行う。
- ・業務の実施のために長崎県所有の格納庫，事務所及び備品を使用する。
- ・県に応援にきた他のヘリコプターに対して必要な支援を行う。

契約方法	随意契約
契約金額	104,852,232円
契約期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日

##### 【問題点】

本委託業務については，同一受託者による随意契約が継続的になされているが，随意契約検討シートの予定額欄には，平成29年度が113,231,930円，平成30年度が104,852,232円と記載されており，契約金額が8,379,698円下がったかのようにみえる。

平成29年度の予定額は操縦士4名の採用を想定していたものの，実績は3名の採用にとどまったため，最終契約金額は予定額よりも低い94,238,984円となっている。平成30年度の予定額も操縦士4名採用を想定し，同年11月に1名追加採用したことで，ようやく4名の採用が実現できたが，中途採用であったことから予定額からは減額となり，

他の操縦士の昇給増額分があったものの、最終契約金額 99,941,449 円は、予定額の範囲内になっている。

このように、平成 29 年度と平成 30 年度では、実際には契約金額は下がっていないにもかかわらず、随意契約検討シートに平成 29 年度の最終契約金額を記載していないため、あたかも、契約金額が下がったかのように読める。したがって、随意契約検討シートには、漏れなく、過年度の最終契約金額を記載すべきである。

また、随意契約検討シートに過年度の契約金額を記載する目的の 1 つは、過年度との比較により契約金額の妥当性を検証することにあるから、予定額に増減があった場合は、その理由も記載するのが望ましい。

なお、最終契約金額など、年度途中では正確な記載ができない項目もあり得るが、そのような場合であっても、見込額を記載するなど、可能な限り充実した記載を心がけるべきである。

#### 【指摘事項】

随意契約検討シートには、過年度の最終契約金額を記載すべきであり、年度途中で記載できない場合であっても、その見込額を記載すべきである。

#### 【意見】

随意契約検討シートにおいて、契約金額を過年度と比較し、増減が生じる場合には、その理由を記載するようにするのが望ましい。

### (2) 平成 30 年度危険物取扱者免状及び消防設備士免状作成等業務委託(担当課：消防保安室)

#### 【委託業務概要】

本委託業務は、消防法が規定する危険物取扱者免状及び消防設備士免状の作成業務である。

- ・免状の交付申請書の受付及び処理を行う。
- ・免状の書換申請書の受付及び処理を行う。
- ・免状の再交付申請書の受付及び処理を行う。
- ・免状の作成を行う。
- ・免状台帳の作成、保管及び整理を行う。
- ・写真の書換え未了者に対してお知らせを行う。

契約方法	随意契約
契約金額	単価契約(予定合計額 7,338,672 円)
契約期間	平成 30 年 4 月 2 日～平成 31 年 3 月 29 日

#### 【問題点】

特に問題となる点は認められなかった。

( 3 ) 平成 30 年度工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習事務委託( 担当課 : 消防保安室 )

**【委託業務概要】**

本委託業務は、工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習実施要領 2 条 2 項の規定に基づく以下の業務である。

- ・受講申請書、受講票等諸用紙の作成及び配布を行う。
- ・講習の広報を行う。
- ・受講申請の受付及び受講者名簿の作成を行う。
- ・テキストを作成する。
- ・講師への委嘱を行う。
- ・会場を借り上げて管理設営を行う。
- ・講習及び効果測定を実施する。
- ・長崎県収入証紙に消印を押す。
- ・その他講習実施に伴う必要な事項を処理する。

契約方法	随意契約
契約金額	3,030,000 円
契約期間	平成 30 年 4 月 2 日 ~ 平成 30 年 11 月 30 日

**【問題点】**

本委託業務では、受託者が委託業務完了後 30 日以内に実績報告書を提出し( 契約書 10 条 )、県において、同報告書が正当と認めるときは、受託者の請求書を受理してから 30 日以内に委託料を支払うことになっている( 同 11 条 2 項 )。

受託者は、平成 30 年 12 月 5 日付で実績報告書を提出しているものの、県において、検査に時間を要したとして、契約金額の支払日は平成 31 年 3 月 29 日と大幅に遅れている。

県は、受託者より実績報告書の提出を受けたときは、速やかに検査を行い、委託料を支払うべきである。

**【指摘事項】**

県は、受託者より実績報告書の提出を受けたときは、速やかに検査を行い、委託料を支払うべきである。

( 4 ) 平成 30 年度危険物の取扱作業の保安に関する講習事務委託( 担当課 : 消防保安室 )

**【委託業務概要】**

本委託業務は、危険物の取扱作業の保安に関する講習実施要領に基づく以下の業務である。

- ・講習案内書等諸用紙の作成及び配布並びに広報を行う。

- ・受講申請書等の交付，受講申請の受付，受講者名簿の作成等を行う。
- ・会場を借り上げて管理設営を行う。
- ・講師への委嘱及び講師の派遣を行う。
- ・講習を実施する。
- ・受講者との連絡を行う。
- ・その他講習実施に伴う必要な事項を処理する。

契約方法	随意契約
契約金額	6,083,000 円
契約期間	平成 30 年 4 月 2 日 ~ 平成 30 年 12 月 28 日

#### 【問題点】

本委託業務では，受託者が委託業務完了後，遅滞なく実績報告書を提出し（契約書 10 条），県において，同報告書が正当と認められたときは，受託者の請求書を受理してから 30 日以内に委託料を支払うことになっている（同 11 条 1 項）。

受託者は，平成 31 年 1 月 7 日付で実績報告書を提出しているものの，県において，検査に時間を要したとして，前払金を除いた委託料の支払日は平成 31 年 3 月 29 日と大幅に遅れている。

県は，受託者より実績報告書の提出を受けたときは，速やかに検査を行い，委託料を支払うべきである。

#### 【指摘事項】

県は，受託者より実績報告書の提出を受けたときは，速やかに検査を行い，委託料を支払うべきである。

## 第2 総務部

### 1 監査の対象及び方法

- (1) 平成30年度における100万円以上の委託料支出：164件
- (2) 第1次資料調査：22件
- (3) 第2次資料調査：11件  
(第2次資料調査日：令和元年10月23日)
- (4) ヒアリング調査：11件  
(ヒアリング実施日：令和元年10月31日，同年11月14日)

### 2 問題点の検出

- (1) 29 広第38号 平成30年度県外パブリシティサポート業務委託(担当課：広報課)

#### 【委託業務概要】

長崎県の観光や物産，歴史・文化の魅力，県政の先進的な取組などの情報を県外に発信するため，首都圏のマスメディアの記事紙面やテレビ番組などに取り上げられるよう，情報の提供やプレスツアーの実施など，県がパブリシティ活動を行うにあたり，そのサポート業務を委託する。

- ・プレスリリース資料(ニュースレター)の作成・発送を行う(年14回以上)。
- ・長崎県が発行する情報誌の発送業務を行う(年3回)。
- ・メディアへのコンタクトをとる(年416件以上。うち，メディア訪問年171件以上)。
- ・メディアキャラバンを実施する(年2回以上)。
- ・メディアコンタクトの活動報告書を作成する(年12回)。
- ・報道実績に関する報告及びクリッピングを行う。
- ・長崎県に対するパブリシティの助言・企画提案を行う。
- ・プレスツアーの企画・調整・同行を行う(年2回)。

契約方法	一般競争入札(総合評価方式)
契約金額	【当初】14,500,001円 【変更後】14,362,506円
契約期間	【当初】平成30年4月1日～平成31年3月20日 【変更後】平成30年4月1日～平成31年3月29日

#### 【問題点】

本委託業務では，総合評価方式の一般競争入札を実施したものの受託者のみの1者応札であった。

一般競争入札で1者応札となった理由は明らかではないが，平成26年11月14日付「1者応札への対応について」(26会第68号)のとおり，1者応札を解消する方策の検討をしてもらいたい。

本委託業務の内容からすると、受託者は、県と協議しながら発信するパブリシティネタを探すことから始めなければならず、高度な専門性や技術が求められるだけでなく、メディアへのコンタクト等もかなりの業務量が求められているため、受託した場合には、相当の人的、物的資源を本委託業務に投じる必要がある。にもかかわらず、契約期間を1年とする単年度の契約では、翌年度も受託できる保障がないため、本委託業務に人的、物的資源を投じることを躊躇させ、参入障壁になっている可能性がある。また、単年度契約だと、契約期間の終わり近くに見つかったパブリシティネタが、時間的制約のために、マスメディアに取り上げてもらえず無駄に終わってしまうなど、経済性や効率性を損なうおそれもある。このような事情からすると、本委託業務は、単年度ではなく、複数年度の契約にした方が、事業者としても入札参加し易く、事業の経済性や効率性にも資するのではないかと思料する。

**【意見】**

本委託業務においては、1者応札への対応として、契約期間を複数年度とするなどの見直しを検討するのが望ましい。

(2) 29 広第 35 号 情報誌「ながさき『にこり』」デザイン等業務委託（担当課：広報課）

**【委託業務概要】**

県のイメージアップと長崎県の応援団の拡大を目的として、県のさまざまな魅力を県内外に発信する情報誌を制作するため、必要な取材、文章作成、写真撮影、デザイン、レイアウト等に係る業務を委託する。

- ・「ながさき『にこり』」（第 39 号～第 46 号）全体及び各号の「企画」、「デザイン・レイアウト」、「校正・色校正（各 2 回）」、「版下作成」に加え、取材業務（文章作成及び写真撮影）を行う。
- ・取材に関する情報収集及び誌面企画を行う。
- ・取材は、原則としてライターとカメラマンの 2 名以上で対応する。
- ・入稿するデータは、発注する印刷業者に直接納品する。
- ・版下作成終了後、データの納品を行う。
- ・各号のタイトル及び各コーナーのタイトルを提案する。

契約方法	随意契約（公募型プロポーザル）
契約金額	11,178,000 円
契約期間	平成 30 年 6 月 13 日～令和 2 年 3 月 31 日

**【問題点】**

本委託業務は、平成 28 年度、平成 29 年度はいずれも総合評価方式の一般競争入札がなされたが、平成 30 年度は、技術評価を重視し、各事業者の提案内容を評価して受託者を決定することが望ましいとの判断から、契約期間を 2 年としてプロポーザル方式によ

る随意契約が締結されるに至っている。

本委託業務については、今後、事業自体を存続させるかどうかが決まっていなため、令和2年度からは、再び単年度の契約に戻ることが予定されている。

しかし、本委託業務においては、これまで本情報誌により培ってきた県のイメージを定着させることが重要であるため、今後も継続して同一受託者に本業務を委託する必要性が高いのではないかと思料する。

特定者との随意契約を長期にわたって継続することは、行政による調達が多不透明化し、競争性や経済性を害するおそれがあり、厳に控えるべきである。しかし、本委託業務については、平成30年度にプロポーザルを実施し、外部評価委員会による審査を経ているのであるから、一定の透明性や競争性が確保されている。

したがって、本委託業務のように特定者による継続の必要性が高い場合には、今後、単年度契約に切り換わったとしても、同一受託者との随意契約を検討しても許容されると思料する。もっとも、その際には、事業の成果や事業継続の必要性、同一受託者との随意契約継続の必要性を十分に検証し、随意契約検討シートに具体的に記載して、県民に対し公表する必要がある。

**【意見】**

本委託業務については、同一受託者との随意契約の継続も検討してもらいたい。

(3) 29 新行政第53号 平成30年度長崎県職員研修業務委託（担当課：新行政推進室）

**【委託業務概要】**

本委託業務は、長崎県職員（警察職員及び教職員を除く。）に対する研修の企画、実施運営、評価、効果測定等に関する業務である。

- ・講師の選定・確保及び年間研修スケジュールの作成を行う。
- ・実施要領及び募集案内を作成する。
- ・指名研修について、受講希望調査、新規採用職員前期研修における理解度テストの採点及び集計、研修で使用するバスの確保、トップセミナー及び講話の講演録作成を行う。
- ・希望制研修について、開催通知の作成・交付、受講推薦書の受付、ワークライフバランスセミナー講演録の作成を行う。
- ・研修会場の確保、テキストの作成、会場の設営・後片づけ等を行う。

契約方法	随意契約
契約金額	【当初】45,316,800円 【変更後】44,344,800円
契約期間	【当初】平成30年3月1日～平成31年2月28日 【変更後】平成30年3月1日～平成31年3月20日

【問題点】

職員研修は、行政改革推進プランにおける5か年計画の取組みも踏まえて実施するものであり、平成30年度は当該プランの中間年に位置する。平成28年度、平成29年度はいずれも総合評価方式の一般競争入札で、同一の受託者が落札し、平成30年度は、この受託者と随意契約を締結している。

本委託業務は、複数年度を通したカリキュラムや指導方針に基づき、継続的に県職員に対して研修を行うものであり、事業の継続性が重視される業務である。したがって、同一の受託者に業務を継続してもらう必要があるため、随意契約によることが許容される業務内容である。

しかし、随意契約検討シートには、前述のような本委託業務の性質などが十分には記載されていない。また、平成30年度が中間年に位置する以上、随意契約検討シートには、1年目、2年目の各プログラムの効果を記載することが望ましい。

随意契約検討シートに記載する随意契約の理由は、県民に公表され、県民への説明責任を果たすという目的がある。そうであるならば、随意契約検討シートには、本委託業務の性質、1年目、2年目の各プログラムの効果を含め、より充実した随意契約の理由を記載することが望ましい。

【意見】

随意契約検討シートには、本委託業務の性質、1年目、2年目の各プログラムの効果を含め、より充実した随意契約の理由を記載することが望ましい。

(4) 29 職厚第109号 平成30年度職員元気回復事業業務委託（担当課：職員厚生課）

【委託業務概要】

本委託業務は、地方公務員法42条に基づき、長崎県職員の元気回復と公務能率の増進を目的とするスポーツ・レクリエーション育成事業である。

- ・球技大会県大会、球技大会地区予選、地区レクリエーション（スポーツ大会、駅伝大会、囲碁・将棋大会等）等の運営業務を行う。
- ・事業の運営にあたっての経理業務を行う。

契約方法	随意契約
契約金額	【当初】12,332,000円 【変更後】7,089,000円
契約期間	平成30年4月2日～平成31年3月31日

【問題点】

本委託契約では、契約後、上半期執行見込額を前払金により請求できるとの条項があり（契約書3条2項）、県は、平成30年5月16日に10,000,000円を前払いしている。

しかし、委託契約における報酬請求については、その法的性質が民法上の請負契約で

あっても委任契約ないし準委任契約であっても、業務が完了し成果物の確認を行った後の後払いが原則的取扱いであるし、一般論としても、受託者が業務完了前に破産するなど、履行不能となることもあり得るため、委託業務の完了前に当初契約金の8割を超える過大な前払金を支払うことの高リスクは高い。ましてや、本委託契約においては、契約金額を減額変更し、受託者に2,911,000円の返金を求めるに至っているが、一般論として、返金を拒まれるケースもあり得ることなども考慮すれば、そのリスクは一層高まるといえる。したがって、契約金額の前払いを可能とする条項については、「前払いの必要性が認められるとき」などの条件を付けるなどして改めるべきである。

**【指摘事項】**

契約金額の前払いを可能とする条項については、「前払いの必要性が認められるとき」などの条件を付けるなどして改めるべきである。

**【問題点】**

本委託業務では、長崎地区以外の地区の事業運営を、県が各地区の「県職員スポーツ・レクリエーション実行委員会」（以下「実行委員会」という。）を通じて行っており、受託者は、長崎地区以外の地区の事業運営業務を行っていない。

しかし、県は、受託者に対し、長崎地区以外の地区の事業運営費も含めて、委託料を支払い（契約書3条1項）、その後、受託者を通じて各地区の実行委員会が事業運営費を受け取っている。そうすると、県は、長崎地区以外の地区の事業運営業務について、受託者に委託していないにもかかわらず、委託料（事業運営費）は支払っていることになり、委託業務と委託料の内容に食い違いが生じている。

したがって、委託業務と委託料の内容が整合するように契約条項を改めるべきである。

**【指摘事項】**

本委託契約においては、委託業務と委託料の内容が整合するように契約条項を改めるべきである。

(5) 29 管第 90 号 長崎県庁舎警備等業務委託（担当課：管財課）

**【委託業務概要】**

本委託業務は、県庁舎等の防犯・防災機能を常に最適な状態に保ち、執務者・来庁者の安全を確保し、火災や盗難等を防止するとともに、不正・不法行為を排除し、施設業務の円滑な運営の維持に資することを目的とする。

- ・業務対象場所は、長崎市尾上町の行政棟、議会棟及び駐車場棟とする。
- ・県庁舎開庁前業務は、防火管理、防犯管理、入退出管理、常駐警備、巡回警備、立哨警備、駐車場警備、警備上の付帯業務及び駐車料金の回収業務とする。
- ・県庁舎開庁後業務は、防火管理、防犯管理、入退出管理、常駐警備、巡回警備、立哨警備、駐車場警備及び警備上の付帯業務とする。

- ・庁舎移転作業実施日については，通常警備に加え，庁舎移転時警備を実施する。

契約方法	一般競争入札
契約金額	【当初】171,504,000 円 【変更後】175,230,000 円
契約期間	平成 29 年 11 月 30 日～令和 2 年 9 月 30 日

**【問題点】**

特に問題となる点は認められなかった。

( 6 ) 長崎県庁舎等警備業務 ( 旧本館ほか ) 委託 ( 担当課 : 管財課 )

**【委託業務概要】**

本委託業務は，県庁舎等の防犯・防災機能を常に最適な状態に保ち，火災や盗難等を防止するとともに，不正，不法行為を排除することを目的とする。

- ・業務対象場所は，長崎市江戸町の本館，第 1 別館，第 2 別館及び第 3 別館並びに長崎市万才町の新別館とする。
- ・庁舎等の秩序維持のための業務を行う。
- ・巡回業務を行う。
- ・電話対応等，門扉開閉業務，庁舎内拾得物の一時預かり等の業務を行う。

契約方法	一般競争入札
契約金額	【当初】11,340,000 円 【変更後】13,284,000 円
契約期間	【当初】平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 【変更後】平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 1 月 4 日

**【問題点】**

特に問題となる点は認められなかった。

( 7 ) 29 県庁舎委第 5 - 1 号 長崎県庁舎新別館他から排出される産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務委託 ( 担当課 : 管財課 )

**【委託業務概要】**

長崎県庁舎新別館他から排出される産業廃棄物の収集，運搬及び処分を行う。

- ・業務対象場所は，日生ビル ( 2 トン車まで ) ，出島交流会館 ( 4 トン車まで ) ，長崎県庁舎新別館 ( 4 トン車まで ) ，橋本商会ビル ( 4 トン車まで ) ，交通産業ビル ( 4 トン車まで ) 及び江戸町センタービル ( 4 トン車まで ) とする。
- ・産業廃棄物の種類は，金属くず，廃プラスチック，ガラスくず，コンクリートくず，陶磁器くず及び木くずとする。

- ・ 排出される産業廃棄物の収集，運搬及び処分までの処理業務とし，「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適切に処理を行う。
- ・ 収集場所等においては，取り残しがないよう最低限の清掃を行う。

契約方法	一般競争入札
契約金額	【当初】29,188,080 円 【変更後】16,364,008 円
契約期間	平成 30 年 1 月 27 日～平成 30 年 6 月 29 日

**【問題点】**

特に問題となる点は認められなかった。

- ( 8 ) 29 県庁舎委第 6 号 長崎県庁舎本館から排出される産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務委託（担当課：管財課）

**【委託業務概要】**

長崎県庁舎本館から排出される産業廃棄物の収集，運搬及び処分を行う。

- ・ 業務対象場所は，長崎県庁舎本館（4 トン車まで）とする。
- ・ 産業廃棄物の種類は，金属くず，廃プラスチック，ガラスくず，コンクリートくず，陶磁器くず及び木くずとする。
- ・ 排出される産業廃棄物の収集，運搬及び処分までの処理業務とし，「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適切に処理を行う。
- ・ 収集場所等においては，取り残しがないよう最低限の清掃を行う。

契約方法	一般競争入札
契約金額	【当初】15,487,200 円 【変更後】8,532,000 円
契約期間	【当初】平成 30 年 2 月 12 日～平成 30 年 6 月 29 日 【変更後】平成 30 年 2 月 12 日～平成 30 年 10 月 31 日

**【問題点】**

特に問題となる点は認められなかった。

- ( 9 ) 29 税第 251 号 県税総合システム運用保守業務委託（担当課：税務課）

**【委託業務概要】**

県税総合システムの運用保守業務を行う。

- ・ 課税業務，収納業務，滞納管理及びシステム全体にかかる業務を行う。
- ・ 適切な運用業務の実現のために，システムの年次，月次，日次のオペレーションに関する業務，システム関連機器の監視及び障害除去に関する業務，職員との運用に

関する情報交換，連携作業に関する業務その他システムを円滑に運用するうえで必要な業務を行う。

契約方法	一般競争入札（総合評価方式）
契約金額	【当初】132,840,000 円 【変更後】156,408,000 円
契約期間	平成 30 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日

**【問題点】**

特に問題となる点は認められなかった。

(10) 平成 30 年度ふるさと長崎応援寄附金に係るインターネットからの寄附金申込受付業務等一括委託（担当課：税務課）

**【委託業務概要】**

- ・寄附受付に関する情報の公表を行う。
- ・寄附の受付を行う。
- ・寄附者が希望する本件寄附金の使用用途の受付を行う。
- ・お礼品の受付を行う。
- ・お礼品情報の管理を行う。
- ・受け付けた寄附金の委託者への払込みを行う。
- ・お礼品の購入及び寄附者への配送手配を行う。
- ・寄附に関する問合せ対応を行う。
- ・新たな返礼品の企画，選定及び返礼品提供業者との契約に関する業務を行う。
- ・長崎県及び長崎県ふるさと納税のプロモーションに関する業務を行う。
- ・長崎県ふるさと納税制度の活用促進に係るコンサルティング，情報提供等に関する業務を行う。

契約方法	随意契約（公募型プロポーザル）
契約金額	単価契約（予定額 6,176,736 円）
契約期間	平成 30 年 4 月 1 日～令和元年 5 月 31 日

**【問題点】**

本委託業務は継続的な事業であり，平成 30 年度はプロポーザル方式による随意契約がなされ，その成果を 1 年ごとに検証し，検証の結果，ユーザーが固定化してきていること，寄附金の金額が増加していることなどが明らかになっている。

しかし，随意契約検討シートには，1 年ごとに検証を行っていることや検証の結果などは記載されていない。随意契約検討シートに記載する随意契約の理由は，県民に公表され，県民への説明責任を果たすという目的がある。そうであるならば，随意契約検討

シートには、1年ごとに検証を行っていることや検証の結果を含め、より充実した随意契約の理由を記載することが望ましい。

【意見】

随意契約検討シートには、本委託業務の成果を1年ごとに検証を行っていることや検証の結果を含め、より充実した随意契約の理由を記載することが望ましい。

(11) 30 給与委第1号 平成30年度職員総合（計算系）システム維持管理及び運用業務委託（担当課：情報政策課）

【委託業務概要】

本委託業務は、職員総合（計算系）システムの維持管理及び運用業務、運用に伴う支援業務を行う。

- ・ 計算系システム稼働環境の維持管理を行う。
- ・ 運用計画を作成する。
- ・ 処理の準備を行う。
- ・ 処理実行及び結果の確認を行う。
- ・ 他システムとの調整を行う。
- ・ 障害時の対応を行う。
- ・ その他職員の人事異動時におけるシステム教育及び支援、給与法令改正時のシステム変更の検討、職員に対するコンピュータ教育を行う。

契約方法	随意契約
契約金額	19,137,600 円
契約期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日

【問題点】

本委託業務は、職員総合システムの計算に関する業務で、受託者Aと随意契約を締結しているが、職員総合システムの画面に関する業務は入札によって受託者を決定している。本委託業務で随意契約を採用した大きな理由としては、A以外の事業者が受託者となった場合には、業務の引継ぎだけでも1年ほどの期間を要すると見込まれること、引継期間中にはAと受託者の双方に費用を支払う必要があり不経済であることなどが挙げられるが、これらの理由は、随意契約検討シートには記載がされていない。

随意契約検討シートに記載する随意契約の理由は、県民に公表され、県民への説明責任を果たすという目的がある。そうであるならば、随意契約検討シートには、A以外の事業者が受託者となった場合に発生する引継業務に要する見込期間や重複費用の発生などのデメリットを含め、より充実した随意契約の理由を記載することが望ましい。

**【意見】**

随意契約検討シートには、A以外の事業者が受託者となった場合に発生する引継業務に要する見込期間や重複費用の発生などのデメリットを含め、より充実した随意契約の理由を記載することが望ましい。

### 第3 企画振興部

#### 1 監査の対象及び方法

(1) 平成30年度における100万円以上の委託料支出：21件

(2) 第1次資料調査：8件

(3) 第2次資料調査：7件

(第2次資料調査日：令和元年10月7日)

(4) ヒアリング調査：7件

(ヒアリング実施日：令和元年11月1日)

#### 2 問題点の検出

(1) 29地づ第375号 平成30年度長崎県しまの地域商社支援業務委託(担当課：地域づくり推進課)

##### 【委託業務概要】

本委託業務は、本県国境離島地域市町の地域商社が取り組む、地域資源の発掘・活用、市場調査、商品開発、販路開拓、生産者への販売状況提供などの活動を支援することにより、しまの生産者の生産力の向上を図り、雇用の創出、若者の定着を目指す。

- ・マーケティング支援員において、首都圏飲食店等の市場調査、しまの地域商社営業員のサポート等を行う。

- ・しまの総括支援員において、各しまの出荷体制の確立のための支援、県主催のセミナーに講師等として参加しての各地域商社や生産者への支援、商談会等に参加しての各地域商社への支援等を行う。

契約方法	随意契約
契約金額	33,976,800円
契約期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日

##### 【問題点】

県は、受託者の請求に基づき、契約金額を前払いにより支払うことができるとされており(契約書6条1号)、同契約条項に従い、平成30年6月4日、受託者に対し、前払金として27,181,440円が支払われている。

しかし、委託契約における報酬請求については、その法的性質が民法上の請負契約であっても委任契約ないし準委任契約であっても、業務が完了し成果物の確認を行った後の後払いが原則的取扱いであるし、一般論としても、受託者が業務完了前に破産するなど、履行不能となることもあり得るため、委託業務の完了前に過大な前払金を支払うことの高リスクは高い。したがって、契約金額を全額前払いにより請求できる旨の規定については、前払いできる金額の上限を定める、あるいは、「前払いの必要性が認められるとき」などの条件を付けるなどして改めるべきである。

#### 【指摘事項】

契約金額を全額前払いにより請求できる旨の規定については、前払いできる金額の上限を定める、あるいは、「前払いの必要性が認められるとき」などの条件を付けるなどして改めるべきである。

#### 【問題点】

本委託業務は、平成 29 年度に引き続いて、同一受託者との随意契約がなされている。本委託業務を遂行するにあたっては、受託者において、地元生産者や首都圏バイヤー等との信頼関係を継続的に構築していくことが求められるため、このような本委託業務の性質に鑑みれば、同一受託者と随意契約をする必要がある。

しかし、随意契約検討シートには、継続性が重視されることやその理由は記載されていないし、売上実績の推移なども記載されていない。随意契約検討シートに記載する随意契約の理由は、県民に公表され、県民への説明責任を果たすという目的がある。そうであるならば、随意契約検討シートには、売上実績の推移、本委託業務において継続性が重視される理由など、より充実した随意契約の理由を記載することが望ましい。

また、県においては、時期（3 年度実施後程度）をみて、同一受託者との随意契約を継続的に実施した効果を検証することが望ましいと言える。検証の結果によっては、公募型入札方式（総合評価方式）やプロポーザル方式による随意契約などを検討する余地はある。

#### 【意見】

随意契約検討シートには、売上実績の推移、本委託業務において継続性が重視される理由など、より充実した随意契約の理由を記載することが望ましい。

#### 【意見】

継続性を重視して同一受託者と随意契約を継続した場合には、時期をみて、その効果を検証することが望ましい。

( 2 ) 30 地づ第 49 号 「長崎県版図柄入りナンバープレート」PR 業務委託（担当課：地域づくり推進課）

#### 【委託業務概要】

本委託業務は、地方版図柄入りナンバープレートの交付に伴い、本県の魅力あふれる図柄ナンバープレートを広く PR し、話題性の創出と郷土愛の醸成により地域振興を推進する。

- ・ポスター制作・発行及びチラシ制作・発行を行う。
- ・新聞による PR（新聞広告原稿制作・新聞広告掲載）及びテレビ CM による PR（テレビ CM 制作・テレビ CM 放映）を行う。

契約方法	一般競争入札
契約金額	【当初】1,296,000 円 【変更後】1,324,080 円
契約期間	平成 30 年 6 月 13 日～平成 30 年 12 月 28 日

**【問題点】**

本委託業務において、ポスターやチラシの発行枚数、新聞広告を掲載する新聞社や掲載数、テレビCMの放送局や放送回数などは、県が仕様書により指定している。

しかし、本委託業務では、ポスター、チラシ、新聞広告、テレビCMの内容やデザイン性に関する技術力だけでなく、効果的なPRの方法についても専門的な知見が求められる。このような高い専門性や技術力が求められる事業については、県職員が詳細な仕様を決めてしまわず、専門業者にデザインなどの内容面だけでなく、広く事業のPR方法から提案をしてもらい、価格面だけでなく、技術面での競争も求めることが望ましい。

したがって、本委託業務については、公募型入札方式（総合評価方式）ないしプロポーザル方式による随意契約を検討してもらいたい。

**【意見】**

本委託業務については、公募型入札方式（総合評価方式）あるいはプロポーザル方式による随意契約を検討してもらいたい。

(3) 30 地づ第 97 号 VR 動画作成業務委託（担当課：地域づくり推進課）

**【委託業務概要】**

本委託業務は、VR 動画を作成することにより、移住相談会等での有効な誘客へとつなげるとともに、長崎県の実態をよりリアルに伝え、本県への移住者を増やすことを目的とする。

- ・ VR 動画を各 1 ～ 2 分程度で 6 本作成する。
- ・ VR 動画の内容は、長崎市：お盆に墓地で花火をしている様子、諫早市：中央干拓地の前面堤防道路から見える夏の景色や秋の星空の様子、島原市：朝の窓から入ってくる船の汽笛、町中を流れる水の音、大正レンガの通りなどの景色、壱岐市：ビーチでピクニック、雲丹とりをする様子、壱岐市：地元食材を使ったバーベキュー、庭で子ども達が虫を捕まえて遊ぶ様子、佐世保市：九十九島でのカヤックのドローン空撮とする。
- ・ 動画再生のためのスタンドアローン型の VR 動画再生機器 4 台及び再生機器に適合する VR 体験用マスク 500 枚を納品する。
- ・ 業務完了後に報告書を提出する。

契約方法	一般競争入札
契約金額	1,598,400 円
契約期間	平成 30 年 8 月 13 日～平成 31 年 2 月 8 日

【問題点】

県は、仕様書において、動画の撮影場所、内容などを細かく指示した上で、一般競争入札により受託者を決定している。

しかし、本委託業務は、VR動画の作成というクリエイティブな側面が重視される業務であるため、技術面での競争性がない一般競争入札は適当とは言えない。動画の撮影場所、内容等を含めて、広く事業者からの提案を募るのが望ましい。したがって、本委託業務については、公募型入札方式（総合評価方式）ないしプロポーザル方式による随意契約を検討してもらいたい。

【意見】

本委託業務については、公募型入札方式（総合評価方式）あるいはプロポーザル方式による随意契約を検討してもらいたい。

( 4 ) 29 市町村第 506 号 住民基本台帳ネットワークシステムの維持・管理支援業務委託  
( 担当課：市町村課 )

【委託業務概要】

本委託業務は、住民基本台帳ネットワークシステムにおける都道府県代表端末、県ファイアウォール及び住基専用端末機器等それに係わる機器の運用支援業務を行う。

・維持管理業務の作業体制の確保，定期的な監視，質疑対応，障害対応その他システムの運用等に関する業務を行う。

契約方法	一般競争入札
契約金額	11,664,000 円
契約期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

【問題点】

本委託業務（平成 30 年度）は、平成 29 年度と同様、一般競争入札における 1 者応札となっており、平成 31 年度も、本委託業務と同一受託者による 1 者応札であった。

一般競争入札において直近 3 年間で連続して 1 者応札となった場合、出納局会計課長名で発せられた平成 26 年 11 月 14 日付「1 者応札への対応について」（26 会第 68 号）に従い、参入障壁となり得る事情がないかを検討し、参入障壁となり得る仕様等の見直しができるのであれば、仕様等を見直した上で引き続き競争入札を実施する、仕様等の見直しが困難であれば、「1 者応札検討シート」を作成し、随意契約適正化推進協議会において、随意契約へ移行すべきかどうかの審査を受ける、同協議会が公表を

決定した場合、「1者応札検討シート」の公表を行い、県民等の意見聴取後、同協議会において随意契約への移行の可否を決定することになっている。

本委託業務(平成30年度)については、未だ3年連続での1者応札にはなっていないため、上述の「1者応札への対応について」に従った対応までは求められていない。しかし、仕様等の内容が参入障壁となっている可能性も否定できないため、上述の「1者応札への対応について」に準じて、競争参加者が入札参加しやすくなるよう、仕様等を見直すべきである。

例えば、一般競争入札のメリットは、公正性と機会均等性にあるとされているが、本件一般競争入札は、公告から入札執行まで21日、入札執行から業務開始までは6日であるため、このようなタイトなスケジュールであれば、業務としての採算性、人員確保などを含めた業務遂行可能性などを検討するだけの時間的余裕がなく、そのために入札参加を躊躇してしまう可能性も否定できない。したがって、入札参加の検討期間や業務遂行の準備期間等を確保し、競争参加者が入札参加しやすくなるよう、公告時期、入札執行時期を見直すべきである。

**【指摘事項】**

本委託業務については、仕様等を見直すか、あるいは、仕様等の見直しが困難であれば、随意契約への移行に向けた対応をとるべきである。

(5) 29 新交第158号 平成30年度長崎県地域創生人材育成事業業務委託(担当課:新幹線・総合交通対策課)

**【委託業務概要】**

本委託業務は、高齢化と人手不足の課題を抱える長崎県内のバス事業者において、企業内研修等の実施により、安全で確実に業務を遂行することができる人材の確保・育成を図る。

- ・雇用の募集を行い、応募者の適性等を判断したうえでバス運転手として育成する者を雇用し、研修を行う。
- ・募集、雇用及び研修の一部並びに本事業により採用した受講者の労務管理について、バス事業者に再委託を行う。
- ・合同研修を行い、企業内研修などは再委託を行う。
- ・本事業により採用した受講者に業務遂行に必要な免許(大型自動車2種運転免許)を取得させる。
- ・事業の実施に付随する県との事務及び報告業務を行う。

契約方法	随意契約
契約金額	【当初】33,154,000円 【変更後】24,133,000円
契約期間	平成30年4月2日～平成31年3月31日

【問題点】

本委託業務の問題点は、後記(6)「30 新交第 101 号 平成 30 年度長崎県地域創生人材育成事業業務委託」と共通するため、同委託業務の問題点と併せて論じることとする。

(6) 30 新交第 101 号 平成 30 年度長崎県地域創生人材育成事業業務委託(担当課：新幹線・総合交通対策課)

【委託業務概要】

本委託業務は、高齢化と人手不足の課題を抱える長崎県内のトラック事業者において、企業内研修等の実施により、安全で確実に業務を遂行することができる人材の確保・育成を図る。

- ・雇用の募集を行い、応募者の適性等を判断したうえでトラック運転手として育成する者を雇用し、研修を行う。
- ・募集、雇用及び研修の一部並びに本事業により採用した受講者の労務管理について、トラック業者に再委託を行う。
- ・人材育成研修を行い、企業内研修などは再委託を行う。
- ・本事業により採用した受講者に業務遂行に必要な免許(大型自動車運転免許、中型自動車運転免許、準中型自動車運転免許、けん引自動車運転免許)を取得させる。
- ・事業の実施に付随する県との事務及び報告業務を行う。

契約方法	随意契約
契約金額	【当初】34,000,000 円 【変更後】22,318,200 円
契約期間	平成 30 年 4 月 2 日～平成 31 年 3 月 31 日

【問題点】

「29 新交第 158 号 平成 30 年度長崎県地域創生人材育成事業業務委託」(以下「本業務委託」という。), 「30 新交第 101 号 平成 30 年度長崎県地域創生人材育成事業業務委託」(以下「本業務委託」という。)のいずれにおいても、県は、受託者の請求に基づき、契約金額の 9 割も前金払いをすることができる(契約書 7 条 3 項)。

しかし、委託契約における報酬請求については、その法的性質が民法上の請負契約であっても委任契約ないし準委任契約であっても、業務が完了し成果物の確認を行った後の後払いが原則的取扱いであるし、一般論としても、受託者が業務完了前に破産するなど、履行不能となることもあり得るため、委託業務の完了前に過大な前払金を支払うことのリスクは高い。したがって、契約金額の 9 割も前払いにより請求できる旨の規定に

については、前払いできる金額の上限を下げる、あるいは、「前払いの必要性が認められるとき」などの条件を付けるなどして改めるべきである。

**【指摘事項】**

契約金額の9割を限度とする前払いの条項については、前払いできる金額の上限を下げる、あるいは、「前払いの必要性が認められるとき」などの条件を付けるなどして改めるべきである。

**【問題点】**

本業務委託は、県下全域のバス運転手ないしトラック運転手の育成を図ることを目的としているため、民間のバス事業者やトラック事業者へ委託することは適切ではない。そこで、県は、事業者団体を受託者として随意契約を締結するに至っている。

しかし、随意契約検討シートにはこのような事情が記載されておらず、随意契約の理由としては不十分といえる。随意契約検討シートに記載する随意契約の理由は、県民に公表され、県民への説明責任を果たすという目的がある。そうであるならば、随意契約検討シートには、特定の事業者団体に委託すべき事情、他の民間事業者に委託すべきでない事情を記載するなどして、より充実した随意契約の理由を記載することが望ましい。

**【意見】**

随意契約検討シートには、特定の事業者団体に委託すべき事情、他の民間事業者に委託すべきでない事情を記載するなどして、より充実した随意契約の理由を記載することが望ましい。

**【問題点】**

本業務委託は、いずれも約10,000,000円の減額変更がなされているが、県が受託者に宛てた「変更契約に係る承諾書の提出について」と題する書面には、いずれも「変更理由 事業の執行状況を踏まえた委託料減額に伴う変更」としか記載されておらず、その他、契約変更について協議した記録も残っていないため、契約金額を減額した具体的な理由が明らかではない。

したがって、契約金額を減額する変更契約を締結するにあたっては、打合せ協議簿に変更に係る具体的な協議の内容を記載するなどして、契約変更の理由を明らかにしておくことが望ましい。

**【意見】**

契約金額を減額する変更契約を締結するにあたっては、打合せ協議簿に変更に係る具体的な協議の内容を記載するなどして、契約変更の理由を明らかにしておくことが望ましい。

**【問題点】**

本業務委託は、企業内研修における指導者について、「研修内容に関する十分な実務経験・指導経験を有する者であって、研修の適切な指導が可能であること」を求めている。

しかし、県は、指導者となる者がどのような実務経験・指導経験を有しているか確認をしていない。したがって、県は、受託者が指導者を決定した場合に、実務経験・指導経験を記載した履歴書を提出させるなどして、その適格性を判断することが望ましい。

**【意見】**

県は、「研修内容に関する十分な実務経験・指導経験を有する者であって、研修の適切な指導が可能であること」を仕様に入れるのであれば、受託者が指導者を決定した場合に、実務経験・指導経験を記載した履歴書を提出させるなどして、その適格性を判断することが望ましい。

## 第4 文化観光国際部

### 1 監査の対象及び方法

(1) 平成30年度における100万円以上の委託料支出：25件

(2) 第1次資料調査：13件

(3) 第2次資料調査：8件

(第2次資料調査日：令和元年10月1日)

(4) ヒアリング調査：8件

(ヒアリング実施日：令和元年11月6日)

### 2 問題点の検出

(1) 30文振第25号 平成30年度しまと若者が輝く！文化芸術による地域ブランディング事業開催業務委託（担当課：文化振興課）

#### 【委託業務概要】

地域実行委員会等が各地域の独自性・自主性を活かして行う、交流人口の拡大や創造的人材の育成等に繋がる戦略的かつ先駆的な文化芸術活動を支援し、地域主体で地域の特徴を活かした文化芸術の企画をマネジメントできる体制づくりと人材の育成を図る。

- ・文化・芸術による交流促進に向けた企画を立案し、これを実践する。
- ・セミナーの開催，講師との連絡調整，謝金及び旅費の支払い等を行う。
- ・出演者の選定・契約・連絡調整，出演料及び旅費の支払いを行う。
- ・演奏会等の入場券の作成，ポスター・チラシ・プログラムの作成を行う。
- ・会場使用及び舞台設営に伴う業務を行う。
- ・調律等の音楽・文芸に関する業務を行う。
- ・これらの業務の記録をとる。

契約方法	随意契約
契約金額	【当初】2,000,000円 【変更後】3,200,000円
契約期間	平成30年5月2日～平成31年3月22日

#### 【問題点】

本委託業務（平成30年度）は、事業の名称は異なるものの、事実上4年目を迎える継続事業であり、平成31年度まで、同一受託者への随意契約がなされている。

本委託業務には、地域主体で地域の特長を活かした文化芸術の企画をマネジメントできる体制づくりと人材の育成を図るという目的があるため、人づくり・地域づくりのために、地域の実行委員会（受託者）と継続して随意契約を締結する必要があるといえる。

本委託業務では、地域の実行委員会を受託者としたことによる検証を行ってはいないものの、随意契約検討シートには、そのような検討結果を踏まえた記載はなされていない。

随意契約検討シートに記載する随意契約の理由は、県民に公表され、県民への説明責任を果たすという目的がある。そうであるならば、随意契約検討シートには、過年度の検証結果を踏まえた随意契約の理由を記載するなどして、より充実した随意契約の理由を記載することが望ましい。

**【意見】**

特定者との随意契約を複数年度続けるのであれば、過年度の検証結果を踏まえた随意契約の理由を記載するなどして、より充実した随意契約の理由を記載することが望ましい。

**【問題点】**

本委託業務においては、アーティストによるギターコンサート等が開催され、受託者は、委託料とは別に入場料を徴収し、その収入を出演者のケータリングなどの経費に充てている。

県は、業務完了報告書の提出は受けるものの、上記入場料収入に関する収支報告書の提出は受けていない。しかし、コンサート開催に要する主たる経費を県が負担しているのであるから、別途、実行委員会が徴収している入場料については収支を書面によって報告させるべきである。

したがって、県は、受託者に対して、コンサート等の入場料に関する収支報告書の提出を求めるべきである。

**【指摘事項】**

県は、受託者に対して、コンサート等の入場料に関する収支報告書の提出を求めるべきである。

(2) 30文振第54号 長崎歴史文化博物館奉行所展示室展示ケース設計・製作業務委託  
(担当課：文化振興課)

**【委託業務概要】**

受託者は、十分な製造実績と経験に基づき、展示ケース一式の使用目的や長期間使用されることを十分に理解した上で、信頼性と安全性を重視して展示ケース一式の設計、製作、搬入及び設置を行う。

- ・契約後速やかに設計図及び詳細な施工図、工程表等を提出し、県が指定する監督職員と協議の上、承認を得る。
- ・展示ケース一式の設置により発生する廃棄物の処理にあたっては、廃棄物の処理および清掃に関する法律に基づいて適正に処理する。
- ・平成30年11月末を目途に納入場所へ搬入・設置を行う。また、搬入に伴い、床、壁等の養生を行う。

契約方法	一般競争入札
契約金額	37,584,000 円
契約期間	平成 30 年 8 月 24 日～平成 31 年 1 月 31 日

【問題点】

特に問題となる点は認められなかった。

(3) 「肥前さが幕末維新博覧会」における「ながさき幕末維新館」運營業務委託  
(担当課：文化振興課)

【委託業務概要】

本委託業務は、長崎県が設置する「ながさき幕末維新館」の運営に関する、企画・設計・施工・運営・撤去・原状回復までの一体的業務である。

- ・展示コンセプトに基づいた映像を制作し上映する。
- ・展示会場の整備（映像上映スペース，記念スポット，風除室スペース，ピロティスペース及び観光パンフレット等の設置スペースの確保，備品の調達並びに古写真パネルやグラフィックの配置）を行う。
- ・会場管理及び案内のためにフロアスタッフを配置する。
- ・リーフレットを制作する。
- ・入館者数の集計及びアンケートの実施集計を行う。
- ・長崎県，佐賀県等が主催する物産販売，PRなどを行う際の支援を行う。
- ・撤去後の備品を県が指定する場所に運搬する。

契約方法	随意契約（公募型プロポーザル）
契約金額	25,283,880 円
契約期間	平成 29 年 12 月 8 日～平成 31 年 2 月 28 日

【問題点】

本委託業務では公募型プロポーザルが実施されたが，参加したのは受託者のみであった。

公募型プロポーザルは，多くの提案を評価して受託者を決定することに意義があるため，多くの事業者から様々な提案を募る必要がある。したがって，公募型プロポーザルを実施する場合には，事業者が参入しやすい公募要領を検討することが望ましい。

例えば，本件プロポーザルの審査会は平成 29 年 11 月 1 日に実施されているが，参加事業者には企画提案書の作成や映像サンプルの制作が求められ，映像サンプルについては，コンセプトを作っていくところから始めなければならないため，同年 10 月 6 日の公告から 27 日間という期間では，事業者の負担が大きく，このような公募要領が参入障壁になった可能性も否定はできない。したがって，本委託業務のような公募型プロポーザ

ルを実施するに当たっては、事業者が参入しやすくなるよう、公募期間をより長く設定する、あるいは、映像サンプルの内容を仕様書等でより詳細化するなどの工夫をすることが望ましい。

**【意見】**

本委託業務のような公募型プロポーザルを実施するに当たっては、事業者が参入しやすくなるよう、公募期間をより長く設定する、あるいは、映像サンプルの内容を仕様書等でより詳細化するなどの工夫をすることが望ましい。

(4) 30 世遺第 28 号 海外専門家等調査対応業務委託 (担当課：世界遺産課)

**【委託業務概要】**

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界遺産への確実な登録を目指し、海外の関係者等にその資産の価値や保存状況等を説明するための通訳・翻訳をはじめとする対応業務を行う。

- ・文化財や歴史認識などの専門用語に対応できる A クラス以上の能力をもち、これまでに長崎県が実施する世界遺産登録にかかる業務の通訳に携わったことのある人を配置する。
- ・調査視察時に必要となる交通機関、宿泊施設、全体会議やレセプション開催などについて、県の指示のもとに発注・手配を行う。
- ・通訳用音声ガイド、全体会議等に必要映像・音響設備その他視察に必要な備品等について、県の指示のもとに発注・手配を行う。

契約方法	随意契約
契約金額	【当初】7,109,794 円 【変更後】6,058,957 円
契約期間	平成 30 年 4 月 17 日～平成 30 年 7 月 13 日

**【問題点】**

特に問題となる点は認められなかった。

(5) 29 観振第 162 号 平成 30 年度長崎県亜熱帯植物園植物等保全管理業務委託 (担当課：観光振興課)

**【委託業務概要】**

主に亜熱帯植物園の保有する植物等の保全管理を行う。

- ・県が保有する園内の植物が枯死しないよう、灌水、除草、薬剤散布、剪定、追肥等の良好な育成が望める適切な管理及び環境整備を行う。ただし、鑑賞を目的とした必要以上の除草や景観整備は行わない。
- ・県が保有している園内の動物 (ビジネスセンター内水槽の熱帯魚及びうさぎ小屋の

うさぎ)が死滅しないよう、餌やりや必要な環境整備を行う。

- ・本委託業務を遂行するために必要となる建築物，付随する機械設備，園路等を含む管理区域内に存する植物園施設全般の維持管理を行う。また，その機能を維持するために必要となる各種契約，点検，修繕等を適切に実施する。
- ・県や受託者が所有する機械機器や車両等の備品の維持管理を行う。また，その機能を維持するために必要となる各種契約，点検，修繕等を適切に実施する。
- ・保全管理の対象となる植物のうち，受託者以外の者（以下「受入者」という。）が行う根回し等の移植の準備作業中の植物については，県，受託者，受入者の三者協議のうえ，移植が終了するまでの間，協議により決定した灌水等の必要な措置を行う。
- ・実績報告書により，日々の業務内容等を報告する。
- ・本委託業務を遂行する中で発生した各種廃棄物については，法令等に従い適切に処分する。
- ・敷地内への立入規制及び防犯対策を行う。
- ・敷地内で実施している地すべりに対する安全対策の自動観測機器による 24 時間体制のモニタリングにおいて，顕著な変動等があった場合の対応を「長崎県亜熱帯植物園地すべり観測に伴う安全対策マニュアル」に従って行う。

契約方法	随意契約
契約金額	23,529,000 円
契約期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

#### 【問題点】

本委託業務の随意契約検討シートの「他県における同様な契約事例とその契約方法」欄には、「いわゆる「委任」の委託契約であり，多数の事例あり。」との記載のみがなされている。

しかし，随意契約検討シートは，本委託業務を当該受託者と随意契約することが適切かどうかを判断するためのシートであるため，「他県における同様な契約事例とその契約方法」には，同様の業務を他県がどのように契約しているのか，すなわち，同様の業務について，他県も随意契約によっているのか，それとも入札により受託者を決定しているのかなどを具体的に記載すべきである。

#### 【指摘事項】

随意契約検討シートの「他県における同様な契約事例とその契約方法」欄には，同様の業務について，他県ではどのような契約方法がとられているかを具体的に記載すべきである。

(6) 30 物産第 74 号 「長崎県物産・観光プロモーション」実施業務委託(担当課:物産ブランド推進課)

【委託業務概要】

関西以西の消費者に、長崎県の歴史・文化・観光・物産の魅力を総合的に発信することにより、本県への誘客促進と県産品のブランド力向上及び販路拡大を図る。

- ・JR 京都駅において、長崎県の観光・物産を PR するイベントを実施する。
- ・JR 大阪駅において、長崎県の観光・物産を PR するため、観光 PR と物販イベントを実施する。
- ・大阪・京都・神戸エリアにおいて、中吊り広告を掲出する。

契約方法	随意契約
契約金額	3,790,800 円
契約期間	平成 30 年 11 月 22 日～平成 31 年 1 月 31 日

【問題点】

本委託業務は、平成 28 年度から継続している業務で、以来、同一受託者と随意契約を締結している。

本委託業務は、受託者と提携するタイアップ企画であり、受託者にも相応のメリットがある業務であるため、受託者が経費の一部を負担しており、このような事情が、当該受託者と随意契約を行っている大きな理由である。

しかし、随意契約検討シートには、本委託業務が受託者との共同事業であることや受託者も経費の一部を負担することには触れられているものの、タイアップすることの意義、効果などは記載されていない。随意契約検討シートに記載する随意契約の理由は、県民に公表され、県民への説明責任を果たすという目的がある。そうであるならば、随意契約検討シートには、タイアップすることの意義、効果なども含め、より充実した随意契約の理由を記載することが望ましい。

【意見】

随意契約検討シートには、タイアップすることの意義、効果なども含め、より充実した随意契約の理由を記載することが望ましい。

(7) 30 国第 12 号 平成 30 年度長崎県韓国政策アドバイザー業務委託(担当課:国際課)

【委託業務概要】

韓国戦略に関して、調査や事業の推進を図るに当たり、受託者大村営業所長に次の業務を実施させる。

- ・県ソウル事務所の運営についての協力・助言を行う。
- ・現地調査、事業実施についての協力・助言を行う。
- ・県内市町、県内企業等の事業にかかる現地調査の協力・助言を行う。

- ・その他韓国戦略用務に関する助言・指導を行う。

契約方法	随意契約
契約金額	6,868,824 円
契約期間	平成 30 年 4 月 2 日 ~ 平成 31 年 3 月 29 日

**【問題点】**

本委託業務の受託者は法人であるが、その実体は、受託者の大村営業所長という個人を指定して、アドバイザー業務を行ってもらうことである。

しかし、業務報告書には法人としての記載しかされていないため、実際に業務の対応をしたのが大村営業所長本人であるのかが明らかではない。したがって、受託者に提出を求める業務報告書には、具体的な業務ごとに、誰がその業務に対応したかを記載させるべきである。

**【指摘事項】**

受託者に提出を求める業務報告書には、具体的な業務ごとに、その業務に対応した者の氏名を記載させるべきである。

## 第5 県民生活部

### 1 監査の対象及び方法

(1) 平成30年度における100万円以上の委託料支出：29件

(2) 第1次資料調査：9件

(3) 第2次資料調査：3件

(第2次資料調査日：令和元年9月25日)

(4) ヒアリング調査：0件

### 2 問題点の検出

(1) 平成30年度ながさき女性活躍推進会議運営業務委託(担当課：男女参画・女性活躍推進室)

#### 【委託業務概要】

長崎県において、女性の社会進出の促進を図り、その能力と感性をより発揮できる社会づくりを推進する組織「ながさき女性活躍推進会議」の活動を強化し、経営者の意識改革や働きやすい職場環境整備、女性の登用・採用等の促進を図ることで、女性の活躍を推進する。

- ・ながさき女性活躍推進会議に係る企画委員会を年に2度程度開催する。
- ・ながさき女性活躍推進会議に係る女性登用、働きやすい環境整備などに関するワーキンググループを、年に6回程度開催する。
- ・ながさき女性活躍推進会議に係る会員の募集及び登録、会員証の発行等を行う。
- ・女性活躍推進の意義やながさき女性活躍推進会議の趣旨説明及び会員募集等を行うセミナーを、県内8地域で各1回以上開催する。
- ・その他ながさき女性活躍推進会議に係るウェブサイトの運営、ながさき女性活躍推進会議の広報等。

契約方法	随意契約
契約金額	【当初】7,070,096円 【変更後】10,979,042円
契約期間	平成30年4月2日～平成31年3月31日

#### 【問題点】

特に問題となる点は認められなかった。

(2) 30生衛第191号 平成30年度カネミ油症検診業務委託(担当課：生活衛生課)

#### 【委託業務概要】

受託者は、五島市玉之浦町、同市奈留町及び長崎市において以下の業務を行う。

- ・骨粗鬆症予防検診

- ・腹部超音波検査
- ・心電図検査
- ・胸部検診
- ・尿検査（蛋白・糖・ケトン体・潜血・ウロ・PH）
- ・血圧検査等

契約方法	随意契約
契約金額	単価契約（予定額 4,237,920 円）
契約期間	平成 30 年 7 月 9 日～平成 30 年 10 月 31 日

**【問題点】**

特に問題となる点は認められなかった。

- ( 3 ) 30 生衛第 192 号 平成 30 年度カネミ油被害者の血液検査業務委託（担当課：生活衛生課）

**【委託業務概要】**

受託者は、五島市玉之浦町，同市奈留町及び長崎市において以下の業務を行う。

- ・血液学的検査（白血球数・赤血球数・Hb・Ht・MCV・MCH・MCHC・血小板数の 8 項目及び末梢血液像（白血球像））
- ・生化学的検査（総ビリルビン，直接ビリルビン，AST，ALT などの 26 項目）
- ・その他（HBs 抗原・HBe 抗原・抗核抗体・高感度 CRP 検査・ヘモグロビン A1c・SP-A・SP-D・リウマチ因子（RF 定量））
- ・腹部検診

契約方法	随意契約
契約金額	単価契約（予定額 2,669,760 円）
契約期間	平成 30 年 7 月 9 日～平成 30 年 10 月 31 日

**【問題点】**

特に問題となる点は認められなかった。

## 第6 環境部

### 1 監査の対象及び方法

(1) 平成30年度における100万円以上の委託料支出：15件

(2) 第1次資料調査：8件

(3) 第2次資料調査：3件

(第2次資料調査日：令和元年9月30日)

(4) ヒアリング調査：3件

(ヒアリング実施日：令和元年11月5日)

### 2 問題点の検出

(1) 30環政第175号 平成30年度環境技術交流事業支援業務委託(担当課：環境政策課)

#### 【委託業務概要】

平成23年9月7日に長崎県環境部と福建省環境保護庁で締結した「長崎県と福建省の環境技術交流に関する協定書」に基づき、長崎県及び福建省の環境の現状と課題を把握し、共同で改善を図るため、福建省環境保護庁から招く環境技術交流員2名との交流事業を支援する。

- ・交流事業における通訳及び資料等の翻訳業務
- ・交流員の宿舎及び交流事業に必要な交通手段・宿舎等の確保
- ・交流事業期間中の交流員の滞在費等の支給
- ・交流事業を実施するために必要なその他の業務

契約方法	一般競争入札
契約金額	1,976,400円
契約期間	平成30年11月7日～平成31年2月28日

#### 【問題点】

本委託業務(平成30年度)については、一般競争入札により受託者Aの1者応札となっている。本委託業務は、これまでも一般競争入札により受託者を決定しているが、平成27年度、平成28年度は受託者Aによる1者応札、平成29年度は2者参加して受託者Aが落札している。

一般競争入札において直近3年間で連続して1者応札となった場合、出納局会計課長名で発せられた平成26年11月14日付「1者応札への対応について」(26会第68号)に従い、参入障壁となり得る事情がないかを検討し、参入障壁となり得る仕様等の見直しができるのであれば、仕様等を見直した上で引き続き競争入札を実施する、仕様等の見直しが困難であれば、「1者応札検討シート」を作成し、随意契約適正化推進協議会において、随意契約へ移行すべきかどうかの審査を受ける、同協議会が公表を決定した場合、「1者応札検討シート」の公表を行い、県民等の意見聴取後、同協議会

において随意契約への移行の可否を決定することになっている。

本委託業務については、平成 29 年度に 2 者が参加したため、未だ 3 年連続での 1 者応募にはなっていない。したがって、上述の「1 者応募への対応について」に従った対応までは求められていない。しかし、仕様等の内容が参入障壁となっている可能性も否定できないため、上述の「1 者応募への対応について」に準じて、競争参加者が入札参加しやすくなるよう、仕様等を見直すべきである。

例えば、一般競争入札のメリットは、公正性と機会均等性にあるとされているが、本件一般競争入札は、公告から入札執行まで 20 日、入札執行から業務開始までは 1 日であるため、このようなタイトなスケジュールであれば、業務としての採算性、人員確保などを含めた業務遂行可能性などを検討するだけの時間的余裕がなく、そのために入札参加を躊躇してしまう可能性も否定できない。したがって、入札参加の検討期間や業務遂行の準備期間等を確保し、競争参加者が入札参加しやすくなるよう、公告時期、入札執行時期を見直すことが考えられる。また、通訳・翻訳業務と交通・宿泊手配業務を分けるなど、仕様等を見直す余地も、十分にあり得る。

**【指摘事項】**

本委託業務においては、競争参加者が入札参加しやすくなるよう、仕様等を見直すべきである。

( 2 ) 29 自環第 468 号 平成 30 年度傷病野生鳥獣の飼育管理等業務委託（担当課：自然環境課）

**【委託業務概要】**

長崎県南部及び離島地域における傷病野生鳥獣の保護及び救護を実施することにより、当該動物の野生復帰を図るとともに、県民に対する鳥獣保護思想の普及啓発を実施する。

- ・傷病野生鳥獣の救護，診察，飼育管理等を行う。
- ・長崎県野生動物救護センターの維持管理を行う。
- ・傷病野生鳥獣に関する普及啓発を行う。

契約方法	随意契約
契約金額	3,800,000 円
契約期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

**【問題点】**

本委託業務の問題点は、後記（ 3 ）「29 自環第 469 号 平成 30 年度傷病野生鳥獣の飼育管理等業務委託」と共通するため、同委託業務の問題点と併せて論じることとする。

( 3 ) 29 自環第 469 号 平成 30 年度傷病野生鳥獣の飼育管理等業務委託 ( 担当課 : 自然環境課 )

【委託業務概要】

長崎県北部地域における傷病野生鳥獣の保護及び救護を実施することにより、当該動物の野生復帰を図るとともに、県民に対する鳥獣保護思想の普及啓発を実施する。

- ・傷病野生鳥獣の診療、飼育管理等を行う。
- ・長崎県傷病鳥獣レスキューセンターの維持管理を行う。
- ・傷病野生鳥獣に関する普及啓発を行う。

契約方法	随意契約
契約金額	1,700,000 円
契約期間	平成 30 年 4 月 1 日 ~ 平成 31 年 3 月 31 日

【問題点】

「29 自環第 468 号 平成 30 年度傷病野生鳥獣の飼育管理等業務委託」(以下「本業務委託」という。), 「29 自環第 469 号 平成 30 年度傷病野生鳥獣の飼育管理等業務委託」(以下「本業務委託」という。)のいずれにおいても、県は、受託者の請求に基づき、契約金額を前払いにより支払うこととされており(契約書 6 条 1 項)、同契約条項に従い、本委託業務については、平成 30 年 8 月 15 日、受託者に対し、前払金として契約金額の全額が支払われている。

しかし、委託契約における報酬請求については、その法的性質が民法上の請負契約であっても委任契約ないし準委任契約であっても、業務が完了し成果物の確認を行った後の後払いが原則的取扱いであるし、一般論としても、受託者が業務完了前に破産するなど、履行不能となることもあり得るため、委託業務の完了前に過大な前払金を支払うことの高リスクは高い。したがって、契約金額を全額前払いにより請求できる旨の規定については、前払いできる金額の上限を定める、あるいは、「前払いの必要性が認められるとき」などの条件を付けるなどして改めるべきである。

【指摘事項】

契約金額を全額前払いにより請求できる旨の規定については、前払いできる金額の上限を定める、あるいは、「前払いの必要性が認められるとき」などの条件を付けるなどして改めるべきである。

【問題点】

本委託業務はそれぞれ受託者が異なっており、それぞれ、長期にわたって同一受託者との随意契約が継続されている。

随意契約検討シートには、本委託業務は、いずれにおいても、各受託者が、本委託業務を遂行できる唯一の者である旨が説明されているが、県北地域と県南地域(離島含

む)でエリアを分けて、異なる受託者に委託する必要性が明確に記載されていないため、本委託業務、を合わせて一体的に委託するよう仕様を変えれば、少なくとも2者による競争入札が可能なように見える。

しかし、本委託業務、は、負傷するなどした野生鳥獣を救護施設で受け入れてもらうために、県民自らが搬送することが前提となっており、県民の移動の負担を考慮すれば、県北地域と県南地域でエリアを分ける必要があるということである。

随意契約検討シートに記載する随意契約の理由は、県民に公表され、県民への説明責任を果たすという目的がある。そうであるならば、随意契約検討シートには、本委託業務をエリアで分ける必要性も含め、より充実した随意契約の理由を記載することが望ましい。

**【意見】**

随意契約検討シートには、本委託業務をエリアで分ける必要性も含め、より充実した随意契約の理由を記載することが望ましい。

## 第7 福祉保健部

### 1 監査の対象及び方法

(1) 平成30年度における100万円以上の委託料支出：139件

(2) 第1次資料調査：18件

(3) 第2次資料調査：2件

(第2次資料調査日：令和元年9月26日、10月25日)

(4) ヒアリング調査：2件

(ヒアリング実施日：令和元年10月28日)

### 2 問題点の抽出

(1) 長崎県ドクターヘリ運航業務委託(担当課：医療政策課)

#### 【委託業務概要】

長崎県が行う救急医療に必要な機器及び医薬品等を装備したヘリコプター(ドクターヘリ)を配置し、出動要請に基づき医師・看護師が同乗して救急現場等に向かい、現場等から医療機関への到着以前に患者に救命医療措置を行う搬送業務を行うため、ドクターヘリの運航業務を委託するもの。

- ・委託業務の実施場所は独立行政法人国立病院機構長崎医療センター
- ・受託者は、長崎医療センターのヘリポートにドクターヘリ1機を通年配置し、操縦士、整備士、運行管理担当者を通年出勤させる。
- ・年間延べ飛行時間は概ね450時間。
- ・ドクターヘリ運航時間は原則として8時30分から日没前30分前まで。

契約方法	一般競争入札
契約金額	1,485,800,000円
契約期間	平成28年8月3日～令和3年11月30日

#### 【問題点】

本委託業務(平成28年度)については、一般競争入札により受託者Aの1者応札となっている。本委託業務は、平成18年度に開始し、5年間の契約が繰り返され、現在3回目の契約である。これまでも一般競争入札により受託者を決定しているが、平成23年度は2者応札で受託者Aの落札となっている。平成18年度は、資料が保存期間満了により破棄されているが、担当者から、応札者数は3者であり、受託者Aが落札しているとの説明があった。

平成23年度の入札では、受託者Aが1,000,000,000円で入札、Bが1,182,250,000円で入札した結果、受託者Aが落札している。平成28年度の入札では、受託者Aの1者応札であり、落札率は99.13%となっている。

10億円を超える高額の契約であり、5年契約という長期の契約であることから、今

後 1 者応札を解消するための措置を講じることが必要になるといえる。1 者応札となった平成 28 年度の落札率が 99%を超えているため、競争入札の利点である競争原理が働いていないことが推測される。

本契約の場合、仕様に合致したヘリコプターの準備、複数の資格を持った人員配置の準備など、受託するための準備の負担が相当に大きいものになることが容易に想像できる。しかしながら、本契約の施行日は平成 28 年 5 月 26 日であり、公告は同年 6 月 24 日、入札説明会が同年 7 月 7 日、申請書提出期限が同年 7 月 19 日、入札日が同年 8 月 3 日というスケジュールである。ドクターヘリの運航開始予定日が同年 12 月 1 日とされてはいるが、準備が可能か否かを検討するための時間的余裕がなく、競争参加者が入札を躊躇する可能性も否定できない。

担当者の説明によれば、平成 28 年度の入札時に、入札説明会には受託者 A の他に 1 者が来場したが、応札は受託者 A のみであったとのことである。

また、入札者を増やすための特段の取組は行っていた形跡がない。

この点、入札参加の検討期間や業務遂行の準備期間等を確保し、競争参加者が入札参加しやすくなるよう、公告時期、入札執行時期を見直すことが考えられる。業務に支障がない範囲で、入札参加資格や仕様を参加しやすいものに変更することも考えられる。また、仕様の内容を実現しうるヘリコプター運航会社に、事前に競争入札の予定を伝えておくなどの方策も考えられるところである。

#### 【意見】

長期の高額な契約の一般競争入札において、1 者応札が一度でもあった場合には、その後の一般競争入札に向けて、1 者応札を解消するよう、公告時期、入札執行時期、入札参加資格・仕様等の見直しなどの方策を検討することが望ましい。

### (2) 平成 30 年度長崎県地域生活定着支援センター運営事業委託（担当課：福祉保健課）

#### 【委託業務概要】

高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする矯正施設（刑務所，少年刑務所，拘留所，少年院）退所予定者及び退所者に対し，関係機関と連携・協働しつつ，矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施し，社会復帰及び地域生活への定着を支援し再犯防止を図る目的で，センターの運営を委託するもの。

- ・センターの職員は 6 名配置を基本とし，社会福祉士，精神保健福祉士等の資格を有する者又はこれらと同等の業務が可能と認められる職員を 1 名以上配置する。
- ・センターは週 5 日以上，1 日 8 時間，週 40 時間の開所を目安とする。
- ・センターは，矯正施設，保護観察所その他の関係機関と連携・協働し以下の業務を行う。

ア 矯正施設退所予定者の帰住地調整支援を行うコーディネート業務

イ 矯正施設退所者の施設等への定着支援を行うフォローアップ業務

- ウ 矯正施設退所者への福祉サービス等についての相談支援業務
- エ 地域のネットワークの構築と連携促進業務
- オ 情報発信業務

契約方法	随意契約
契約金額	26,000,000 円
契約期間	平成 30 年 4 月 2 日～平成 31 年 3 月 31 日

【問題点】

本契約の随意契約検討シートの「今回の契約検討状況」欄には、以下の記載がある。

本事業は、国の指導により、余剰金が発生した場合は返還させる旨を契約書に記載することになっているため、委任契約とすべきものである。入札を実施した場合は、当然に請負契約となり、余剰金という概念自体がないことから、本事業の受託者決定の手続きとして不適切であり、随意契約とせざるを得ない（平成 29 年度契約分において会計課からの指導あり）

A 会は、更生保護施設や障害福祉サービス事業等を運営する中で、罪に問われた障害者等への支援を積極的に掲げて、多数のそれら対象者への支援で実績を上げている県内唯一の団体であり、当該業務を最も適切に実施できるため。

この点、下段の の記載内容は適切と考えられるが、上段の の記載内容は適切でない。

そもそも、請負契約と委任契約（正確には準委任契約）のどちらであるかの判別は難しく（裁判で争われる事例もある）、その区別は、当該契約の規定ないし当事者の合理的解釈により判断されることが通常である。また、どちらの性質を持った契約だとしても、契約条項によって契約金の精算方法等を個別具体的に定めることが可能なものである。

本契約が委任契約の性質を持つことはその通りであると思われるが、余剰金返還条項があることから直ちに委任契約になるのではない。

一方、委任契約の性質を持つ契約（例えば清掃業務や警備業務）であったとしても、入札を実施することは通常なされていることである。

よって、入札を実施した場合は当然に請負契約になるとしている点は誤りである。

以上より、余剰金返還条項があるから委任契約にすべきという根拠はなく、入札を実施した場合に当然に請負契約になるとはいえないので、上段の の記載は随意契約を選択する理由となっていない。

むしろ、随意契約を選択する理由としては、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項 2 号に規定されている、契約の性質・目的が競争入札に適しないとする理由（下段の の記

載内容など)を正面から取り上げるべきである。

**【指摘事項】**

委任契約であるから入札ではなく随意契約になるというのは誤りである。随意契約  
検討シートには,その他,法令に規定された随意契約を選択できる場合である理由を,  
具体的に検討の上記載すべきである。

## 第8 こども政策局

### 1 監査の対象及び方法

(1) 平成30年度における100万円以上の委託料支出：38件

(2) 第1次資料調査：4件

(3) 第2次資料調査：2件

(第2次資料調査日：令和元年10月2日)

(4) ヒアリング調査：2件

(ヒアリング実施日：令和元年10月23日)

### 2 問題点の検出

(1) 平成30年度「長崎県婚活サポートセンター事業」業務委託(担当課：こども未来課)

#### 【委託業務概要】

少子化の主な要因の1つとされる晩婚化や未婚化に歯止めをかけるための取組として「長崎県婚活サポートセンター」において、結婚支援事業を実施することで結婚を望む男女の婚活を支援することを目的として、次の業務委託を行う。

- ・結婚を望む独身男女及びその家族等からの相談全般を受け付け、会員制のデータマッチング「お見合いシステム」や婚活サポーター等の結婚支援事業を実施するため、長崎本所及び県北支所を設置運営する。
- ・結婚を希望する独身男女を対象にシステムによる1対1の引き合わせサービスを提供し、会員登録から成婚に至るまで結婚に関して支援を行う。
- ・大学生を対象に、ワークライフバランスコンサルタント等により県内の未婚の実態などのデータを活用したライフデザイン講座(5回程度)を開催する。
- ・婚活サポーター「縁結び隊」「お見合いシステムサポーター」の募集、養成、認定、サポーター活動の管理運営及び支援を行う。

なお、本事業は、平成27年度から継続して行われており、事業開始当初から公益財団法人ながさき地域政策研究所が受託しているが、令和元年度からは同法人と随意契約を締結している。

契約方法	一般競争入札(総合評価方式)
契約金額	30,240,000円
契約期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日

#### 【問題点】

本委託業務においては、受託者は、委託業務完了後遅滞なく委託業務完了報告書を提出しなければならず(契約書7条1項)、委託者はかかる業務完了報告書を受領した日から起算して3日以内に検査を行うこととされている(契約書7条2項)。

本件の委託業務完了報告書には、事業実績報告書が添付されており、かかる実績報

告書には、会員制データマッチング「お見合いシステム」の登録者、退会者、成婚数等の統計データや運用状況等が記載されている。この統計データからは、会員数が平成28年度から約1,000人程度と横ばいであることや、登録数より退会数が多い年度が存在すること、閲覧数が大幅に減少していること、成婚数が少ないことなど、今後の事業改善のための様々な分析や検証が可能であると思われるが、実績報告書にはこれらの統計データに対する分析やその検証結果などの記載が不足している。

また、「お見合いシステム」や窓口相談の利用満足度に関し、利用者アンケート等の結果について、実績報告書に記載されておらず、利用者目線に立った事業効果の分析、検証が不足している。

晩婚化・未婚化対策の一環として県民の結婚支援事業を行うという本委託業務の目的に鑑みれば、委託業務完了報告書には、単に登録者数や成婚数等の統計データを報告させるにとどまらず、さらに充実した婚活サポートセンター事業を実施すべく、事業改善のための分析や検証結果を求めることが望ましい。また、本委託業務の目的を達成するためには、利用者目線での事業効果の分析や検証が必要である。

#### 【意見】

結婚支援事業という本委託業務の趣旨に鑑み、委託業務完了報告書には、単に登録者の推移等の統計データを報告させるだけでなく、統計データに対する分析や検証、利用者目線での事業効果の分析や検証を求めるなどして、本委託業務が目的に沿って遂行されているかを確認すべきである。

#### 【問題点】

本業務委託の契約方法には、総合評価一般競争入札方式が採用されている。価格評価点と技術評価点の総合評価により落札業者を選定するものである。

本業務委託には、落札業者の他にA社が応札していた。A社は結婚相談所の運営や婚活コンサルタント、地方自治体の結婚支援事業のサポートなどを手掛け、結婚支援業を専門とする業界大手の会社である。A社は技術評価点について落札業者よりも上回っていたが、価格評価点において落札業者を下回り、結果として今回の落札業者との契約に至っている。

本委託業務の契約方法には問題はないが、結婚支援事業という業務委託においては、利用者に提供するサービスの内容やマッチングシステムの内容、専門的なノウハウなど、委託業務の内容面の充実が利用者数や成婚数の向上など一定の結果に直結するものであり、価格の安さを重視し過ぎると、期待した効果や結果が十分に得られない場合も生じうる類型である。

高い技術力や専門性が求められる業務委託の契約においては、プロポーザル方式を採用したり、総合評価方式を採用する場合でも技術評価に比重を置くなど、契約方法の工夫を再検討することが望ましい。

### 【意見】

サービスの提供など委託業務の内容が重要視される委託契約においては、プロポーザル方式の採用や、総合評価方式で技術評価に比重を置くなど、契約方法の工夫を再検討することが望ましい。

(2) 平成30年度「長崎っ子のためのメディア環境改善事業」業務委託（担当課：こども未来課）

### 【委託業務概要】

子どもたちがメディアを安全・安心に利用する環境を整備するため、健全なメディア環境の推進に係る方策・成果・課題等について協議し、長崎県の県民運動である「ココロねっこ運動」の一環としての環境浄化の一層の推進を図ることを目的として、長崎っ子のためのメディア環境協議会の開催、長崎県メディア安全指導員の養成・派遣、長崎県ネットパトロール講習会及びネットパトロール員相談窓口の実施などを行う。受託者は長崎県青少年育成県民会議。

契約方法	随意契約
契約金額	1,387,000 円
契約期間	平成 30 年 4 月 2 日～平成 31 年 3 月 29 日

### 【問題点】

本委託業務の委託料は、前金払により請求することができ（契約書3条1項）、交付を受けた委託料に余剰金が生じた時には返納しなければならない（契約書6条）とされている。

本委託業務においては、平成30年7月20日に受託者である長崎県青少年県民会議から前金払請求書が出されており、これに基づき同年8月2日には委託料全額が支払われている。また、平成31年4月2日に、事業実績精算書及び積算書内訳が提出されており、その積算書内訳の記載によれば、余剰金が発生しておらず返納すべき委託料はないとされている。

事業実績積算書及び精算書内訳には、実際に支出した際の領収証等の証憑書類の添付は求められていないため、かかる支出の裏付け等の確認をどのようにしたのか不明であることから、職員ヒアリングにおいて確認を行った。県としては、事業実績積算書及び積算書内訳が提出される前に、担当職員が支出の証憑書類の確認を行っており、適切な支出がなされていることを確認して、本件では返納すべき委託料はないと判断したとの回答があった。

本委託業務契約のように、委託料全額の前金払が可能であり委託業務終了後に余剰金の精算を行うものについては証憑書類の添付を求めることが望ましいが、証憑書類の添付を求めずに職員によって確認するような場合には、少なくとも職員の確認報告書を添

付するなど、適正な委託料支出の管理に努めるべきである。

**【意見】**

委託料の精算に関して特に証憑書類の添付を求めない場合には、確認した職員の確認報告書を添付するなどして、適正な委託料支出管理に努めることが望ましい。

## 第9 産業労働部

### 1 監査の対象及び方法

(1) 平成30年度における100万円以上の委託料支出：134件

(2) 第1次資料調査：21件

(3) 第2次資料調査：3件

(第2次資料調査日：令和元年9月26日，10月25日)

(4) ヒアリング調査：3件

(ヒアリング実施日：令和元年10月26日)

### 2 問題点の抽出

(1) 平成30年度長崎県プロフェッショナル人材戦略拠点事業運営業務委託(担当課：経営支援課)

#### 【委託業務概要】

長崎県プロフェッショナル人材戦略拠点において，県内中小企業等の人材ニーズを掘り起こし，民間人材ビジネス事業者や県内金融機関等と連携することで，企業の成長戦略を具現化していく人材であるプロフェッショナル人材の地方還流(U I Jターン)を促進する。

- ・地域と企業の成長戦略の具現化と優れた人材の確保を巡る好循環の形成をマネジメントし，地域全体の人材戦略のコーディネート役を担うマネージャーを1名配置する。必要に応じてサブマネージャー，アシスタントを配置する。
- ・民間人材ビジネス事業者や県内金融機関等との連携を図る。
- ・県内金融機関，商工会議所等をメンバーとする長崎県プロフェッショナル人材戦略拠点協議会を3か月に1回開催する。
- ・県内中小企業等の経営者向けセミナーを年4回開催する。
- ・県内中小企業等への啓発普及を目的とした事業説明会を年2回開催する。
- ・連携会議，展示会の出展や人材獲得に係るイベント等に参画する。

契約方法	随意契約
契約金額	【当初】 45,000,000円 【変更後】 44,275,456円
契約期間	平成30年4月2日～平成31年3月31日

#### 【問題点】

特に問題となる点は認められなかった。

(2) 平成30年度長崎県地域創生人材育成事業(A社分)(担当課:若者定着課)

【委託業務概要】

人手不足分野における、若者の県内就職・定着を促進するため、採用後の社内訓練を支援する。

- ・入社後の新入社員にOJT(社内訓練)を実施する。
- ・社内を中心に実施する「人材育成計画」を作成し、社内の体制を整える。
- ・実施効果を検証する。

契約方法	随意契約
契約金額	【当初】 5,162,259 円 【変更後】 4,011,575 円
契約期間	平成30年4月2日～平成30年6月30日

【問題点】

特に問題となる点は認められなかった。

(3) 平成30年度長崎県地域創生人材育成事業(B社分)(担当課:若者定着課)

【業務委託概要】

下記表中の「契約金額」以外、上記(2)と同様であるので、省略する。

契約方法	随意契約
契約金額	【当初】 4,046,085 円 【変更後】 3,999,225 円
契約期間	平成30年4月2日～平成30年6月30日

【問題点】

特に問題となる点は認められなかった。

## 第10 水産部

### 1 監査の対象及び方法

(1) 平成30年度における100万円以上の委託料支出：67件

(2) 第1次資料調査：10件

(3) 第2次資料調査：5件

(第2次資料調査日：令和元年10月4日)

(4) ヒアリング調査：5件

(ヒアリング実施日：令和元年10月28日)

### 2 問題点の検出

(1) 平成30年度長崎県栽培漁業センター種苗生産委託費(担当課：漁業振興課)

#### 【委託業務概要】

魚介類の種苗放流による沿岸水産資源の維持培養と養殖用種苗の確保を図るために種苗生産や状況報告、関係機関との連絡調整等を行う。

契約方法	随意契約
契約金額	195,208,000円
契約期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日

#### 【問題点】

特に問題となる点は認められなかった。

なお、本委託業務は、複数年にわたり同一受託者との間で随意契約が締結されているが、随意契約検討シートには、十分な生産実績や技術水準を持った施設において大量の種苗生産を一括して行う必要性や、受託者がその条件を満たす県内唯一の事業者であること、かかる事業者には維持管理を継続させることが最も効率的であることなど、本委託業務における随意契約の適正さについて詳細に検討状況が記載されている。

また、本委託契約には、県が受託者からの請求により必要があると認めた場合には、委託料の一部を前金払いにより支払うことができることとされているが(契約書6条2項)、本委託業務において提出された前払金請求書には、前払いの必要性について検討した内容が詳細に記載された検討シートが添付されていた。

このような随意契約検討シートや、前払金支払いに関する検討シートの記載は、他部署においても参考にすべき内容である。

(2) 平成30年度平成「長崎俵物」PR業務委託(担当課：水産加工流通課)

#### 【委託業務概要】

長崎県水産加工品のリーディング商品である平成「長崎俵物」について、俵物ブランドイメージの浸透及び定着化を目指すことを目的に、首都圏・県内等へのPR活動、プ

ロモーション展開及びマーケティング活動等を実施するもの。

契約方法	随意契約
契約金額	7,000,000 円
契約期間	平成 30 年 6 月 29 日～平成 31 年 3 月 29 日

【問題点】

本委託業務は、「長崎俵物」のPR活動等の実施を一般社団法人長崎県水産加工振興協会（以下「水産加工振興協会」という。）に委託をするものである。

「長崎俵物」は、水産加工振興協会が設置した「俵物認定委員会」において、県が制定した「俵物認定基準」に基づいて審査を行い、水産加工振興協会が「長崎俵物」の認定を行うものとされている。「長崎俵物」に認定された後に、認定基準に適合した商品づくりが行われているかをチェックし、品質の維持を図っているのは水産加工振興協会である。このことから、「長崎俵物」の認定及び運営主体は、県ではなく水産加工振興協会であると考えられ、その「長崎俵物」のPR活動等は、認定主体である水産加工振興協会が本来行うべき活動であると考えられる。

そのため、県が水産加工振興協会にPR活動等を一括的に業務委託するという契約形態は、現状の運営構造と合致しているとは言いがたい。

今後は、現状の運営構造と契約形態が整合的になるよう、契約形態の見直しや別の制度設計も検討してもらいたい。

【意見】

本業務委託については、現状の運営構造と契約形態が整合的になるよう、契約形態の見直しや別の制度設計も検討してもらいたい。

【問題点】

本委託契約書によれば、受託者の請求により、必要と認められる金額については前金払することができる（契約書7条2項）。

これに基づき、受託者から平成30年8月28日に400万円、平成31年1月28日に300万円、それぞれ前払請求書が提出され、県は速やかに前金払をしている。

しかし、この前払請求書には金額しか記載されていないため、かかる前払金について契約書記載の「必要と認められる金額」であるか否かの判断が出来ない。ヒアリングによっても、かかる前払金についていかなる根拠に基づき「必要と認められる金額」であると判断したかについては明確な回答はなかった。それにも関わらず、県は前払請求書記載のとおり金額の支払いをしている。

委託契約における報酬請求については、その委託契約の法的性質が民法上の請負契約であっても委任契約ないし準委任契約であっても、業務が完了し成果物の確認を行った後の支払いが原則的取り扱いと解すべきである。一定の場合に前払金による支払いを許

容するのであれば、受託者に前金払請求の際にその必要性を疎明させ、県がその必要性を検討した結果を記録化した上で支出をするなど、適正な前金払いをすべきである。

【指摘事項】

前払金による支払いを許容するのであれば、受託者に前金払請求の際にその必要性を疎明させ、県がその必要性を検討した結果を記録化した上で支出をするなど、適正な前金払いをすべきである。

(3) 平成30年度漁場環境美化推進事業(担当課:漁港漁場課)

【委託業務概要】

平成2年度から行われている有明海沿岸4県で連携して行う一斉清掃の一環として、有明海及び周辺海域における海面等の清掃及び回収した廃棄物の処理を委託するもの。

契約方法	随意契約
契約金額	2,579,000円
契約期間	平成30年5月11日～平成30年11月30日

【問題点】

本委託業務は、有明海及びその周辺海域の海面等の清掃を行い、流木など回収した廃棄物の処理を委託するものであり、沿海漁協の系統組織母体である長崎県漁業協同組合連合会との間で随意契約を結び、さらに各地域の漁業協同組合と再委託を行い、実際の清掃作業及び廃棄物処理を行うのは各地漁業協同組合である。

実績報告書に添付されていた産業廃棄物管理伝票(マニフェスト)を確認すると、排出事業者欄には、作業を行った各地漁業協同組合名が記載されていた。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、排出事業者に関する定義はないが、同法3条の「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」との規定から、排出事業者はその事業活動に伴って廃棄物を排出した者と考えられる。本委託業務において記載された産業廃棄物管理伝票の排出事業者欄に、実際に作業を行った各地漁業協同組合名が記載されているのは、実際に清掃作業を行うなかで排出された廃棄物を処理した事業者であるからと考えられる。

しかし、本委託業務は、平成2年度から行われている有明海沿岸4県で連携して行う一斉清掃事業として、県が主体となり流木等の処理を行うというものである。県が行うべき清掃事業を、各地域の漁業協同組合に再委託しているという本委託業務の構造から考えると、長崎県がその事業活動に伴い廃棄物を排出した者であるとも解釈できる。

本委託業務における産業廃棄物処理にあたっては、排出事業者が誰であるか、事業主体・責任の有無などを考慮して再検討すべきである。

**【指摘事項】**

本委託業務における産業廃棄物処理にあたっては、排出事業者が誰であるか、事業主体・責任の有無などを考慮して再検討すべきである。

- (4)30 漁港環第3号 有明海沿岸地区水産環境整備工事(海底耕うん業務委託)(担当課：漁港漁場課)

**【委託業務概要】**

広範囲で漁場環境の悪化が生じ、海域の生産力が低下している有明海において、漁場の生産力を回復・向上させることを目的として、有明海沿岸地区水産環境整備事業基本計画に基づき、有明海沿岸地域で海底耕うん等を実施するもの。

契約方法	随意契約
契約金額	119,988,000 円
契約期間	平成 30 年 8 月 28 日～平成 31 年 2 月 28 日

**【問題点】**

特に問題となる点は認められなかった。

- (5)30 漁港環第2号 有明海海底耕うん効果調査業務委託(担当課：漁港漁場課)

**【委託業務概要】**

広範囲で漁場環境の悪化が生じ、海域の生産力が低下している有明海において、漁場の生産力を回復・向上させることを目的として、有明海沿岸地区水産環境整備事業基本計画に基づき、有明海沿岸地域で実施している海底耕うん等の効果を把握するため調査を実施するもの。

契約方法	指名競争入札
契約金額	7,857,000 円
契約期間	平成 30 年 8 月 6 日～平成 31 年 2 月 28 日

**【問題点】**

特に問題となる点は認められなかった。

## 第 11 農林部

### 1 監査の対象及び方法

( 1 ) 平成 30 年度における 100 万円以上の委託料支出 : 17 件

( 2 ) 第 1 次資料調査 : 9 件

( 3 ) 第 2 次資料調査 : 6 件

( 第 2 次資料調査日 : 令和元年 10 月 18 日 )

( 4 ) ヒアリング調査 : 6 件

( ヒアリング実施日 : 令和元年 10 月 23 日 )

### 2 問題点の検出

( 1 ) 平成 30 年度 6 次産業化サポート事業業務委託 ( 担当課 : 農産加工流通課 )

#### 【委託業務概要】

農山漁村地域における雇用の確保と所得の向上を目指す農林漁村の 6 次産業化を推進するため、農林漁業者等の 6 次産業化を推進する支援機関 ( サポートセンター ) を設置し、サポートセンターにて 6 次産業化の民間の専門家 ( プランナー ) による個別相談や派遣支援等を行い、経営の発展段階に即した個別支援により農林漁業者の 6 次産業化の取組を支援するもの。

契約方法	随意契約
契約金額	9,337,000 円
契約期間	平成 30 年 4 月 2 日 ~ 平成 31 年 3 月 31 日

#### 【問題点】

本委託業務は、複数年継続して同一受託者と随意契約を締結している。

随意契約検討シートの記載を確認すると、本委託業務は国の補助金を財源としており精算が必要であることや、国からプランナー単価等が明示された相談対応業務が主であることから競争入札には適さないこと、事業者支援の継続の必要性や支援業務のノウハウを有しているのが受託者のみであることが理由とされている。

確かに、本委託事業には継続性や専門性が重要視されることが認められるが、受託者と同様の事業者団体が多数存在している状況で、今後も継続して同一受託者と随意契約を締結するのであれば、随意契約の適正さの担保として、これまで継続して業務委託をしてきた効果の検証等なども踏まえて、同一受託者との随意契約の必要性や相当性をより具体的に随意契約検討シートに記載することが望ましい。

#### 【意見】

複数年継続して同一受託者との随意契約を行う場合には、これまで継続して業務委託をしてきた効果の検証等なども踏まえて、同一受託者との随意契約の必要性や相当性をより具体的に随意契約検討シートに記載することが望ましい。

( 2 ) 平成 30 年度長崎県死亡牛 B S E 検査円滑化対策事業委託 ( 担当課 : 畜産課 )

【委託業務概要】

牛海綿状脳症( B S E )対策特別措置法の施行により 48 か月齢以上の死亡牛全頭について、B S E 検査が義務付けられているため、農家等で死亡した検査対象牛について、家畜保健衛生所獣医師が効率的かつ漏れなく検査材料を採取することが出来るように、検査対象牛の保管・管理、検査材料採取の協力、B S E 検査陽性牛死体の搬送を委託するもの。

契約方法	随意契約
契約金額	9,493,200 円
契約期間	平成 30 年 4 月 1 日 ~ 平成 31 年 3 月 31 日

【問題点】

特に問題となる点は認められなかった。

( 3 ) 平成 30 年度埋却地調査業務委託 ( 担当課 : 畜産課 )

【委託業務概要】

家畜伝染病が発生した場合に、埋却溝の設置位置の検討や使用する重機の選択、搬入経路の設定などに時間を要し防疫作業が予定通り進まないことが懸念されるため、家畜伝染病が発生した場合の殺処分牛の埋却予定地の状況をあらかじめ調査しておくもの。

契約方法	一般競争入札
契約金額	【当初】 3,078,000 円 【変更後】 3,283,200 円
契約期間	平成 30 年 9 月 26 日 ~ 平成 31 年 2 月 28 日

【問題点】

特に問題となる点は認められなかった。

( 4 ) 平成 30 年度長崎県地域材供給倍増協議会運営業務委託 ( 担当課 : 林政課 )

【委託業務概要】

川上から川下までの情報をとりまとめるとともに、各流通段階における課題を解決していくことで、県産材の安定供給体制を確立し、県内外へ流通する仕組みを構築し、長崎県産材の流通拡大を図り林業・木材産業の活性化を図るため、長崎県地域材供給倍増協議会の事務局としての役割を担う業務を委託するもの。具体的には、次のとおりである。

- ・長崎県地域材供給倍増協議会の会議開催に関する業務
- ・県産材の流通マッチング

- ・プレカット工場を核としたサプライチェーンの構築
- ・協議会が主催する技術講習会や研修会開催に関する業務

契約方法	随意契約
契約金額	4,135,153 円
契約期間	平成 30 年 4 月 16 日～平成 31 年 3 月 20 日

#### 【問題点】

本委託業務は、委託業務完了後 30 日以内に、業務完了届に実施総括表等必要書類を添付して提出し、委託料に剰余金が生じた時には県に返納しなければならないとされている（契約書 7 条）。本委託業務においても、業務完了届や必要書類等の報告書類が提出されている。

県は、本委託業務に関して、仕様書で定める報告書類の提出を確認している。また、県担当者においては、当該書類や現地検査等により業務の履行を確認している。

しかし、現地検査の状況写真及び検査者の確認印のある検査概要書類等の内容が不十分である。また、提出されている現金出納帳には日付の記載がないものが多数存在している他、視察報告書には工程表や参加者名が記載されておらず、報告書の内容も写真は添付されているものの視察内容の考察や検証等には何ら言及されていない。これらを全体として見ると、本委託業務の報告書としては不十分であると言わざるを得ない。

現金出納帳は剰余金の返納に関わり、視察報告書は本委託業務がその目的に沿って十分に遂行されたかを確認するために重要な書類である。

県は、業務完了報告を受けた際には、委託業務が仕様書及び契約書記載の委託の目的、契約内容に沿って業務が遂行されたか否かを正確に確認すべきであり、提出された会計書類や業務報告書の内容が不十分な場合には、受託者に対して適切に指導すべきである。

#### 【指摘事項】

県は、業務完了報告を受けた際には、委託業務が仕様書及び契約書記載の委託の目的、契約内容に沿って業務が遂行されたか否かを正確に確認すべきであり、提出された会計書類や業務報告書の内容が不十分な場合には、受託者に対して適切に指導すべきである。

- ( 5 ) 平成 30 年度ながさき森林づくり担い手対策事業等（林業参入研修等）業務委託  
（担当課：林政課）

#### 【委託業務概要】

建設業等異業種からの林業参入希望者を森林整備の本格就業につなげるため、森林・林業の知識、伐木や林業機械をはじめとする作業等に関する基本的講習や体験実習を含む研修会を実施する。また、事業体安全指導や現場指導者育成研修等を実施し、林業技術資格者の情報整理や資格取得の指導、事業体に対する情報発信を行う。さらに、林業による新たな雇用拡大を図るため、合同就職説明会や就業体験等を実施し、あわせて林

業成長産業化プロジェクト検討会として森林環境譲与税の活用に関する検討会や地域林政アドバイザー研修等を開催する。

契約方法	随意契約
契約金額	9,576,533 円
契約期間	平成 30 年 4 月 2 日～平成 31 年 3 月 20 日

**【問題点】**

本委託業務の委託料について、必要と認められる金額については、受託者の請求に基づき前金払により支払うものとされている（契約書 5 条）。

これに基づき 本委託契約が締結された平成 30 年 4 月 2 日から約 2 か月半後の同年 6 月に受託者より県に対して委託料の前払請求書が提出され、県は委託料の約 3 分の 2 に相当する金額の支払いをしている。

担当者は、過年度の実績等を基に、前払いの必要性について慎重に検討した上で、前払請求書記載のとおり支払いをしたようであるが、その検討内容は記録化されていない。そのため、前払いの必要性に関する検討内容を事後的に確認することができない。

委託契約における報酬請求については、その委託契約の法的性質が民法上の請負契約であっても委任契約ないし準委任契約であっても、業務が完了し成果物の確認を行った後の支払いが原則的取り扱いと解すべきである。一定の場合に前払金による支払いを許容するのであれば、過年度実績等だけでなく、受託者に前金払請求の際にその必要性を疎明させ、県がその必要性を検討した結果を記録化した上で支出することが望ましい。

**【意見】**

前払金による支払いを許容するのであれば、過年度実績等だけでなく、受託者に前金払請求の際にその必要性を疎明させ、県がその必要性を検討した結果を記録化した上で支出することが望ましい。

( 6 ) 平成 30 年度ふるさと緑の生活環境基盤整備事業業務委託（担当課：林政課）

**【委託業務概要】**

森林法 25 条で定められた目的に照らして、公益上必要と認められる森林について適正な保安林種を選定・指定することを目的として、森林の調査業務を行う。

契約方法	指名競争契約
契約金額	【当初】 5,421,600 円 【変更後】 4,866,480 円
契約期間	平成 30 年 4 月 27 日～平成 31 年 3 月 8 日

**【問題点】**

特に問題となる点は認められなかった。

## 第 12 土木部

### 1 監査の対象及び方法

( 1 ) 平成 30 年度における 100 万円以上の委託料支出 : 57 件

( 2 ) 第 1 次資料調査 : 12 件

( 3 ) 第 2 次資料調査 : 5 件

( 第 2 次資料調査日 : 令和元年 11 月 13 日 )

( 4 ) ヒアリング調査 : 5 件

( ヒアリング実施日 : 令和元年 11 月 14 日 )

### 2 問題点の検出

( 1 ) 29 監第 278 号 平成 30 年度経営事項審査等事務委託 ( 担当課 : 監理課 )

#### 【委託業務概要】

県指定の日時・場所において、経営事項審査及び入札参加資格審査を適正に行うことができる審査員を必要数配置し、経営事項審査及び入札参加資格審査を受けようとする者から提出された申請書について審査を行う。

契約方法	随意契約
契約金額	【当初】 5,250,000 円 【変更後】 6,046,368 円
契約期間	平成 30 年 4 月 10 日 ~ 平成 31 年 3 月 22 日

#### 【問題点】

本委託業務については、平成 30 年 8 月 17 日に前払金として 3,675,000 円が支払われているが、受託者は「委託料を前払金により請求することができる」ため ( 契約書 3 条 2 項 )、契約金額を全額前払いにより請求することも可能な規定になっている。

しかし、委託契約における報酬請求については、その法的性質が民法上の請負契約であっても委任契約ないし準委任契約であっても、業務が完了し成果物の確認を行った後の後払いが原則的取扱いであるし、一般論としても、受託者が業務完了前に破産するなど、履行不能となることもあり得るため、委託業務の完了前に過大な前払金を支払うことのリスクは高い。したがって、契約金額を全額前払いにより請求できる旨の規定については、前払いできる金額の上限を定める、あるいは、「前払いの必要性が認められるとき」などの条件を付けるなどして改めるべきである。

#### 【指摘事項】

契約金額全額を前払いにより請求できる旨の規定については、前払いできる金額の上限を定める、あるいは、「前払いの必要性が認められるとき」などの条件を付けるなどして改めるべきである。

( 2 ) 29 ゼロ県債単起災防第 1101 - 2 号 平成 30 年度長崎県橋梁点検，防災点検支援業務  
委託（担当課：道路維持課）

【委託業務概要】

県職員 O B 及び関係者ボランティアで実施する点検を支援し，円滑な点検作業を実現することを目的とする。また，長崎県が管理する橋梁のうち，「重点維持管理橋梁」と定めた橋梁について，1 年点検の実施，橋梁維持管理計画検討委員会にて点検結果報告をする際の委員会運営支援，資料作成を行う。

- ・本業務に関する契約図書，指示事項及び貸与資料を十分把握した上で，業務の作業方針及び作業工程を検討し，業務計画書を作成する。
- ・橋梁点検・防災点検において，県職員 O B の作業分担調整，県職員 O B 及び関係者 O B が直接経費の請求に使用する点検報告票の提出方法や記載例を作成する。重点維持管理橋梁点検において，点検に必要な道具を準備する。
- ・橋梁点検について，説明会などを行う。
- ・重点維持管理橋梁点検について，日程調整，現場点検の支援などを行う。
- ・防災点検について，説明会などを行う。
- ・橋梁システムの保守管理を行う。
- ・橋梁資料の保管を行う。
- ・委員会運営の支援を行う。
- ・業務内容を取りまとめて報告書を作成する。

契約方法	随意契約
契約金額	【当初】 34,931,520 円 【変更後】 36,039,600 円
契約期間	平成 30 年 3 月 19 日～平成 31 年 3 月 28 日

【問題点】

本委託業務においては，平成 19 年度以降，財団法人長崎県建設技術研究センター（以下「ナーク」という。）との随意契約が続いており，平成 30 年度年も，ナークとの随意契約がなされている。

県は，社会資本の品質確保を図るため，地方公共団体の支援等を目的に設立され，公正・中立・高度な守秘性を堅持しているナークと，多様な業務について随意契約を行っている。しかし，県内の民間企業においてもコンサルティング業務に習熟してきたことから，民間参入できる可能性がないかが検討されるようになり，平成 21 年 3 月 30 日付「ナーク委託業務の見直しについて（通知）」（20 建企第 888 号）が出された。同通知において，民間に発注できる業務は民間に発注することを基本とし，ナークに発注する業務は，その業務内容から民間が履行できず，かつ，ナークのみが履行可能な業務に限定するとの見直しがされたが，民間へ発注する業務は，環境調査業務などの一部にとど

まり、監督補助業務をはじめとする多くの業務については、引き続き、ナークへ発注することとされた。

その後、平成 24 年度より民間業者数が多い長崎振興局内のみを対象として、工事監督支援業務、品質管理業務についても、競争入札を試行的に行うこととなり、この試行は継続して実施されている（平成 25 年 3 月 15 日付「工事監督支援業務・品質検査業務の競争入札の試行の継続について（通知）」（24 建企第 610 号）、平成 27 年 3 月 26 日付「工事監督支援業務・品質検査業務の競争入札の試行の継続について（通知）」（26 建企第 623 号）、平成 29 年 4 月 11 日付「工事監督支援業務・品質検査業務の競争入札の試行の継続について（通知）」（29 建企第 24 号））。

競争入札試行の検証については、平成 28 年度にアンケートを実施し、担当技術者の経験年数により現場の指導監督能力に偏りが生じていることが問題とされたことから、平成 29 年度以降は、担当技術者の要件に実務経験年数が追加されており、今後も更に検証を深めていくべきである。もっとも、競争入札の試行は、平成 24 年度から開始し既に 7 年目を迎えている。試行期間が徒に長期化するのは望ましくないことから、試行開始から 10 年となる令和 4 年度を目途に一定の結論を出すべきである。

したがって、「ナーク委託業務の見直しについて（通知）」（20 建企第 888 号）に基づき競争入札の試行を行っている業務については、今後も試行の検証を深め、令和 4 年度を目途に、民間への移行の可否について、一定の結論を出すべきである。

#### 【指摘事項】

「ナーク委託業務の見直しについて（通知）」（20 建企第 888 号）に基づき競争入札の試行を行っている業務については、今後も試行の検証を深め、令和 4 年度を目途に、民間への移行の可否について一定の結論を出すべきである。

#### 【問題点】

随意契約検討シートには、本委託業務をナークとの随意契約とした理由につき、「本委託業務が民間へ再就職したOBボランティアの協力を必要とするものであり、県内では、ナークのみがOBボランティアの参加できる機関だからである」と記載されている。しかし、本委託業務の内容をみるかぎり、上記全ての業務を不可分一体のものとしてナークに委託しなければならない理由はないはずであるし、また、民間委託の場合に県職員OBボランティアが参加できない理由も明らかとは言えない。

したがって、本委託業務については、今後、業務を分けて委託できないかといった仕様の見直しを行って競争入札への移行を進めるべきであり、仕様見直しを検討した結果、見直しが困難であるとしてナークと随意契約を継続する必要があるとの判断に至った場合には、随意契約とした理由にその旨を具体的に記載すべきである。

【指摘事項】

本委託業務については、今後、仕様の見直しによる競争入札への移行を進めるべきであり、見直しが困難であるとしてナークとの随意契約を継続する場合には、随意契約とした理由に見直しが困難な事情も具体的に記載すべきである。

【地方機関におけるナークとの随意契約の問題点（担当課：建設企画課）】

「第14 県央振興局」で挙げた「29 地改第 2 -28 号 一般県道諫早外環状線道路改良工事（監督補助業務委託その 2）」、「第 16 県北振興局」で挙げた「30 総地改第 15 - 3 号 主）平戸田平線道路改良工事（監督補助業務委託）」は、いずれもナークとの随意契約である。これらの監督補助業務委託の随意契約検討シートは土木部が作成しているが、同シートに記載された随意契約とした理由は、いずれの業務委託も全く同じ内容である。

ナークでなければ受託できない業務かどうかは、地理的条件や技術を有する事業者の有無などの要因で異なる場合があると考えられる。

したがって、ナークと随意契約を行うかどうかは、所管部局が契約ごとに個別に検討し、検討の結果、ナークと随意契約を行うとの判断に至った場合には、その理由を随意契約検討シートに具体的に記載すべきである。

【指摘事項】

ナークと随意契約を行うかどうかは、所管部局が契約ごとに個別に検討し、検討の結果、ナークと随意契約を行うとの判断に至った場合には、その理由を随意契約検討シートに具体的に記載すべきである。

( 3 )30 総国交整第 21 - 1 号 道路標識ナンバリング調査設計業務委託( 担当課：道路維持課 )

【委託業務概要】

県が管理する道路において、高速道路ネットワークを形成する路線（長崎自動車道・ながさき出島道路・西九州道路・長崎バイパス）を対象に、道路案内標識における「ナンバリング」を整備するため、調査及びレイアウト変更設計を実施する。

- ・案内標識の寸法を測定する。
- ・案内標識の図面を作成する。
- ・既存の案内板のレイアウト変更を行う。
- ・本業務の実施内容をとりまとめた報告書を作成する。

契約方法	指名競争入札
契約金額	【当初】 10,044,000 円 【変更後】 11,616,480 円
契約期間	平成 30 年 6 月 1 日～平成 30 年 11 月 27 日

【問題点】

特に問題となる点は認められなかった。

( 4 ) 30 砂緊改第 1 号 長崎県砂防関係施設長寿命化計画策定業務委託 ( 担当課 : 砂防課 )

【委託業務概要】

「長崎県砂防関係施設維持管理計画」, 「砂防関係施設点検要領 ( 案 ) 」及び「砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン ( 案 ) 」に基づき, 「長崎県砂防関係施設長寿命化計画 ( 案 ) 」を策定するとともに, 過年度に点検した施設毎の健全度評価に基づき, 対策施設の優先度, 対策工の概略検討等を行い, 対策工の年次計画を立案し, 今後の長寿命化計画に資する資料の作成を行う。

- ・対象施設は, 砂防施設 712 施設 ( うち要対策施設数約 70 ) , 地すべり防止施設 150 施設 ( うち要対策施設約 60 ) , 急傾斜地崩壊防止施設 876 施設 ( うち要対策施設約 10 ) である。

契約方法	指名競争入札
契約金額	【当初】 15,060,600 円 【変更後】 15,257,160 円
契約期間	平成 30 年 10 月 4 日 ~ 平成 31 年 3 月 20 日

【問題点】

本件指名競争入札では, 指名業者は 10 社であったが, そのうち 6 社は辞退するに至っている。半数以上の指名業者が辞退した理由は明らかではないが, 本件指名競争入札は, 入札執行通知から入札執行まで 2 週間程度, 入札執行から業務開始までは 6 日である。

指名競争入札は, 本来であれば, 指名業者間での自由な競争が実現されるはずだが, このようなタイトなスケジュールであれば, 業務としての採算性, 人員確保などを含めた業務遂行可能性などを検討するだけの時間的余裕がなく, そのために入札参加を辞退する可能性も, 一般論としては, 否定はできない。

したがって, 指名競争入札の競争性をより高める方法の 1 つとして, 入札執行通知の時期を早めることが可能なものについては, そのような配慮をすることが望ましい。

【意見】

指名競争入札の競争性をより高める方法の 1 つとして, 入札執行通知の時期を早めることが可能なものについては, そのような配慮をすることが望ましい。

( 5 ) 30 住第 223 号 平成 30 年度木造住宅総合対策事業「住生活月間イベント・住宅フェア開催運営補助業務」委託 ( 担当課 : 住宅課 )

【委託業務概要】

県民の住まいへの関心を高め, ゆとりある住生活の実現に資することを目的に, 住生

活月間イベント・住宅フェアの実施にあたり，その運営を行う。

- ・会場設営のための設備等の配置を行う。
- ・実行委員会への出席を行う。
- ・住宅フェアの運営（開会式の司会進行，開会式用の備品の確保・設置，ステージ対応）を行う。
- ・設置設備等の撤収を行う。

契約方法	一般競争入札
契約金額	【当初】 1,080,000 円 【変更後】 1,792,800 円
契約期間	平成 30 年 10 月 9 日～平成 30 年 12 月 7 日

#### 【問題点】

県は，本件一般競争入札では，県内 8 者が入札参加すると想定していたが，実際の入札参加者は 2 者のみであった。入札参加者が 2 者にとどまった理由は明らかではないが，本件一般競争入札は，公告から入札執行まで 15 日，入札執行から業務開始までは 5 日である。

一般競争入札のメリットは，公正性と機会均等性にあるとされているが，このようなタイトなスケジュールであれば，業務としての採算性，人員確保などを含めた業務遂行可能性などを検討するだけの時間的余裕がなく，そのために入札参加を躊躇してしまう可能性は否定できない。

したがって，一般競争入札を行うにあたっては，入札参加の検討期間や業務遂行の準備期間等を確保し，競争参加者が入札参加しやすくなるよう，公告時期や入札執行時期等に可能な限り配慮することが望ましい。

#### 【意見】

一般競争入札を行うにあたっては，入札参加の検討期間や業務遂行の準備期間等を確保し，競争参加者が入札参加しやすくなるよう，公告時期や入札執行時期等に可能な限り配慮することが望ましい。

## 第 13 長崎振興局

### 1 監査の対象及び方法

( 1 ) 平成 30 年度における 100 万円以上の委託料支出 : 269 件

( 2 ) 第 1 次資料調査 : 36 件

( 3 ) 第 2 次資料調査 : 21 件

( 第 2 次資料調査日 : 令和元年 8 月 13 日, 16 日 )

( 4 ) ヒアリング調査 : 21 件

( ヒアリング実施日 : 令和元年 8 月 13 日, 16 日 )

### 2 問題点の抽出

( 1 ) 29 債地改第 3 - 12 号 一般県道奥ノ平時津線道路改良工事 ( 工事監督支援業務 3 )

( 担当課 : 道路建設課 )

#### 【委託業務概要】

地域高規格道路「西彼杵道路」の時津町の約 3.4 km の工区において、工事の品質確保のため工事監督支援業務を委託するもの。

- ・工事の適切な施工と良質な品質確保のため、施工状況の照合及び確認・把握等 ( 発注者支援業務共通仕様書 4101 条の業務内容 ) や、指示・協議等にかかる技術資料の作成 ( 同共通仕様書 4201 条の業務内容 ) を行う。

契約方法	一般競争入札
契約金額	17,172,000 円
契約期間	平成 30 年 4 月 1 日 ~ 平成 31 年 3 月 29 日

#### 【問題点】

担当者の説明によると、本委託契約が一般競争入札とされているのは、土木部の通知に基づく試行とのことである ( 平成 25 年 3 月 15 日付「工事監督支援業務・品質検査業務の競争入札の試行の継続について ( 通知 ) 」 ( 24 建企第 610 号 ) , 平成 27 年 3 月 26 日付「工事監督支援業務・品質検査業務の競争入札の試行の継続について ( 通知 ) 」 ( 26 建企第 623 号 ) , 平成 29 年 4 月 11 日付「工事監督支援業務・品質検査業務の競争入札の試行の継続について ( 通知 ) 」 ( 29 建企第 24 号 ) ) 。

この点についての意見は、各論の土木部「29 ゼロ県債単起災防第 1101 - 2 号 平成 30 年度長崎県橋梁点検、防災点検支援業務委託」の記載に譲る。

( 2 ) 28 債長ダム管第 2 号 長崎振興局管内ダム管理補助業務委託 ( その 1 ) ( 担当課 :

河川課 )

#### 【委託業務概要】

長崎振興局管内の管理ダム 8 か所 ( 式見ダム, 黒浜ダム, 中山ダム, 長与ダム, 鳴海

ダム，中尾ダム，宮崎ダム，高浜ダム）について，通常時，洪水等警戒体制時における，操作，監視，データ整理，資料作成，情報連絡等を行うダム管理業務。

- ・通常時にはダム担当技術者 1 名，ダム担当者 1 名の計 2 名を配置する。
- ・洪水等警戒体制時には，ダム管理技術者を 2 名，ダム担当技術者 6 名，ダム担当者 8 名の計 16 名を各ダムに割り振り配置する。

契約方法	一般競争入札
契約金額	52,704,000 円
契約期間	平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 9 月 17 日

#### 【問題点】

本委託契約については，平成 24 年度，平成 25 年度において，一般競争入札における 1 者応札によって，同一の受託者が落札している。平成 26 年度には，（その 1）と（その 2）に業務を分けず，3 年契約として一般競争入札が行われ，平成 29 年度，令和元年度には，（その 1）と（その 2）に分けそれぞれ 3 年契約として一般競争入札が行われているが，平成 24 年度以降，同一の受託者による 1 者応札が続いている。

このように，本委託業務は，平成 26 年度をもって，一般競争入札において直近 3 年間で連続して 1 者応札となっているため，平成 29 年度は，仕様等の見直しや随意契約への移行を検討すべきであった。具体的には，出納局会計課長名で発せられた平成 26 年 11 月 14 日付「1 者応札への対応について」（26 会第 68 号）に従い，参入障壁となり得る事情がないかを検討し，参入障壁となり得る仕様等の見直しができるのであれば，仕様等を見直した上で引き続き競争入札を実施する，仕様等の見直しが困難であれば，随意契約に移行することを検討すべきことになる。

この点，担当課は，平成 24 年度に，本業務を受託しうる河川コンサルタント業者に対してアンケートを実施し，単年度契約であることから次年度以降の契約が保証されず人材の安定的確保が困難，自社にダム管理技術者及びダム担当技術者の資格要件を満たす人材がない等の意見を複数業者から得た。そこで，平成 25 年度までは単年度契約であったが，平成 26 年度からは 3 年契約に変更した。また，平成 29 年度は，対象のダムのうち長崎市に近接している 2 箇所を分離し，2 個の契約に分けて入札を実施したり，ダム担当技術者の資格要件として一定の実務経験を有する者という要件を追加したりした。しかし，いずれの契約においても 1 者応札は解消されていない。

本業務では，警戒体制時には技術者を含め，16 名の人員配置が必要となるため，業務開始への準備の負担が相当に大きいことが予想される。しかるに，本委託契約では公告日が平成 29 年 2 月 24 日，入札執行日が同年 3 月 23 日，業務開始日が同年 4 月 1 日で 3 年間の業務期間である。

一般競争入札のメリットは，公正性と機会均等性にあるとされているが，このようなタイトなスケジュールであれば，業務としての採算性，人員確保などを含めた業務遂行

可能性などを検討するだけの時間的余裕がなく、そのために入札参加を躊躇してしまう可能性は否定できない。本件のように、継続的に行っている委託業務で、かつ、1者応札が続いている場合には、特に、スケジュール的な要因が参入障壁となっている可能性も否定できない。したがって、一般競争入札を行うにあたっては、入札参加の検討期間や業務遂行の準備期間等を確保し、競争参加者が入札参加しやすくなるよう、公告時期、入札執行時期を見直すことが考えられる。

また、本委託契約の受託者は、同様に1者応札の契約である下記(3)の受託者と同じのNPO法人であることから、参入障壁の存在が推測されるところである。

本委託契約においては、仕様等の見直しを行っても1者応札が解消されていないのであるから、さらに仕様等の見直しに取り組み、それでも数年間1者応札が解消されない場合には、随意契約への移行に向けた取り組みを行うべきである。

**【指摘事項】**

本委託契約については、「1者応札への対応について」(26会第68号)に従い、参入障壁となりうる公告時期、入札執行時期、仕様等の見直しをさらに継続して行うべきであり、それらの継続的な見直しを行っても1者応札が解消されない状態が数年間継続した場合には、随意契約への移行に向けた取り組みを行うべきである。

(3) 28 債長ダム管第3号 長崎振興局管内ダム管理補助業務委託(その2)(担当課：河川課)

**【委託業務概要】**

長崎振興局管内の管理ダム2か所(西山ダム、本河内低部ダム)について、通常時、洪水等警戒体制時における、操作、監視、データ整理、資料作成、情報連絡等を行うダム管理業務。

- ・通常時にはダム担当技術者1名、ダム担当者1名の計2名を配置する。
- ・洪水等警戒体制時には、ダム管理技術者を1名、ダム担当技術者1名、ダム担当者2名の計4名を各ダムに割り振り配置する。

契約方法	一般競争入札
契約金額	20,520,000円
契約期間	平成29年4月1日～平成31年9月17日

**【問題点】**

問題点 については、上記(2)の問題点と同様であるので繰り返さない。

**【指摘事項】**

本委託契約については、「1者応札への対応について」(26会第68号)に従い、参入障壁となりうる公告時期、入札執行時期、仕様等の見直しをさらに継続して行うべきであり、それらの継続的な見直しを行っても1者応札が解消されない状態が数年間継続

した場合には、随意契約への移行に向けた取り組みを行うべきである。

**【問題点】**

本委託契約の入札では、計3回の入札が行われたが、予定価格以下の入札がなく、1者見積による随意契約で受託者が決定している。しかし、入札結果一覧表には、第1回、第2回の入札金額、及び最終的な見積金額は記載されているが、3回目の入札の記載が省略されている。

担当者の説明によれば、入札結果一覧表には3回目の入札を記載する欄が足りなかったからとのことであるが、3回目の入札の実施及びその結果も、公表すべき重要な情報なので省略すべきではない。

**【指摘事項】**

入札が3回あり、落札されず随意契約に移行した場合でも、その経過を入札結果一覧表に正確に反映させるべきである。

(4) 29 債長道第5号 一般国道 202 号他9線路面清掃委託(貸与)(担当課:道路維持課)

**【委託業務概要】**

県が貸与した路面清掃車において、国道等の路面を清掃する業務。

- ・保守回数は原則として月15日間。
- ・清掃作業により収集した混合廃棄物は適正に処分する。

契約方法	指名競争入札
契約金額	【当初】 22,114,080 円 【変更後】 21,146,400 円
契約期間	平成30年4月1日～平成31年3月25日

**【問題点】**

本受託業務に関しては、一件記録に産業廃棄物のマニフェストは添付されておらず、県は、産業廃棄物排出事業者は受託業者であると認識している。廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、排出事業者に関する定義はないが、同法3条の「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」との規定から、排出事業者はその事業活動に伴って廃棄物を排出した者と考えられる。

この点、現在は廃止されたようであるが、環境省の過去の通知には、以下のようなものがある。

昭和五七年六月一四日 環産第二一号

(清掃後の産業廃棄物)

問 14 清掃業者が事業場の清掃を行った後に生ずる産業廃棄物について、その排出者は清掃業者であると解してよいか。

答 当該産業廃棄物の排出者は事業場の設置者又は管理者である。清掃業者は清掃する前から事業場に発生していた産業廃棄物を一定の場所に集中させる行為をしたにすぎず、清掃業者が産業廃棄物を発生させたものではない。

また、現在の大阪府のホームページには、以下のQ & Aが掲載されており、道路清掃に関し、上記通知と同様の見解を採用している。

Q 8 道路清掃に伴う産業廃棄物の排出事業者は、清掃業務を受託した業者か発注した道路管理者か？

A 8 道路管理者が排出事業者となります。

清掃業務において生ずる産業廃棄物は、清掃業者が産業廃棄物を発生させたものではなく、清掃する前から発生していた産業廃棄物を一定の場所に集積させる行為をしたに過ぎないため、清掃委託をした事業者(道路管理者)が排出事業者となります。

従って、道路清掃に伴う産業廃棄物を当該道路から離れた場所にある道路管理者の保管選別施設や処分業者の施設まで運搬する場合において、当該清掃業者に運搬を委託する場合には、廃棄物処理法の委託基準が適用されます。

県内の国道・県道の道路管理者が県であることに疑いはない。とすれば、道路清掃において発生した産業廃棄物の排出事業者は県であると解すべきである。

**【指摘事項】**

本委託業務における産業廃棄物処理にあたっては、県が排出事業者として対応すべきである。

(5) 29 債長道第4号 一般国道202号他10線路面清掃委託(業者持込)(担当課:道路維持課)

**【委託業務概要】**

受託者が持ち込んだ路面清掃車において、路面を清掃する業務。

- ・保守回数は原則として月10日間。
- ・清掃作業により収集した混合廃棄物は適正に処分する。

契約方法	指名競争入札
契約金額	【当初】 26,198,640 円 【変更後】 27,859,680 円
契約期間	平成30年4月1日～平成31年3月25日

【問題点】

産業廃棄物の問題については、上記(4)の問題点と同様であるので繰り返さない。

【指摘事項】

本委託業務における産業廃棄物処理にあたっては、県が排出事業者として対応すべきである。

【問題点】

本委託契約では、契約の増額変更が1回行われている。契約伺の変更理由には、地元要望への対応という旨が記載されているのみで、いつ誰からどのような要望があったのか、清掃前の道路の状態がどのようなものであったのかなどは全く記録に残っておらず、担当者も記憶していない。記録上、契約変更が妥当であったのかを検討することができない。

契約変更、特に増額変更であるのならば、変更理由を具体的に記録に残しておくのが望ましい。

【意見】

契約変更、特に増額変更の場合、変更理由は具体的に書面化して記録しておくのが望ましい。

(6) 29 債長道清第1号 一般国道206号琴海パーキング清掃管理委託(担当課:道路維持課)

【委託業務概要】

一般国道206号に位置する琴海パーキングの駐車場及びトイレの維持管理業務

- ・トイレの清掃と点検及びゴミ処理を2日に1回行う。
- ・駐車場の清掃を7日に1回行う。
- ・浄化槽保守点検を月1回行う。

契約方法	指名競争入札
契約金額	5,994,000円
契約期間	平成30年4月1日～平成31年3月25日

【問題点】

当初契約の特記仕様書に浄化槽の清掃業務が含まれていなかったため、契約期間の途中で追加発注して変更契約を結び、委託料を追加支出している。

しかし、県には、浄化槽管理者として、浄化槽法10条により「環境省令で定めるところにより、毎年一回……浄化槽の清掃をしなければならない」と浄化槽の清掃義務が課されているのであるから、当初契約の段階において浄化槽の清掃業務も盛り込んでおくべきである。

【指摘事項】

県が浄化槽の保守点検等を委託する契約には、浄化槽の清掃業務も盛り込んでおくべきである。

【問題点】

県は、上記のとおり契約期間の途中で、受託者に対し、浄化槽の清掃業務を追加発注しているが、かかる清掃業務について実施報告書の提出を受けていない。

浄化槽の保守点検業務等については、特記仕様書において、実施報告書の提出を求め、提出された実施報告書を検査し正当であると確認されることが、委託料の支払条件となっている。

そうであるならば、追加発注した浄化槽の清掃業務についても、保守点検業務等と同様に、受託者に対し実施報告書の提出を求めて検査を行い、その正当性を確認した上で、委託料の支払いを行うべきである。

【指摘事項】

県は、委託業務を追加発注した場合には、追加業務についても、当初より発注している業務と同様に、実施報告書の提出を求めるなどし、成果の検査を行った上で委託料の支払いを行うべきである。

【問題点】

浄化槽法 8 条及び 9 条において、浄化槽の保守点検及び清掃は「技術上の基準に従って行わなければならない」とされており、県は、受託者が管理技術者の決定を通知する際、同技術者の履歴書を提出するよう求めている。

しかし、上記のとおり、浄化槽法が保守点検及び清掃について技術上の基準に従うよう義務づけていることからすると、管理技術者の決定通知を受ける際には、履歴書の提出だけでなく、資格証明証等の写しの提出も求めることが望ましい。

【意見】

県は、委託業務に一定の技術水準や資格を要する場合には、管理技術者の決定通知を受けるに当たり、同技術者の履歴書だけでなく、資格証明証等の写しの提出も求めるのが望ましい。

【問題点】

受託者が提出している浄化槽の保守点検実施報告書に、管理技術者の記名しかなく、署名や押印がなされていない。

上記のとおり、浄化槽法が保守点検及び清掃について技術上の基準に従うよう義務づけていることからすると、実施報告書には、管理技術者の責任において行われていることが確認できるよう、少なくとも押印を求めることが望ましい。

### 【意見】

浄化槽の保守点検実施報告書には、管理技術者の責任において行われていることが確認できるよう、少なくとも押印を求めることが望ましい。

### 【問題点】

契約期間中に7回にわたりトイレ内の便器が詰まり、その都度、受託者と県担当職員が業務打ち合わせを行って、詰まりの解消業務を行っている。

詰まり解消業務に関する委託料は、業務打ち合わせ毎に受託者より見積書の提出を受けておき、年度末に7回分まとめて変更契約を行い支出している。

しかしながら、かかる見積書には作成年月日が記載されておらず、また、業務内容の記載においても日時や実施箇所（どの便器か）などが特定されていない。そのため、受託者が何時、何処の便器詰まり解消業務につき、委託料金額を見積り提示したのかが不明である。

### 【指摘事項】

県は、追加業務等に関し、受託者から見積書の提出を受ける際は、作成年月日や業務内容の記載において、見積もり対象となる業務を特定するよう求めるべきである。

(7) 30 長道維第8号 一般国道206号線他1線道路維持工事(精霊流し路面清掃業務委託)  
(担当課：道路維持課)

### 【委託業務概要】

精霊流し実施に伴い、路面清掃を委託するもの。

- ・路面清掃作業は、精霊流し終了後から明朝5時までに作業を完了する。
- ・清掃作業は箒などの人力による清掃とする。
- ・収集した廃棄物の運搬については、別途発注する運搬業者が行う。

契約方法	指名競争入札
契約金額	2,730,240 円
契約期間	平成30年7月10日～平成30年8月31日

### 【問題点】

提示する問題点は、(7)から(12)までの精霊流し路面清掃業務委託に共通するものである。

いずれの契約も、ここ数年、1回目の入札において最低制限価格で落札されている。最低制限価格で入札した業者が複数あり、抽選で決定した契約も複数ある。もっとも、清掃業務の最低制限価格は予定価格の9割とされていたことから、それ自体は特に問題があるとは思われない。

問題は、いずれの契約においても、少なくともここ数年間は指名競争入札が選択され

ているところである。契約伺によるとその理由は、地方自治法施行令 167 条 1 号「工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。」にあたるというものである。

この点、平成 21 年 4 月長崎県出納局作成の「入札・契約事務マニュアル(新改訂版)」12 頁には 地方自治法施行令 167 条 1 号により指名競争入札ができる場合の例として「特殊な技術を要する工事の請負」が挙げられている。

本委託契約は、人力による清掃作業であるので、特殊な技術・技能等が必要な業務ではない。

ところで、(7)～(12)の契約において、指名業者は全て長崎市内に所在する業者である。長崎の伝統行事に関連する業務であるから長崎市の業者を対象に指名入札にしているという面もあるかもしれない。しかし、長崎市の業者を選定したいのであれば、制限付一般競争入札を選択する方法もある。

また、ここ数年、指名業者の入れ替わりは少なく、特定の業者に固定化し、一般競争入札に比べ、機会均等性が失われている恐れも否定できない。

以上より、一般競争入札への移行を検討すべきである。

**【指摘事項】**

本委託契約については、機会均等性を確保する等のため、指名競争入札から一般競争入札への移行を検討すべきである。

- (8)30 長道維第 14 号 一般国道 206 号線他 1 線道路維持工事(精霊流し路面清掃業務委託)  
(担当課：道路維持課)

**【委託業務概要】**【問題点】は、上記(7)と同様であるので繰り返さない。

契約方法	指名競争入札
契約金額	5,175,360 円
契約期間	平成 30 年 7 月 20 日～平成 30 年 8 月 31 日

**【指摘事項】**

本委託契約については、機会均等性を確保する等のため、指名競争入札から一般競争入札への移行を検討すべきである。

- (9)30 長道維第 11 号 一般国道 202 号線他 2 線道路維持工事(精霊流し路面清掃業務委託)  
(担当課：道路維持課)

**【委託業務概要】**【問題点】は、上記(7)と同様であるので繰り返さない。

契約方法	指名競争入札
契約金額	1,491,480 円
契約期間	平成 30 年 7 月 10 日～平成 30 年 8 月 31 日

**【指摘事項】**

本委託契約については、機会均等性を確保する等のため、指名競争入札から一般競争入札への移行を検討すべきである。

(10) 30 長道維第 12 号 一般国道 499 号道路維持工事(精霊流し路面清掃業務委託)

(担当課：道路維持課)

**【委託業務概要】【問題点】**は、上記(7)と同様であるので繰り返さない。

契約方法	指名競争入札
契約金額	3,304,800 円
契約期間	平成 30 年 7 月 10 日～平成 30 年 8 月 31 日

**【指摘事項】**

本委託契約については、機会均等性を確保する等のため、指名競争入札から一般競争入札への移行を検討すべきである。

(11) 30 長道維第 13 号 一般国道 202 号線他 2 線道路維持工事(精霊流し路面清掃業務委託)

(担当課：道路維持課)

**【委託業務概要】【問題点】**は、上記(7)と同様であるので繰り返さない。

契約方法	指名競争入札
契約金額	3,304,800 円
契約期間	平成 30 年 7 月 10 日～平成 30 年 8 月 31 日

**【指摘事項】**

本委託契約については、機会均等性を確保する等のため、指名競争入札から一般競争入札への移行を検討すべきである。

(12) 30 長道維第 10 号 一般国道 202 号線他 2 線道路維持工事(精霊流し路面清掃業務委託)

(担当課：道路維持課)

**【委託業務概要】【問題点】**は、上記(7)と同様であるので繰り返さない。

契約方法	指名競争入札
契約金額	3,304,800 円
契約期間	平成 30 年 7 月 10 日～平成 30 年 8 月 31 日

**【指摘事項】**

本委託契約については、機会均等性を確保する等のため、指名競争入札から一般競争入札への移行を検討すべきである。

(13) 30 総地改第2 - 9号 主要地方道長崎南環状線道路改良工事(トンネル設備詳細設計業務委託)(担当課:道路建設課)

【委託業務概要】

交通渋滞等を解消する目的で、長崎南環状線(新戸町~江川町)の着工前準備として、トンネル設備詳細設計を行う業務。

- ・概略、以下の設計を行う。

高圧受変電施設詳細設計  
 トンネル防災施設詳細設計  
 照明施設設計  
 配電線路詳細設計  
 通信線路詳細設計  
 道路情報表示設備詳細設計

契約方法	指名競争入札
契約金額	【当初】 65,394,000 円 【変更後】 71,983,080 円
契約期間	平成 30 年 10 月 17 日 ~ 平成 31 年 3 月 29 日

【問題点】

特に問題となる点は認められなかった。

(14) 30 総点ト第1号 長崎振興局管内道路トンネル定期点検業務委託(担当課:道路建設課)

【委託業務概要】

千藤トンネル, 宮摺トンネル, 松ノ頭トンネル, 魚見山トンネル, 香焼トンネルの5トンネルにつき、道路法に基づく道路トンネルの定期点検・診断を実施する業務。

- ・トンネル点検車等を用い、トンネル本体内及び附属物の取付金具類やアンカー等を、近接目視点検、打音検査、触診により変状や異常の有無を確認する。
- ・必要に応じて、ひび割れ進行性調査、漏水調査、覆工背面空洞調査、解析等を行う。
- ・トンネル本体内の変状等の健全性の診断を、外力、材質劣化、漏水の変状に区分して行う。

契約方法	指名競争入札
契約金額	【当初】 13,110,120 円 【変更後】 15,668,640 円
契約期間	平成 30 年 5 月 21 日 ~ 平成 30 年 10 月 17 日

**【問題点】**

特に問題となる点は認められなかった。

(15) 30 浦ダム第2号 浦上ダム建設工事（貯水池掘削概略設計業務委託）（担当課：河川課）

**【委託業務概要】**

浦上ダムは、長崎水害緊急ダム事業の一環として、水道専用ダムから洪水調節機能を付加するダム再開発事業を実施中であり、洪水調節容量の確保にあたり貯水池掘削を予定している。本業務は、貯水池掘削設計について、工事中の浦上浄水場の運用方針が見直しとなったことを踏まえ、掘削形状および施工計画の修正設計を行うもの。

- ・貯水池掘削設計を行う。
- ・貯水池掘削施工計画概略設計を行う。
- ・貯水池掘削による影響を検討する。

契約方法	指名競争入札
契約金額	23,137,920 円
契約期間	平成 30 年 11 月 6 日～平成 31 年 3 月 15 日

**【問題点】**

本委託契約では、委託契約書、特記仕様書において、管理技術者の資格要件が定められていない。本委託業務は、ダムの貯水池掘削設計など専門性の高い業務なのであるから、管理技術者の資格要件は特記仕様書等に規定しておくことが望ましい。

**【意見】**

県は、委託業務に一定の技術水準や資格を要する場合には、委託契約書又は特記仕様書において、管理技術者等の資格要件を定めておくことが望ましい。

(16) 30 企調第7号 一般県道長与大橋線道路改良工事（交通量調査業務委託）（担当課：道路建設課）

**【委託業務概要】**

一般県道長与大橋町線うち、岩屋橋交差点から長崎バイパス間は慢性的な交通渋滞が発生していて一般車両通行に支障をきたしている状況にある。

本業務は、交通渋滞原因を把握するため、主要渋滞箇所である文教町交差点を含む各交差点において交通量調査を行うもの。

- ・交通量調査を 4 交差点において行う。
- ・交通渋滞調査を 1 交差点において行う。

契約方法	指名競争入札
契約金額	【当初】 2,114,640 円 【変更後】 2,517,480 円
契約期間	平成 30 年 11 月 12 日～平成 31 年 1 月 10 日

【問題点】

特に問題となる点は認められなかった。

(17) 30 単起災防大 111 - 1 号 主要地方道野母崎宿線道路災害防除工事（測量設計業務委託）（担当課：道路維持課）

【委託業務概要】

本業務は、平成 30 年 7 月 7 日の豪雨により発生した、主要地方道野母崎宿線(脇岬町)の法面崩壊箇所について、復旧工事に先立ち、測量及び対策工設計をするもの。

- ・基準点測量，路線測量，地形測量，用地測量を行う。
- ・法面工詳細設計を行う。

契約方法	指名競争入札
契約金額	【当初】 11,664,000 円 【変更後】 11,094,840 円
契約期間	平成 30 年 8 月 24 日～平成 31 年 1 月 20 日

【問題点】

本委託契約では、特記仕様書により、設計業務において管理技術者・照査技術者の資格要件を定め、測量業務においても別途管理技術者の資格要件を定めている。しかし、管理技術者等の履歴書は提出されているものの、資格者証等の写しは提出されていない。

道路災害防除工事の測量設計という、高度な技術が必要と思われる業務において、管理技術者等の決定通知を受ける際には、履歴書の提出だけでなく、資格証明証等の写しの提出も求めることが望ましい。

【意見】

県は、委託業務に一定の技術水準や資格を要する場合には、管理技術者等の決定通知を受けるに当たり、同技術者の履歴書だけでなく、資格証明証等の写しの提出も求めるのが望ましい。

(18) 30 長砂通 2 - 2 号 草住川通常砂防工事（詳細設計業務委託）（担当課：砂防課）

【委託業務概要】

砂防事業計画の一環として、草住川の砂防堰堤詳細設計を行う業務。

- ・砂防堰堤詳細設計について全体計画書を作成する。

- ・砂防堰堤（部分透過型）詳細設計を行う。
- ・管理用道路設計を行う。

契約方法	指名競争入札
契約金額	【当初】 11,286,000 円 【変更後】 10,807,560 円
契約期間	平成 30 年 6 月 6 日～平成 31 年 2 月 28 日

**【問題点】**

本委託契約では、特記仕様書により、管理技術者・照査技術者の資格要件を定めている。しかし、管理技術者等の履歴書は提出されているものの、資格者証等の写しは提出されていない。

河川の砂防工事の詳細設計という、高度な技術が必要と思われる業務において、管理技術者等の決定通知を受ける際には、履歴書の提出だけでなく、資格証明証等の写しの提出も求めることが望ましい。

**【意見】**

県は、委託業務に一定の技術水準や資格を要する場合には、管理技術者等の決定通知を受けるに当たり、同技術者の履歴書だけでなく、資格証明証等の写しの提出も求めるのが望ましい。

(19)29 債長振神ダム第 1 号 神浦ダムテレメータ設備保守点検業務委託(担当課：河川課)

**【委託業務概要】**

神浦ダムのテレメータ設備の従前の機能を維持するため、保守点検を行う業務。

- ・施設の総合的な性能・機能確認を行う総合点検を行う。
- ・機器単体の機能・性能確認を行う個別点検を行う。
- ・機器の障害箇所の臨時点検を行う。
- ・清掃、除草等の施設等維持作業を行う。
- ・技術所見のとりまとめを行う。

契約方法	一般競争入札
契約金額	3,996,000 円
契約期間	平成 30 年 3 月 1 日～平成 31 年 2 月 28 日

**【問題点】**

本委託業務については、平成 28 年度から平成 30 年度までの 3 年間、一般競争入札における 1 者応札によって、同一の受託者が落札しているが、平成 31 年度も一般競争入札がなされ、同一の受託者による 1 者応札がなされている。

このように、本委託業務は、平成 30 年度をもって、一般競争入札において直近 3 年間

で連続して1者応札となっているため、平成31年度は、仕様等の見直しや随意契約への移行を検討すべきであった。具体的には、出納局会計課長名で発せられた平成26年11月14日付「1者応札への対応について」（26会第68号）に従い、参入障壁となり得る事情がないかを検討し、参入障壁となり得る仕様等の見直しができるのであれば、仕様等を見直した上で引き続き競争入札を実施する、仕様等の見直しが困難であれば、随意契約に移行することを検討すべきであった。

しかし、平成31年度の一般競争入札にあたっては、仕様等の見直しは行われておらず、随意契約への移行についても、具体的な検討はなされていない。

本委託業務は、平成30年1月26日に公示、同年2月15日に1者応札による落札、同月21日に受託者との契約締結、同年3月1日より保守・点検業務の開始となっていて、一般競争入札の公告から入札執行までは1か月未満、入札執行から業務開始まで約2週間である。一般競争入札のメリットは、公正性と機会均等性にあるとされているが、このようなタイトなスケジュールであれば、業務としての採算性、人員確保などを含めた業務遂行可能性などを検討するだけの時間的余裕がなく、そのために入札参加を躊躇してしまう可能性は否定できない。本件のように、継続的に行っている委託業務で、かつ、1者応札が続いている場合には、特に、スケジュール的な要因が参入障壁となっている可能性も否定できない。したがって、一般競争入札を行うにあたっては、入札参加の検討期間や業務遂行の準備期間等を確保し、競争参加者が入札参加しやすくなるよう、公告時期、入札執行時期を見直すことが考えられる。

**【指摘事項】**

本委託業務については、「1者応札への対応について」（26会第68号）に従い、参入障壁となりうる公告時期、入札執行時期、仕様等の見直しを行うべきであり、仕様等の見直しが困難であれば、随意契約への移行に向けた取り組みを行うべきである。

(20) 30 長ダム管第12号 黒浜ダム他3ダム堆砂測量業務委託（担当課：河川課）

**【委託業務概要】**

黒浜ダム、鹿尾ダム、鳴海ダム、本河内高部ダムの4ダムについて、ダム操作規則に基づき、ダム貯水池内堆砂測量を実施し、貯水池の状況を把握する業務。

・概略、以下の業務を行う。

貯水池深浅測量

河川定期横断測量

横断図作成（縦断図作成、ダム堆砂量計算を含む）

契約方法	指名競争入札
契約金額	【当初】 6,588,000 円 【変更後】 7,655,040 円
契約期間	平成30年12月17日～平成31年3月15日

**【問題点】**

本委託契約の特記仕様書 2 条では、管理技術者が測量士であることを規定し、管理技術者の履歴書は提出されているが、資格者証等の写しは提出されていない。

ダムの堆砂量測量という、高度な技術が必要と思われる業務において、管理技術者の決定通知を受ける際には、履歴書の提出だけでなく、資格証明証等の写しの提出も求めることが望ましい。

**【意見】**

県は、委託業務に一定の技術水準や資格を求める場合には、管理技術者の決定通知を受けるに当たり、同技術者の履歴書だけでなく、資格証明証等の写しの提出も求めるのが望ましい。

(21) 30 長港海第 2 - 2 号 東望港海岸高潮工事 (地質調査業務委託) (担当課：長崎港湾漁港事務所港湾課)

**【委託業務概要】**

社会資本総合整備計画に基づき、護岸 (改良) 設計の際に必要な土質資料を得るため、ボーリング作業等により、東望湾海岸の地質調査を行う業務。

契約方法	指名競争入札
契約金額	【当初】 9,901,440 円 【変更後】 11,823,840 円
契約期間	平成 30 年 7 月 13 日 ~ 平成 31 年 1 月 8 日

**【問題点】**

特に問題となる点は認められなかった。

## 第 14 県央振興局

### 1 監査の対象及び方法

( 1 ) 平成 30 年度における 100 万円以上の委託料支出 : 103 件

( 2 ) 第 1 次資料調査 : 26 件

( 3 ) 第 2 次資料調査 : 17 件

( 第 2 次資料調査日 : 令和元年 8 月 14 日 , 20 日 )

( 4 ) ヒアリング調査 : 16 件

( ヒアリング実施日 : 令和元年 9 月 4 日 , 10 日 )

### 2 問題点の抽出

( 1 ) 30 農第 011 号 有喜南部地区畑かん施設実施設計業務委託 ( 担当課 : 農村整備課 )

#### 【委託業務概要】

農地整備事業 ( 耕作放棄地型 ) 有喜南部地区の工事实施のため , 畑地かんがい施設の実施設計作業 , 事業計画の変更に伴う資料の作成を行う業務。

- ・ 履行場所は , 諫早市天神町 , 早見町 , 中道町。
- ・ 畑地かんがい施設実施設計 ( 面積 30ha ) を行う。
- ・ ほ場整備工基本設計を行う。
- ・ 経済効果算定を行う。

契約方法	指名競争入札
契約金額	【当初】 23,544,000 円 【変更後】 18,597,600 円
契約期間	平成 30 年 11 月 1 日 ~ 平成 31 年 3 月 20 日

#### 【問題点】

本委託契約に適用される , 農業農村整備事業設計業務共通仕様書において , 1 - 7 条 3 項では管理技術者に必要な資格等を規定し , 同 1 - 8 条 2 項では照査技術者に必要な資格等を規定している。この点 , 各技術者の履歴書は提出されているが , 資格者書等の写しは提出されていない。

専門的な技術が必要と史料される本業務において , 管理技術者等の決定通知を受ける際には , 履歴書の提出だけでなく , 資格証明書等の写しの提出も求めることが望ましい。

#### 【意見】

県は , 委託業務に一定の技術水準や資格を求める場合には , 管理技術者等の決定通知を受けるに当たり , 同技術者の履歴書だけでなく , 資格証明書等の写しの提出も求めるのが望ましい。

( 2 ) 30 土第 013 号 県央地区基幹水利施設機能保全計画作成業務委託 ( 担当課 : 土地改良課 )

【委託業務概要】

農業水利施設の機能診断を行い、施設の老朽化等の状態を診断、評価するとともに、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図るために、施設の現状に応じた機能保全計画を立案する業務。

・樋門 2 ヶ所、制水門 3 ヶ所の機能診断及び機能保全計画策定を行う。

契約方法	指名競争入札
契約金額	【当初】 6,912,000 円 【変更後】 8,208,000 円
契約期間	平成 30 年 7 月 5 日 ~ 平成 30 年 12 月 31 日

【問題点】

特に問題となる点は認められなかった。

( 3 ) 30 用農委第 3 号 駄野地区区画整理工事工損事前調査業務委託 ( 担当課 : 用地管理課 )

【委託業務概要】

農地整備事業駄野地区区画整理工事の施工に伴い、施工場所に近接する約 17 棟の建物について、工事の振動等の影響が生じる可能性があるため、事業損失の事前調査を行う業務。

契約方法	指名競争入札
契約金額	【当初】 11,664,000 円 【変更後】 11,094,840 円
契約期間	平成 30 年 8 月 24 日 ~ 平成 31 年 1 月 20 日

【問題点】

本業務は、特記仕様書 2 条において、「本業務の実施にあたっては、長崎県工損調査等共通仕様書及び損失補償基準標準書によるものとする。」と定められている。

そして、長崎県工損調査等共通仕様書 7 条において、「請負者は、工損調査等を着手するに当たっては、この仕様書及び特記仕様書並びに現地踏査の結果等を基に作業計画を策定するものとする。」と定められている。

しかし、本業務において、委託契約書 3 条に規定されている工程表は提出されているものの、作業計画書は作成されていない。

委託契約書 3 条 1 項には、「受注者は、この契約締結後 7 日以内に設計図書に基づいて工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。」と規定されている。工程表は、

契約直後に設計図書に基づき作成される，1枚ものの簡易なタイムスケジュールを示す書面に過ぎず，工程表の提出のみでは，作業計画を策定したと評価することはできない。

**【指摘事項】**

共通仕様書適用により作業計画の策定が求められている場合は，受託者に対し，作業計画書の作成を求めるか，業務の内容により作業計画書の作成までは必要ない場合には，特記仕様書にその旨を明記しておくべきである。

(4) 30 干第 01 号 諫早湾干拓排水門等管理支援業務委託（担当課：諫早湾干拓堤防管理事務所）

**【委託業務概要】**

諫早湾干拓事業土地改良施設（南北排水門，潮受堤防，調整池排水施設，諫早湾干拓堤防監理事務所）を管理する業務。

- ・概略，以下の業務を行う。

南北排水門ゲート操作

各施設の監視

日報等の記録整理

保安管理

契約方法	一般競争入札
契約金額	【当初】 51,494,400 円 【変更後】 52,272,000 円
契約期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

**【問題点】**

特に問題となる点は認められなかった。

(5) 30 治単設第 1 号 東立神地区自然災害防止事業設計業務委託（担当課：森林土木課）

**【委託事業概要】**

東立神地区における山地災害の防止を図るため，荒廃山腹等の状況を確認，把握し，治山施設の計画及び設計を行う業務。

- ・治山施設の設計を行う。
- ・設計業務を行うにあたり，簡易貫入試験，原位置引抜試験を行う。

契約方法	指名競争入札
契約金額	【当初】 7,344,000 円 【変更後】 8,061,120 円
契約期間	平成 30 年 11 月 21 日～平成 31 年 3 月 15 日

**【問題点】**

特に問題となる点は認められなかった。

- (6) 30 総国交整第6 - 1号 一般国道207号線交通安全施設等整備工事(測量業務委託)  
(担当課:道路第一課)

**【委託業務概要】**

一般国道207号線交通安全施設等整備工事,当該工事箇所の近隣に小中学校が位置しているが,歩道がないため学童の安全な通行確保を目的として歩道新設を行うものである。本業務では設計に先立ち,現地地形及び用地境界を確認するため,路線測量及び用地測量を実施する。

- ・作業地区:諫早市多良見町元釜
- ・基準点測量,現地測量,路線測量,用地測量を行う。

契約方法	指名競争入札
契約金額	【当初】 17,604,000 円 【変更後】 13,684,680 円
契約期間	平成30年10月9日~平成31年3月29日

**【問題点】**

特記仕様書2条では,管理技術者の資格として,測量法49条により登録された測量士と規定し,管理技術者の履歴書は提出されているが,資格者証等の写しは提出されていない。

専門的な技術が必要と思料される本業務において,管理技術者等の決定通知を受ける際には,履歴書の提出だけでなく,資格証明書等の写しの提出も求めることが望ましい。

**【意見】**

県は,委託業務に一定の技術水準や資格を求める場合には,管理技術者の決定通知を受けるに当たり,同技術者の履歴書だけでなく,資格証明書等の写しの提出も求めるのが望ましい。

- (7) 30 総点橋第2 - 1号 県央振興局管内橋梁点検業務委託(担当課:道路第一課)

**【委託業務概要】**

橋梁の損傷及び変状を早期に発見し,安全・円滑な交通を確保するとともに,沿道や第三者への被害の防止を図るための橋梁に関わる効率的な維持管理に必要な基礎資料を得るため,橋梁点検を行う業務。

- ・15橋梁について定期点検を行う。
- ・定期点検においては,近接目視点検,損傷程度の評価,定期点検結果の記録,緊急対応が必要な場合の報告等を行う。

契約方法	指名競争入札
契約金額	【当初】 13,716,000 円 【変更後】 14,085,360 円
契約期間	平成 30 年 8 月 8 日 ~ 平成 31 年 1 月 31 日

【問題点】

本委託契約特記仕様書 2 条により、土木設計（測量、調査）業務等共通仕様書（長崎県土木部）等によるものとされ、同共通仕様書 1107 条には、管理技術者の資格等が規定されている。

本委託契約において、管理技術者等の履歴書は提出されていたが、資格者証等の写しの添付はなかった。共通仕様書により管理技術者等には一定の資格等が求められており、かつ、本委託契約は橋梁点検という専門性の高い分野であることに鑑みると、履歴書の提出のみではなく、資格者証等の写しの提出を求めるのが望ましい。

【意見】

県は、委託業務に一定の技術水準や資格を求める場合には、管理技術者等の決定通知を受けるに当たり、同技術者の履歴書だけでなく、資格証明書等の写しの提出も求めるのが望ましい。

( 8 ) 29 債地改 2 - 30 号 一般県道諫早外環状線環境影響調査業務委託その 2（担当課：道路第二課）

【委託業務概要】

一般県道諫早外環状線（長野町～小川町）の事業実施に伴う周辺環境への影響を評価する事後調査の一環として、供用前の現状を把握するための現地調査を実施する。また、工事中の環境監視として騒音・振動のモニタリング調査を実施する業務。

- ・調査地区は小川地区、川床地区、長野地区。
- ・大気質（粉じん）調査を行う。
- ・建設機械による騒音・振動調査を行う。
- ・環境影響調査（予測評価）を行う。

契約方法	指名競争入札
契約金額	【当初】 17,434,440 円 【変更後】 17,019,720 円
契約期間	平成 30 年 3 月 20 日 ~ 平成 31 年 3 月 25 日

【問題点】

平成 29 年 3 月 31 日付け 28 建企第 681 号「建設関連業務における保険加入の確認について」によれば、保険加入について業務計画書へ記載する条項へ追加すること、

契約締結の際に業務契約書と併せて保険加入を証明する書類を提示することとなっている。

本委託契約では、業務計画書に、受託者の健康保険・厚生年金、雇用保険・労災保険に関する保険加入状況の記載がなく、また、保険の領収証書等の写しの添付もない。

受託者の保険加入状況の確認は、労働者保護等のため非常に重要であるので、省略すべきではない。

**【指摘事項】**

受託者の健康保険・厚生年金、雇用保険・労災保険の加入については、保険の領収済書などの保険加入を証明する書類の写しを提出させるか、提示を受けて確認したことを書面として記録しておくべきである。

**【問題点】**

本委託契約は管理技術者及び照査技術者が必要とされている。特記仕様書 2 条により、土木設計（測量、調査）業務等共通仕様書（長崎県土木部）等によるものとされ、同共通仕様書 1107 条には管理技術者の資格等が規定され、同 1108 条には照査技術者の資格等が規定されている。

本委託契約において、管理技術者等の履歴書は提出されていたが、資格者証等の写しの添付はなかった。共通仕様書により管理技術者等には一定の資格等が求められており、かつ、本委託契約は環境影響調査という専門性の高い分野であることに鑑みると、履歴書の提出のみではなく、資格者証等の写しの提出を求めるのが望ましい。

**【意見】**

県は、委託業務に一定の技術水準や資格を求める場合には、管理技術者等の決定通知を受けるに当たり、同技術者の履歴書だけでなく、資格証明書等の写しの提出も求めるのが望ましい。

(9) 29 地改第 2 - 28 号 一般県道諫早外環状線道路改良工事（監督補助業務委託その 2）  
（担当課：道路第二課）

**【委託業務概要】**

一般県道諫早外環状線道路改良工事のうち 10 工事を対象に、工事の適切な施工と良質な品質確保のため、施工状況の照合及び確認・把握等（発注者支援業務共通仕様書 4101 条の業務内容等）を行う業務。

契約方法	随意契約
契約金額	【当初】 20,520,000 円 【変更後】 15,391,080 円
契約期間	平成 30 年 4 月 6 日～平成 31 年 3 月 31 日

【問題点】

本委託業務においては、平成 24 年度以降、財団法人長崎県建設技術研究センター（以下「ナーク」という。）との随意契約が続いており、平成 30 年度も、ナークとの随意契約がなされている。

ナークの取扱いについては、土木部の指導に基づくものであるため、この問題点に関しては、各論の土木部「29 ゼロ県債単起災防第 1101 - 2 号 平成 30 年度長崎県橋梁点検、防災点検支援業務委託」の記載に譲る。

(10) 30 県央建海長第 1 号 多良見海岸外海岸長寿命化計画作成業務委託（担当課：河港課）

【委託業務概要】

多良見海岸外 4 海岸における、海岸保全施設長寿命化計画作成のために必要な点検及び長寿命化計画書作成を行う業務。

- ・初回点検（陸上からの目視、簡易な計測等による）を、長崎県海岸保全施設点検実施要領（案）に基づき行う。
- ・潜水目視調査（簡易型）は計測や図面作成は行わず、劣化損傷個所の写真撮影その他点検等を行う。
- ・潜水目視調査は、簡易型の潜水目視調査の点検において一定以上の変状が確認された箇所において、写真撮影、図面作成のための計測、損傷図作成用のスケッチ等を行う。
- ・必要に応じて詳細点検を実施する。

契約方法	指名競争入札
契約金額	【当初】 4,698,000 円 【変更後】 5,311,440 円
契約期間	平成 30 年 6 月 26 日～平成 30 年 12 月 25 日

【問題点】

本委託契約は管理技術者及び照査技術者が必要とされている。特記仕様書 1 条 2 項により、土木設計（測量、調査）業務等共通仕様書（長崎県土木部）等によるものとされており、同共通仕様書 1107 条には管理技術者の資格等が規定され、同 1108 条には照査技術者の資格等が規定されている。

本委託契約において、管理技術者等の履歴書は提出されていたが、資格者証等の写しの添付はなかった。共通仕様書により管理技術者等には一定の資格等が求められており、かつ、本委託契約は海岸長寿命化計画作成という専門性の高い分野であることに鑑みると、履歴書の提出のみではなく、資格者証等の写しの提出を求めるのが望ましい。

**【意見】**

県は、委託業務に一定の技術水準や資格を求める場合には、管理技術者等の決定通知を受けるに当たり、同技術者の履歴書だけでなく、資格証明書等の写しの提出も求めるのが望ましい。

(11) 30 県央漁関第 3 号 有喜漁港関連道整備工事（台帳図面作成業務委託）（担当課：河港課）

**【委託業務概要】**

平成 30 年度に工事完了するため、台帳図面等を作成する業務。

・基準点測量，地形測量，台帳図面測量を行う。

契約方法	指名競争入札
契約金額	【当初】 6,534,000 円 【変更後】 6,745,680 円
契約期間	平成 30 年 9 月 3 日～平成 31 年 2 月 28 日

**【問題点】**

本委託契約特記仕様書 2 条により、管理技術者は測量法 49 条により登録された測量士とされ、水域における深浅測量及び水路測量の監理技術者に必要な資格は別途規定されている。

本委託契約において、管理技術者の履歴書は提出されていたが、資格者証等の写しの添付はなかった。特記仕様書により管理技術者等には一定の資格等が求められており、本委託契約は監理技術者に複数の資格が必要になるほど専門性の高い分野であることに鑑みると、履歴書の提出のみではなく、資格者証等の写しの提出を求めるのが望ましい。

**【意見】**

県は、委託業務に一定の技術水準や資格を要する場合には、管理技術者等の決定通知を受けるに当たり、同技術者の履歴書だけでなく、資格証明書等の写しの提出も求めるのが望ましい。

(12) 29 県央火砂第 6 - 3 号 小角川火山砂防工事（設計業務委託）（担当課：河港課）

**【委託業務概要】**

小角川において、土石流・立木対策施設を設計する業務。

- ・重力式砂防えん堤詳細設計を行う。
- ・管理用道路詳細設計を行う。

契約方法	指名競争入札
契約金額	【当初】 13,014,000 円 【変更後】 19,569,600 円
契約期間	平成 29 年 8 月 16 日～平成 30 年 8 月 27 日

【問題点】

本委託契約は管理技術者及び照査技術者が必要とされている。特記仕様書 2 条により、土木設計（測量，調査）業務等共通仕様書（長崎県土木部）等によるものとされていて、同共通仕様書 1107 条には管理技術者の資格等が規定され，同 1108 条には照査技術者の資格等が規定されている。

本委託契約において，管理技術者等の履歴書は提出されていたが，資格者証等の写しの添付はなかった。共通仕様書により管理技術者等には一定の資格等が求められており，かつ，本委託契約は火山砂防工事の設計業務という専門性の高い分野であることに鑑みると，履歴書の提出のみではなく，資格者証等の写しの提出を求めるのが望ましい。

【意見】

県は，委託業務に一定の技術水準や資格を求める場合には，管理技術者等の決定通知を受けるに当たり，同技術者の履歴書だけでなく，資格証明書等の写しの提出も求めるのが望ましい。

- (13) 30 県央火砂第 3 - 3 号 寺畑川火山砂防工事（用地測量業務委託）（担当課：河港課）

【委託業務概要】

寺畑川火山砂防工事において，用地買収が必要となる箇所の用地測量を行う業務。

- ・用地測量，公共用地確定協議等を行う。

契約方法	指名競争入札
契約金額	【当初】 8,964,000 円 【変更後】 8,472,600 円
契約期間	平成 30 年 8 月 29 日～平成 31 年 3 月 27 日

【問題点】

特に問題となる点は認められなかった。

- (14) 29 ゼ口県債県央地第 2 - 1 号 寺坂地区地すべり対策工事（担当課：河港課）

【委託業務概要】

寺坂地区地すべり防止区域において，地すべり対策工事の基礎資料を得るための観測業務。

- ・地すべり調査を，パイプ歪計観測，挿入式傾斜計，地下水位観測（自記式）の各計器により行う。
- ・各種観測結果の評価，考察，及び図表類の作成を行う。
- ・業務の方法，過程，結論について記した報告書等を作成する。

契約方法	指名競争入札
契約金額	【当初】 11,274,120 円 【変更後】 13,182,480 円
契約期間	平成 30 年 3 月 7 日～平成 30 年 12 月 20 日

【問題点】

特に問題となる点は認められなかった。

- (15) 30 県央緊改第 2 号 県央振興局管内砂防関係施設緊急改築工事（調査業務その 1）  
（担当課：河港課）

【委託業務概要】

長崎県砂防関係施設維持管理計画に基づき，大村市に所在する砂防関係施設の損傷等を把握するため，点検調査（定期点検）を行う業務。

- ・既存資料及び現地調査により，砂防関係施設の位置・規模・事業種・施行時期等について調査し，以下の業務を行う。

- 1) 計画準備
- 2) 既存資料整理
- 3) 現地点検
- 4) 点検表作成
- 5) 成果物作成

契約方法	指名競争入札
契約金額	【当初】 11,718,000 円 【変更後】 12,759,120 円
契約期間	平成 30 年 9 月 26 日～平成 31 年 2 月 28 日

【問題点】

特に問題となる点は認められなかった。

- (16) 30 県央緊改第 3 号 県央振興局管内砂防関係施設緊急改築工事（調査業務その 2）  
（担当課：河港課）

【委託業務概要】

長崎県砂防関係施設維持管理計画に基づき，諫早市に所在する砂防関係施設の損傷等

を把握するため、点検調査（定期点検）を行う業務。

契約方法	指名競争入札
契約金額	【当初】 11,718,000 円 【変更後】 12,759,120 円
契約期間	平成 30 年 9 月 26 日～平成 31 年 2 月 28 日

**【問題点】**

本委託契約では、特記仕様書 1 条より、土木設計（測量、調査）業務等共通仕様書（長崎県土木部）等によるものとされており、同共通仕様書 1107 条には管理技術者の資格等が規定されている。

本委託契約において、管理技術者の履歴書は提出されていたが、資格者証等の写しの添付はなかった。共通仕様書により管理技術者には一定の資格等が求められており、かつ、本委託契約は砂防関係施設緊急改築工事の調査業務という専門性の高い分野であることに鑑みると、履歴書の提出のみではなく、資格者証等の写しの提出を求めるのが望ましい。

**【意見】**

県は、委託業務に一定の技術水準や資格を求める場合には、管理技術者等の決定通知を受けるに当たり、同技術者の履歴書だけでなく、資格証明書等の写しの提出も求めるのが望ましい。

## 第 15 島原振興局

### 1 監査の対象及び方法

( 1 ) 平成 30 年度における 100 万円以上の委託料支出 : 107 件

( 2 ) 第 1 次資料調査 : 13 件

( 3 ) 第 2 次資料調査 : 6 件

( 第 2 次資料調査日 : 令和元年 8 月 20 日 , 21 日 )

( 4 ) ヒアリング調査 : 6 件

( ヒアリング実施日 : 令和元年 9 月 6 日 , 9 日 )

### 2 問題点の検出

( 1 ) 30 国改第 2 - 8 号 一般国道 251 号道路改良工事( 橋梁予備設計業務委託 )( 担当課 : 道路第二課 )

#### 【委託業務概要】

地域間の連絡時間短縮や生活圏の交流促進 , 沿道地域との連携強化を目的として , 南島原市深江町を起点として諫早市へ至る延長約 50 km の地域高規格道路「島原道路」の一部として一般国道 251 号道路改良工事 ( 出平有明バイパス ) を実施している。本委託業務は , 一般国道 251 号道路改良工事工区の橋梁予備設計を行い , 事業の進捗を図るものである。

契約方法	指名競争入札
契約金額	19,491,840 円
契約期間	平成 30 年 6 月 12 日 ~ 令和 2 年 3 月 13 日

#### 【問題点】

本委託業務においては , 2 度にわたり期間の延長を理由に変更契約が行われている。1 度目の変更契約は , 地権者との調整に不測の時間を要するとの理由で期間を約 1 か月延長し , 2 度目の変更契約は橋梁に隣接する施設の機能確保のため再度設計を検討するために約半年の期間延長を行っている。

いずれも期間延長の理由に相当性はあると考えられるものの , 地権者との調整状況や期間延長についての協議状況が , 打合せ協議簿に記載されていない。

契約期間の延長は , 契約変更を伴う重要事項であるため , 契約期間の延長が必要な事情や関係者・当事者間での協議の状況は , 打合せ協議簿に記載しておくことが望ましい。

#### 【意見】

契約期間の延長等 , 契約変更を伴う事項について , その必要性に関する事情や関係者・当事者間での協議状況は , 打合せ協議簿に記載しておくことが望ましい。

- ( 2 ) 30 国改第 3 - 10 号 一般国道 251 号道路改良工事 ( 道路予備設計業務委託その 1 )  
 ( 担当課 : 道路第二課 )

**【委託業務概要】**

地域間の連絡時間短縮や生活圏の交流促進, 沿道地域との連携強化を目的として, 南島原市深江町を起点として諫早市へ至る延長約 50 km の地域高規格道路「島原道路」の整備のうち, 本委託業務は, 瑞穂吾妻バイパスの ( 仮 ) 瑞穂 IC ~ ( 仮 ) 吾妻東 IC 区間において道路全般及びインターチェンジの予備設計を実施するもの。

契約方法	指名競争入札
契約金額	【当初】 21,039,480 円 【変更後】 25,061,400 円
契約期間	平成 30 年 6 月 18 日 ~ 令和 1 年 7 月 30 日

**【問題点】**

本委託業務は, 契約金額増額の変更契約が行われているほか, 調査のための民地立ち入りに時間を要して不測の遅れが生じたことや各管理者との協議に不測の日数を要したことから工期延長の変更契約が行われている。

しかし, 民地立ち入りの状況や各管理者との協議状況, 工期延長に関する当事者間の協議は, 打合せ協議簿には記載されていない。

工期延長は, 契約変更を伴う重要事項であるため, 工期延長が必要な事情や, 関係者・当事者間の協議状況は, 打合せ協議簿に記載しておくことが望ましい。

**【意見】**

工期延長は, 契約変更を伴う重要事項であるため, 工期延長が必要な事情や, 関係者・当事者間の協議状況は, 打合せ協議簿に記載しておくことが望ましい。

- ( 3 ) 30 島砂緊改第 2 号 島原振興局管内砂防関係施設緊急改築工事 ( 調査業務 ) ( 担当課 : 河港課 )

**【委託業務概要】**

異常箇所及び補修等の緊急性を把握し, 新たな災害の誘発を未然に防ぐための基礎資料とするため, 島原振興局管内の砂防関係施設の現状について点検を委託するもの。

契約方法	指名競争入札
契約金額	【当初】 24,462,000 円 【変更後】 25,647,840 円
契約期間	平成 30 年 9 月 14 日 ~ 平成 31 年 2 月 28 日

**【問題点】**

本委託業務は, 国交省の砂防関係施設の長寿命化に関する取組を受けて, 島原振興局

管内の砂防関係施設の点検等を行うものである。

本委託業務に関する資料を精査したところ、点検が必要な施設の一覧表は作成されているものの、同一覧表には、各施設の点検状況や点検内容、点検時期等の記載はなく、点検状況等を把握するには、別の報告書等を確認しなければわからない状況であった。

本委託業務においては、数量変更による契約変更が行われており、その数量変更の必要性について、変更契約の指示書には「現地再確認により」対象施設の数量変更の必要性が認められる旨記載されている一方で、打合せ結果簿には調査対象施設をまとめた一覧表などの「既存資料の精査をしたことで」数量変更の必要性が認められたと記載されており、数量変更の必要性の根拠が異なる。このような事態が生じるのも、点検対象施設と点検状況、点検内容が一括で確認できるように管理されていないことが要因の1つであると考えられる。

定められた期間に漏れなく一定の点検等を行うことが最も重要な本委託業務においては、点検対象施設と点検状況、点検内容、点検時期等を一括で管理するよう改めるべきである。

**【指摘事項】**

本委託業務においては、点検対象施設と点検状況、点検内容、点検時期等を一括で管理するよう改めるべきである。

**【問題点】**

本委託業務においては、数量変更による契約変更と工期延長による契約変更が行われている。

工期延長について、当事者間での協議がなされているが、打合せ結果簿にはその記録はない。

工期延長は、契約変更を伴う重要事項であるため、工期延長が必要な事情や、関係者・当事者間の協議状況は、打合せ協議簿に記載しておくことが望ましい。

**【意見】**

工期延長は、契約変更を伴う重要事項であるため、工期延長が必要な事情や、関係者・当事者間の協議状況は、打合せ協議簿に記載しておくことが望ましい。

(4)30 国改第3 - 16号 一般国道251号道路改良工事(地質調査業務委託その5)(担当課：道路第二課)

**【委託業務概要】**

地域間の連絡時間短縮や生活圏の交流促進、沿道地域との連携強化を目的として、南島原市深江町を起点として諫早市へ至る延長約50kmの地域高規格道路「島原道路」の整備のうち、本委託業務は、瑞穂吾妻バイパスの各種設計の基礎資料とするための地質調査を実施するもの。

契約方法	指名競争入札
契約金額	【当初】 8,872,200 円 【変更後】 8,723,160 円
契約期間	平成 30 年 6 月 25 日～平成 30 年 10 月 30 日

【問題点】

本委託業務を落札した事業者 A が、事業者 B に吸収合併され消滅した。さらに事業者 B が名称変更を行い、事業者 C となった。

これに伴い、A と B の吸収合併が行われた際、県は入札マニュアルに従い、債権者の変更を債権譲渡の形で認め、債権譲渡に係る書面の作成を指示している。

しかし、会社法上、吸収合併においては、消滅会社と存続会社が合併契約を締結し合併が成立すると、消滅会社の権利義務一切は全て存続会社に包括的に承継されるものであり、また A と B の吸収合併契約書においても「A は、吸収合併の効力発生日において、その従業員全員、資産、負債その他の権利義務一切を B に引き継ぐものとする。」との条項が存在する。

したがって、A と B が吸収合併した場合、新たに A と B との間で債権譲渡を行う旨の文書及び県がその債権譲渡に承諾する等の文書は法律上意味を持たないものであり、その文書作成の要否については、必要性も含め再検討することが望ましい。

【意見】

吸収合併における債権譲渡に関する文書の作成の要否については、その必要性も含めて再検討することが望ましい。

( 5 ) 30 島道清第 1 号 一般国道 251 号外路面清掃業務委託 ( 担当課：道路第一課 )

【委託業務概要】

島原振興局管内において、県管理道路の維持・管理のために一般国道 251 号街路面清掃業務を委託するもの。

契約方法	指名競争入札
契約金額	【当初】 10,213,560 円 【変更後】 11,880,000 円
契約期間	平成 30 年 7 月 3 日～平成 31 年 3 月 31 日

【問題点】

本委託契約においては、委託料の支払いに関し、受注者は、作業の処理報告について発注者の確認を受けた実施月分の委託料を翌月 15 日までに発注者に請求するものとし ( 契約書 10 条 1 項 )、発注者は請求を受けたときは、請求を受けた日から 30 日以内に支払いをしなければならない ( 契約書 10 条 2 項 ) とされている。

かかる規定に基づき、受注者は清掃を実施した月ごとに契約書に従い遅滞なく請求書を提出しているが、本委託業務においては、県が請求書の受付を遅滞し、その結果支払いが遅滞した月が複数回存在した。

例えば、平成30年8月分の請求書が、翌月の9月14日付けで受注者より提出されているにもかかわらず、振興局の請求書受付日が11月12日となっており、実際に受注者に支払いを行ったのは、その翌月の12月11日である。請求書の提出から約3か月が経過している。同様に、平成30年12月分の支払いが請求書提出から約3か月後、平成31年1月分の支払いは請求書提出から約2か月後に行っている。

委託料は、委託契約に基づき遅滞なく支払わなければならない、その前提として受注者からの請求書はその記載内容に問題がない限り提出後速やかに受け付けすべきである。

**【指摘事項】**

委託料は、委託契約に基づき遅滞なく支払わなければならない、その前提として受注者からの請求書はその記載内容に問題がない限り提出後速やかに受け付けすべきである。

(6) 30 農整第106号 愛津原地区流末排水路設計業務委託(担当課：農村整備課)

**【委託業務概要】**

水利施設等保全高度化事業特別型(畑地帯担い手育成型)愛津原地区の実施計画に基づき、流末排水路の設計業務を委託するもの。

契約方法	指名競争入札
契約金額	4,212,000円
契約期間	平成30年8月9日～平成31年3月6日

**【問題点】**

本委託業務においては、当初平成30年12月26日までを履行期間としていたものを、地域住民や各管理者との協議に不測の事態が生じたことを理由に、契約期間を約2か月延長し、変更契約を結んでいる。

しかし、地域住民との協議状況や各管理者との協議状況については、打合せ結果簿には記載がない。

工期延長は、契約変更を伴う重要事項であるため、工期延長が必要な事情や、関係者・当事者間の協議状況は、打合せ協議簿に記載しておくことが望ましい。

**【意見】**

工期延長は、契約変更を伴う重要事項であるため、工期延長が必要な事情や、関係者・当事者間の協議状況は、打合せ協議簿に記載しておくことが望ましい。

## 第 16 県北振興局

### 1 監査の対象及び方法

- ( 1 ) 平成 30 年度における 100 万円以上の委託料支出：270 件
- ( 2 ) 第 1 次資料調査：25 件
- ( 3 ) 第 2 次資料調査：7 件  
( 第 2 次資料調査日：令和元年 8 月 21 日 )
- ( 4 ) ヒアリング調査：7 件  
( ヒアリング実施日：令和元年 8 月 26 日，同年 9 月 2 日 )

### 2 問題点の検出

- ( 1 ) 30 総点ト第 2 - 1 号 県北振興局管内トンネル点検業務委託 ( 担当課：道路維持第一課 )

#### 【委託業務概要】

管内 6 つのトンネルについて，第三者被害の未然防止などの観点からトンネルの異常及び損傷状況を詳細に把握するため近接目視による点検を実施するものであり，併せてたたき落としによる応急的な措置を行うことを目的とする。

- ・点検に必要な資料の収集・出力，業務計画書及び実施計画書の作成，現地踏査並びに関係機関との協議資料作成等を行う。
- ・道路トンネル定期点検要領及び長崎県道路トンネル点検マニュアル ( 案 ) に基づき点検を実施する。
- ・必要に応じて，ひび割れ進行性調査，漏水調査，覆工背面空洞調査，解析等の調査を行う。
- ・点検又は調査により，トンネル本体工の変化等の健全性の診断を行う。
- ・点検調書及び報告書を作成する。

契約方法	指名競争入札
契約金額	【当初】 18,947,520 円 【変更後】 21,711,240 円
契約期間	平成 30 年 6 月 4 日～平成 30 年 10 月 31 日

#### 【問題点】

特に問題となる点は認められなかった。

- ( 2 ) 30 県北通砂第 3 - 1 号 松山川通常砂防工事 ( 測量委託 ) ( 担当課：砂防防災課 )

#### 【委託業務概要】

佐世保市奥山町で県が指定する地区において，基準点測量及び路線測量を行う。

契約方法	指名競争入札
契約金額	【当初】 7,722,000 円 【変更後】 10,962,000 円
契約期間	【当初】 平成 30 年 6 月 15 日～平成 30 年 12 月 31 日 【変更後】 平成 30 年 6 月 15 日～平成 31 年 3 月 29 日

**【問題点】**

本委託業務においては、測量に関して、地元関係者からの立会いに不測の日数を要したことを理由として、工期を延長する契約変更を行っているが、工期延長についての協議は、打合せ協議簿には記載されていない。

工期延長は、契約変更を伴う重要事項であるため、このような事項について、報告、協議がなされた場合には、打合せ協議簿に記載しておくことが望ましい。

**【意見】**

工期の延長等、契約変更を伴う事項について報告、協議がなされた場合には、打合せ協議簿に記載しておくことが望ましい。

**【問題点】**

本契約においては、管理技術者は、測量法 49 条により登録された測量士とされている（特記仕様書 2 条）。

県は、受託者から提出された履歴書において、管理技術者の氏名、測量士の登録番号などを確認しているが、資格証明書等による確認は行っていないため、同人が契約時点で測量士としての資格を有しているかどうかは、受託者の申告を信用するより他ない。

**【意見】**

県は、委託業務に一定の技術水準や資格を要する場合には、管理技術者の決定通知を受けるに当たり、同技術者の履歴書だけでなく、資格証明書等の写しの提出も求めるのが望ましい。

( 3 )30 田道維第 21 号 国)204 号交通量調査業務委託( 担当課: 田平土木維持管理事務所)

**【委託業務概要】**

一般国道 204 号の松浦市志佐町等において、交通量調査及び渋滞調査を行い、現況を把握するとともに、今後の基礎資料とする。

- ・現地踏査を行い、実施計画書を作成する。
- ・交通量調査を行い、時間別、方向別及び車種別に集計する。
- ・交通渋滞調査を行い、渋滞調査マニュアルにしたがって集計整理する。
- ・上記結果をとりまとめた報告書を作成する。

契約方法	指名競争入札
契約金額	【当初】 5,778,000 円 【変更後】 5,425,920 円
契約期間	平成 30 年 5 月 21 日～平成 30 年 11 月 30 日

【問題点】

第1回の打合せにおいて、受託者は、「渋滞調査マニュアル」が入手困難である旨を告げたところ、県は、交通調査の手引きなどの類似図書の引用で構わない旨回答している。

その後、県は、「渋滞調査マニュアル」を入手して受託者に提示するに至っているが、「調査結果を渋滞調査マニュアルに従って集計整理する」ことは、特記仕様書で定められた事項であるため、県としては、仕様書作成前の時点で、「渋滞調査マニュアル」を入手しておき、同マニュアルの内容を確認しておくとともに、入札参加者から説明を求められた場合などは、回答できるようにしておかなければならない。

したがって、特定の図書等にしがった業務を求める場合には、県において、当該図書等を事前に入手しておくべきである。

【指摘事項】

特定の図書等にしがった業務を求める場合には、県において、当該図書等を事前に入手しておくべきである。

【問題点】

本委託業務における交通渋滞調査は、                      の4か所であったが、受託者は、平成30年5月の打合せにおいて、渋滞調査            を独立した調査対象とせず、渋滞調査            と集約して行うことを提案したため、県はこれを了承している。

しかし、打合せ協議記録簿には、受託者が、「渋滞調査            の信号タイミングにより、渋滞調査            以降の渋滞も一連として計測するようにしたい。」としか記載されていない。このような「一連として計測する」といった記載では、渋滞調査            を独立した調査対象とせずに渋滞調査            と集約して行うことが明らかになっているとはいえない。

したがって、委託業務の内容に変更があった場合には、変更後の業務の内容を、打合せ協議記録簿に具体的に記載すべきである。

【指摘事項】

委託業務の内容に変更があった場合には、変更後の業務の内容を、打合せ協議記録簿に具体的に記載すべきである。

【問題点】

本委託業務においては、交通渋滞の調査業務に変更があったことから、委託料を352,080円減額しての契約変更を行っている。

県は、このような委託料の減額について、打合せ協議記録簿には記載していないが、委託料の減額は、契約変更を伴う重要事項であるため、このような事項について、協議がなされた場合には、その概要を打合せ協議記録簿に記載しておくことが望ましい。

【意見】

委託料を減額するなどの契約変更を伴う事項について協議がなされた場合には、打合せ協議記録簿に記載しておくことが望ましい。

(4) 30 総地改第 15 - 3 号 (主) 平戸田平線道路改良工事 (監督補助業務委託) (担当課：道路建設第二課)

【委託業務概要】

工事の適切な施工と良質な品質確保のため、施工状況の照合及び確認・把握等を行う(監督補助業務)。

- ・業務対象工事の施工状況の照合等を行う。
- ・監督職員の指示に従い既済部分検査、完成検査等に臨場する。
- ・上記業務において工事契約上重大な事案等が発見された場合は、遅滞なく報告する。

契約方法	随意契約
契約金額	11,664,000 円
契約期間	平成 30 年 5 月 7 日 ~ 平成 30 年 12 月 28 日

【問題点】

本業務委託については、受託者である公益財団法人長崎県建設技術研究センター(ナーク)との随意契約についての問題があるが、その詳細については、「第 12 土木部」において指摘する。

(5) 30 農防第 109 号 佐世保地区ため池地質調査業務委託 (担当課：土地改良課)

【委託業務概要】

調査ボーリング及び土質調査により、ため池堤体及び基礎地盤の地質状況を調査するとともに、ボーリング孔内での透水試験を実施し、ため池改修計画検討の基礎資料を得る。

契約方法	指名競争入札
契約金額	【当初】 4,101,840 円 【変更後】 4,449,600 円
契約期間	【当初】 平成 30 年 8 月 16 日～平成 30 年 11 月 23 日 【変更後】 平成 30 年 8 月 16 日～平成 31 年 1 月 22 日

【問題点】

特に問題となる点は認められなかった。

( 6 ) 30 県北漁生第 11 - 1 号 楠泊地区水産生産基盤整備工事 ( 地質調査業務委託 )

( 担当課 : 港湾漁港第一課 )

【委託業務概要】

楠泊漁港において物揚場や護岸の仮設工及び係留杭の支持層を確認するため、ボーリング作業を行った上で地質調査を行う。

契約方法	指名競争入札
契約金額	【当初】 11,325,960 円 【変更後】 13,569,120 円
契約期間	【当初】 平成 30 年 8 月 3 日～平成 30 年 11 月 30 日 【変更後】 平成 30 年 8 月 3 日～平成 31 年 1 月 31 日

【問題点】

特に問題となる点は認められなかった。

( 7 ) 30 起単改第 407 - 4 号 国) 204 号過年度未登記分筆登記業務委託 ( 担当課 : 用地第一課 )

【委託業務概要】

昭和 55 年度一般国道 204 号道路改良工事に伴い発生した過年度未登記地を解消するため、佐世保市吉岡町 1624 の分筆登記を行う。

契約方法	一般競争入札
契約金額	単価契約 ( 最終支払金額 2,472,811 円 )
契約期間	平成 30 年 8 月 13 日～平成 31 年 3 月 28 日

【問題点】

特に問題となる点は認められなかった。

## 第 17 五島振興局

### 1 監査の対象及び方法

( 1 ) 平成 30 年度における 100 万円以上の委託料支出 : 118 件

( 2 ) 第 1 次資料調査 : 11 件

( 3 ) 第 2 次資料調査 : 6 件

( 第 2 次資料調査日 : 令和元年 10 月 7 日 )

( 4 ) ヒアリング調査 : 6 件

( ヒアリング実施日 : 令和元年 10 月 7 日 )

### 2 問題点の検出

( 1 ) 28 債上砂基第 5 号 基礎調査 ( 微地形調査及び区域設定 ) 業務委託 ( 奈良尾郷外 )

( 担当課 : 上五島支所建設課 )

#### 【委託業務概要】

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定の基礎となるために、砂防基盤図作成及び微地形調査の実施を委託するもの。

契約方法	一般競争入札
契約金額	102,636,720 円
契約期間	平成 28 年 6 月 7 日 ~ 平成 31 年 3 月 10 日

#### 【問題点】

本委託業務においては、3 度の契約変更が行われている。

1 回目の契約変更である、平成 29 年 1 月 10 日付変更契約書によると、平成 28 年 6 月 7 日付委託契約書 ( 以下「当初契約書」という。 ) 34 条の 2 第 1 項で定められている各会計年度における業務委託料の支払いの限度額 ( 以下「支払限度額」という。 ) を、次のとおり変更している。

・ 28 年度 ( 当初 ) 10,000,000 円 ( 変更後 ) 18,646,480 円

・ 29 年度 ( 当初 ) 20,000,000 円 ( 変更後 ) 20,000,000 円

・ 30 年度 ( 当初 ) 72,816,000 円 ( 変更後 ) 64,169,520 円

また、同様に、当初契約書 34 条の 2 第 2 項で定められている各会計年度の出来高予定額を、次のとおり変更している。

・ 28 年度 ( 当初 ) 11,111,120 円 ( 変更後 ) 20,718,720 円

・ 29 年度 ( 当初 ) 22,223,160 円 ( 変更後 ) 22,223,160 円

・ 30 年度 ( 当初 ) 69,480,720 円 ( 変更後 ) 59,874,120 円

そして、この変更契約から約 2 か月後である平成 29 年 3 月には、平成 28 年度出来高予定工期を約 1 年間延長する工期変更を行っている。

平成 28 年度の支払限度額の増額について、変更理由書には「当初予定よりも現地にお

ける調査が進捗する見込みとなったため」と記載されているが、その進捗見込みの根拠は示されておらず、打合せ記録にも詳細は記載されていなかった。加えて、第1回目の変更契約締結のわずか2か月後に、平成28年度の出来高予定工期を1年間も延長している事実から見ても、「当初予定より調査が進捗する見込みとなったため」という支払限度額の増額変更理由は根拠に乏しいと言える。

実際、委託業務年度未履行部分検査調書によれば、平成28年度の出来高は全体の1割程度であり、その割合は当初契約によって定められていた平成28年度の委託料支払限度額に相当するものであり、このことから支払限度額の増額変更理由には根拠が乏しかったと判断できる。

このように、増額すべき根拠に乏しい支払限度額の増額変更は、本来単年度で執行されるべき予算を次年度に付け替えていると見ることができ、安易な予算の繰越しを認めることとなる。

支払限度額の増額変更は、委託料全体の変更ではないが、単年度で執行されるべき予算が安易に次年度に繰り越しされることのないよう、その根拠は厳格に判断すべきである。

#### 【指摘事項】

複数年度にわたる委託業務について、年度毎の支払限度額の変更は、安易に予算の次年度への繰り越しが行われることのないよう、その根拠を厳格に判断すべきである。

#### 【問題点】

本委託契約においては、一括再委託等を禁止し（契約書7条1項）、一括ではなくとも、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせることを禁止している（契約書7条2項）。

しかし、平成28年7月28日付打合せ議事録には、「現地在離島環境にあるため、担当者が緊急要件にて離島した場合に現場作業が停滞する」「協力会社は、長崎県北振興局管内の同種業務でも協働体制を構築して円滑に対応している事」「協力会社は、同島でも既往業務実績を有しており、より効率的な作業を図れる事」「微地形調査や現地補測時の支援をもらうことで、弊社（受託者を指す）福岡の九州支店での基盤図データ策定などの机上での並行した作業が可能となる事」を理由として、受託者から、受託者とは別の事業者を協力支援会社として申請がなされている。

これに対して、五島振興局は、受託者に対して十分に協力会社の作業管理と現地監督を行うようにと指示をするのみで、この協力支援を了解している。

この時に受託者より提出された業務体系図を確認したところ、協力支援会社の業務内容は「全般（現地調査、数値地図）」、担当業務内容は「微地形調査補助」「砂防基盤図作成補助」と記載されており、元請である受託者の業務内容と大きく異なる部分はない。

このような打合せ議事録の記載や業務体系図の記載内容からは、どのような場合にいかなる範囲でどのような作業を協力支援会社に委託するのかが全くわからず、契約書7条1項及び2項で規定されている一括再委託等の禁止に抵触しているように見える。

本委託契約においては、発注者である県は、契約書で定められている一括再委託等の禁止に抵触していないことを適切に判断すべきであり、そのためには受託者に対して協力支援業者に対する再委託の範囲を明確にするよう指導すべきである。

**【指摘事項】**

県は、契約書が定める一括再委託等の禁止に抵触しないかを適切に判断すべきであり、そのために発注者に協力支援会社等への再委託の範囲を明確にするよう指導すべきである。

(2) 29 債上砂基第6号 基礎調査（微地形調査及び区域設定）業務委託（荒川郷外）  
（担当課：上五島支所建設課）

**【委託業務概要】**

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定の基礎となるために、砂防基盤図作成及び微地形調査の実施を委託するもの。

契約方法	一般競争入札
契約金額	90,450,000 円
契約期間	平成 29 年 12 月 26 日～令和 2 年 3 月 25 日

**【問題点】**

本委託業務においても、上記（1）記載の委託契約と同様に、3度の契約変更が行われている。

1 回目の契約変更である、平成 30 年 3 月 13 日付変更契約書によると、平成 29 年 12 月 25 日付委託契約書（以下「当初契約書」という。）34 条の 2 第 1 項で定められている各会計年度における業務委託料の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）を、次のとおり変更している。

- ・ 29 年度 （当初） 5,000,000 円 （変更後） 25,900,000 円
- ・ 30 年度 （当初） 33,000,000 円 （変更後） 18,000,000 円
- ・ 31 年度 （当初） 52,450,000 円 （変更後） 46,550,000 円

また、同様に、当初契約書 34 条の 2 第 2 項で定められている各会計年度の出来高予定額を、次のとおり変更している。

- ・ 29 年度 （当初） 5,556,600 円 （変更後） 28,778,760 円
- ・ 30 年度 （当初） 36,667,080 円 （変更後） 20,000,520 円
- ・ 31 年度 （当初） 48,226,320 円 （変更後） 41,670,720 円

そして、この変更契約から約 2 週間経過後の平成 30 年 3 月 29 日には、平成 29 年度支

払限度額工期を9か月延長する変更を行っている。

平成29年度の支払限度額の増額について、変更理由書には「当初想定していたよりも進捗を図ることが可能となったため」と記載されているが、その進捗見込みの根拠は示されておらず、打合せ記録にも詳細は記載されていなかった。加えて、第1回目の変更契約締結の同月中に、平成29年度の支払限度額工期を9か月も延長している事実から見ても、「当初想定していたよりも進捗を図ることが可能となったため」という支払限度額の増額変更理由は根拠に乏しいと言える。

委託業務検査調書の検査結果を見ると、平成29年度の出来高は全体の1割程度であり、この出来高からしても支払限度額を25,900,000円まで引き上げた増額変更理由には根拠が乏しかったと判断できる。

このように、増額すべき根拠に乏しい支払限度額の増額変更は、本来単年度で執行されるべき予算を次年度に付け替えていると見ることができ、安易な予算の繰越しを認めることとなる。

支払限度額の増額変更は、委託料全体の変更ではないが、単年度で執行されるべき予算が安易に次年度に繰り越しされることのないよう、その根拠は厳格に判断すべきである。

#### 【指摘事項】

複数年度にわたる委託業務について、年度毎の支払限度額の変更は、安易に予算の次年度への繰り越しが行われることのないよう、その根拠を厳格に判断すべきである。

### (3) 五島振興局冷暖房関係機器保守業務委託（担当課：総務課）

#### 【委託業務概要】

五島振興局庁舎内に設置された冷暖房関係機器の定期保守業務を委託するもの。

契約方法	一般競争入札
契約金額	2,071,440円
契約期間	平成30年6月27日～平成31年3月31日

#### 【問題点】

本委託業務は、長年にわたり一般競争入札を実施していたが、1者応札が続き、平成22年度に仕様書の見直しが行われた。しかし、その後も1者応札が続いている。

一般競争入札において直近3年間で連続して1者応札となった場合、出納局会計課長名で発せられた平成26年11月14日付「1者応札への対応について」（26会第68号）に従い、参入障壁となり得る事情がないかを検討し、参入障壁となり得る仕様等の見直しができるのであれば、仕様等を見直した上で引き続き競争入札を実施する、仕様等の見直しが困難であれば、随意契約に移行することを検討すべきであるが、本委託契約については、平成22年度以降は仕様等の見直しは検討されていない。

本委託契約の仕様書には、通常の保守点検業務の他、「不時の故障による機器並びに付属部品の修理、取替及び整備業務」が業務内容として記載されているが、故障の際の修理や部品取替は通常の保守点検とは違い、事業者にとっては不測の対応や支出を余儀なくされるものであり、新規事業者の参入障壁となりかねない。

したがって、本委託契約においては、さらに仕様等を見直す余地があるから、速やかに見直すなど、平成 26 年 11 月 14 日付「1 者応札への対応について」（26 会第 68 号）に従った対応をすべきである。

**【指摘事項】**

本委託契約においては、さらに仕様等を見直す余地があるから、速やかに見直すなど、平成 26 年 11 月 14 日付「1 者応札への対応について」（26 会第 68 号）に従った対応をすべきである。

( 4 ) 30 農整第 117 号 寺脇地区地質調査業務委託（担当課：農村整備課）

**【委託業務概要】**

寺脇地区の貯水池実施設計作業において、堤体設計に必要となる土質定数等を設定するため各種地質調査を行うもの。

契約方法	指名競争入札
契約金額	2,986,200 円
契約期間	平成 30 年 11 月 30 日～平成 31 年 3 月 20 日

**【問題点】**

特に問題となる点は認められなかった。

( 5 ) 30 農整第 110 号 鏡瀬地区換地業務委託（担当課：農村整備課）

**【委託業務概要】**

土地改良法 89 条の 2 の規定に基づき鏡瀬地区の土地改良区の換地処分を行うため、換地に必要な事務委託をするもの。

契約方法	随意契約
契約金額	6,494,400 円
契約期間	平成 30 年 5 月 1 日～平成 31 年 3 月 20 日

**【問題点】**

本委託業務においては、委託業務が完了したときは、受託者は業務日報、精算明細書、支出一覧表などを提出し、委託者がこれらを基に検査を終了した後、委託料を支払うものとされている（契約書 8 条、9 条）。

これに基づき、平成 31 年 3 月 8 日に、受託者より換地計画等業務委託精算書が提出さ

れ，その添付資料として精算明細書，事業実績書，支出一覧表等が提出されている。

しかし，支出一覧表を見ると，換地土に対する報酬の他に別の人物に対する賃金が計上されているが，この労働者と受託者との関係は不明であり，いつどのような労働条件で労働契約が結ばれたかなど，振興局担当者は正確に把握をしていなかった。また，同じく支出一覧表には，建物質料が計上されているが，この建物の賃料の根拠は不明で，建物使用と本委託業務との関係も不明であり，振興局担当者も正確な事情を把握していなかった。さらに，支出一覧表に計上されている電気代や電信料についても金額が記載されているものの，その根拠となる証憑書類の添付はなく，振興局担当者が証憑書類を確認した事実もなかった。

本委託契約においては，受託者より提出された各書類の確認はしているものの，各費用項目の裏付け等を何ら確認せずに委託料を支出している。委託者としては，委託契約の仕様等にしがって適正な委託業務の遂行がなされたかどうかを確認するとともに，精算を求められた費用については，各費用項目が委託業務の範囲内において適性に支出された費用であるかどうかを厳格に確認すべきである。

**【指摘事項】**

委託者は，委託契約の仕様等にしがって適正な委託業務の遂行がなされたかどうかを確認するとともに，精算を求められた費用については，各費用項目が委託業務の範囲内において適性に支出された費用であるかどうかを厳格に確認すべきである。

## 第 18 梶岐振興局

### 1 監査の対象及び方法

( 1 ) 平成 30 年度における 100 万円以上の委託料支出 : 41 件

( 2 ) 第 1 次資料調査 : 11 件

( 3 ) 第 2 次資料調査 : 6 件

( 第 2 次資料調査日 : 令和元年 10 月 2 日 )

( 4 ) ヒアリング調査 : 6 件

( ヒアリング実施日 : 令和元年 10 月 2 日 )

### 2 問題点の検出

( 1 ) 30 梶農整委第 6 号 郷ノ浦地区ため池計画変更資料作成業務委託 ( 担当課 : 農林整備課 )

#### 【委託業務概要】

郷ノ浦地区に所在する 7 か所のため池を対象にした計画変更申請に必要な資料を作成する。

- ・現地踏査及び資料の検討を行う。
- ・各工種別に計画変更理由についての説明書の作成及び変更計画時点での経済効果に関する調査票の作成を行う。
- ・所定の様式により変更事業計画概要書を作成する。
- ・点検照査を取りまとめて報告書を作成する。

契約方法	指名競争入札
契約金額	【当初】 4,482,000 円 【変更後】 5,356,800 円
契約期間	平成 30 年 7 月 9 日 ~ 平成 30 年 11 月 5 日

#### 【問題点】

特に問題となる点は認められなかった。

( 2 ) 30 総離国交整第 1 - 1 号 一般国道 382 号交通安全施設等整備工事 ( 測量委託その 2 )  
( 担当課 : 建設課 )

#### 【委託業務概要】

- ・梶崎市石田町池田東触地区において、路線測量、用地測量をそれぞれ実施する。
- ・測量成果検討記録書を作成、提出する。

契約方法	指名競争入札
契約金額	【当初】 15,345,720 円 【変更後】 11,588,400 円
契約期間	平成 30 年 7 月 2 日 ~ 平成 31 年 3 月 22 日

【問題点】

本委託業務においては、契約期間の途中で、道路線形について再検討が必要となり、線形変更を行う区間について、新たに路線測量が必要になった。また、用地測量の結果、測量面積が当初想定よりも小さい範囲となった。そこで、県は受託者と変更契約を結んでいる。

しかし、県は、新たな路線測量について、指示簿を作成していない。新たな路線測量は、業務内容及び委託金額の増額を伴う重要事項であり、本契約においても、その指示は書面で行わなければならないとされているため（契約書 2 条 1 項）、その指示は書面にとどめておくべきである。

【指摘事項】

当初契約で想定されていない測量業務を新たに受託者へ指示するにあたっては、その旨の指示簿を作成すべきである。

【問題点】

県は、受託者に対し、用地に関する資料を貸与しているが、受託者から、受領書等の書類は取り付けていない。

しかしながら、受託者が貸与品の引渡しを受けたときには、契約上、県に対し、引渡日から 7 日以内に受領書又は借用書を提出しなければならないとされている（契約書 16 条 2 項）。

【指摘事項】

県において、受託者に対して貸与品を引き渡したときは、受領書等の書類を取り付けるべきである。

【問題点】

本契約においては、受託者は管理技術者の氏名その他の事項を県に通知しなければならないとされており（契約書 10 条 1 項）、管理技術者は、測量法 49 条により登録された測量士とされている（特記仕様書 2 条）。

県は、受託者から提出された履歴書において、管理技術者の氏名、測量士の登録番号などを確認しているが、資格証明書等による確認は行っていないため、同人が現に測量士としての資格を有しているかどうかは、受託者の申告を信用するより他ない。

【意見】

県は、委託業務に一定の技術水準や資格を要する場合には、管理技術者の決定通知を受けるに当たり、同技術者の履歴書だけでなく、資格証明書等の写しの提出も求めるのが望ましい。

(3) 29 繰吉漁生第2 - 5号 芦辺漁港生産基盤整備工事(設計委託その3)(担当課:建設課)

【委託業務概要】

浮棧橋の移設に関する細部設計及び実施設計を行う。

契約方法	指名競争入札
契約金額	13,660,920 円
契約期間	平成 30 年 10 月 15 日 ~ 平成 31 年 3 月 13 日

【問題点】

県と受託者は、予め仕様書で打合せの実施方法を定めているが、仕様書で定めた打合せの他にも、業務の進行に応じて頻繁に打合せを行っており、その際には、電話、メール等を利用して打合せをすることもあった。電話、メール等で打合せを行った際にも、業務の指示や承諾があった場合には、その旨を記載した打合せ協議簿等を作成している。

しかし、指示、承諾等が対面での打合せでなされたのか、メールないし電話での打合せでなされたかを、打合せ協議簿に記載していない。メールであれば事後にメール内容を確認することも可能であるし、対面であれば他の同席者に内容を確認することができるため、事後的に打合せ内容の確認が必要になる場面もあり得ることも考慮すれば、対面、電話、メールの別を明記しておくことが望ましい。

【意見】

打合せ方法について、対面、電話、メール等の別は、打合せ協議簿等に記載しておくことが望ましい。

(4) 30 壱基調第1 - 4号 壱岐振興局管内基礎調査(地すべり)業務委託(担当課:建設課)

【委託業務概要】

長崎県が実施する土砂災害防止法7条4項に規定する公示図書に使用する、危害のおそれのある土地等の基礎調査を実施する。また、危害のおそれのある土地等を設定するにあたり、簡易基盤図の作成及び現地調査を同時に実施し、区域設定図書を作成する。

- ・業務計画書を提出する。
- ・危険箇所カルテ、航空写真データ等の既存資料を収集・整理する。
- ・開発行為等で大きな地形変形がないか等の地形確認を行う。

- ・簡易基盤図（平面図）を作成する。
- ・公示図書（位置図，区域図，航空写真）を作成する。
- ・作成した書面をまとめた報告書を作成する。

契約方法	指名競争入札
契約金額	4,482,000 円
契約期間	平成 30 年 9 月 10 日～平成 31 年 2 月 15 日

**【問題点】**

本委託業務においては，資料等がデータで貸し出されているが，貸出しに際して，受領書又は借用書の提出を受けていない。しかしながら，受託者が貸与品の引渡しを受けたときには，契約上，県に対し，引渡日から 7 日以内に受領書又は借用書を提出しなければならないとされている（契約書 16 条 2 項）。

**【指摘事項】**

県において，受託者に対して貸与品を引き渡したときは，受領書等の書類を取り付けるべきである。

**【問題点】**

本契約においては，受託者は管理技術者の氏名その他の事項を県に通知しなければならないとされており（契約書 10 条 1 項），管理技術者は，建設コンサルタント登録規程に定める管理技術者とされている（特記仕様書 7 条）。

県は，受託者から提出された履歴書において，管理技術者の氏名などを確認しているが，資格証明書等による確認は行っていない。

**【意見】**

県は，委託業務に一定の技術水準や資格を要する場合には，管理技術者の決定通知を受けるに当たり，同技術者の履歴書だけでなく，資格証明書等の写しの提出も求めるのが望ましい。

(5) 29 債管第 1 - 3 号 吉岐管内ダム電気通信設備保守点検業務委託（担当課：建設課）

**【委託業務概要】**

吉岐振興局管内に設置してある永田・勝本・男女岳ダム管理設備について，必要な保守・点検業務を行う。

契約方法	一般競争入札
契約金額	【当初】 9,072,000 円 【変更後】 10,152,000 円
契約期間	平成 30 年 3 月 1 日～平成 31 年 2 月 28 日

**【問題点】**

本委託業務については、平成 28 年度から平成 30 年度までの 3 年間、一般競争入札における 1 者応札によって、同一の受託者が落札しているが、平成 31 年度も一般競争入札がなされ、同一の受託者による 1 者応札がなされている（なお、平成 27 年度は指名競争入札により同一受託者が落札）。

このように、本委託業務は、平成 30 年度をもって、一般競争入札において直近 3 年間で連続して 1 者応札となっているため、平成 31 年度は、仕様等の見直しや随意契約への移行を検討すべきであった。具体的には、出納局会計課長名で発せられた平成 26 年 11 月 14 日付「1 者応札への対応について」（26 会第 68 号）に従い、参入障壁となり得る事情がないかを検討し、参入障壁となり得る仕様等の見直しができるのであれば、仕様等を見直した上で引き続き競争入札を実施する、仕様等の見直しが困難であれば、「1 者応札検討シート」を作成し、随意契約適正化推進協議会において、随意契約へ移行すべきかどうかの審査を受ける、同協議会が公表を決定した場合、「1 者応札検討シート」の公表を行い、県民等の意見聴取後、同協議会において随意契約への移行の可否を決定することになっている。

しかし、平成 31 年度の一般競争入札にあたっては、仕様等の見直しは行われておらず、随意契約への移行についても、具体的な検討はなされていない。

本委託業務は、平成 30 年 2 月 22 日に 1 者応札による落札、同月 28 日に受託者との契約締結、同年 3 月 1 日より保守・点検業務の開始となっているが、一般競争入札の公告から入札執行までは 1 か月未満、入札執行から業務開始まで 1 週間である。一般競争入札のメリットは、公正性と機会均等性にあるとされているが、このようなタイトなスケジュールであれば、業務としての採算性、人員確保などを含めた業務遂行可能性などを検討するだけの時間的余裕がなく、そのために入札参加を躊躇してしまう可能性は否定できない。本件のように、継続的に行っている委託業務で、かつ、1 者応札が続いている場合には、特に、スケジュール的な要因が参入障壁となっている可能性も否定できない。したがって、一般競争入札を行うにあたっては、入札参加の検討期間や業務遂行の準備期間等を確保し、競争参加者が入札参加しやすくなるよう、公告時期、入札執行時期を見直すことが考えられる。

**【指摘事項】**

本委託業務については、仕様等の見直しを検討し、仕様等の見直しが困難であれば、随意契約への移行に向けた対応をとるべきである。

**【問題点】**

本委託業務においては、業務期間中に貯水位計の異常が報告されたため、貯水位計の取り換えなど、新たな業務が追加されることになり、契約金額を増額する変更契約がな

されている。しかしながら、変更契約に伴う業務計画書は提出されていない。

**【意見】**

変更契約により業務が追加されたような場合には、変更後の業務を付加した業務計画書を提出してもらうのが望ましい。

( 6 ) 29 債巻基調第 1 - 4 号 基礎調査 ( 微地形調査及び区域設定 ) 業務委託 ( 石田町他 1 町 ) ( 担当課 : 建設課 )

**【委託業務概要】**

長崎県が実施する土砂災害防止法 7 条 ( 土砂災害区域 ) 4 項及び同法 9 条 ( 土砂災害特別警戒区域 ) 4 項に規定する公示図書に使用する、危害のおそれのある土地等の基礎調査を実施する。また、危害のおそれのある土地等の設定を行うにあたり、砂防基盤地図の作成及び基礎調査の実施における微地形調査を同時に実施し、区域設定図書を作成する。

契約方法	一般競争入札
契約金額	42,552,000 円
契約期間	平成 30 年 3 月 16 日 ~ 令和 2 年 3 月 27 日

**【問題点】**

特に問題となる点は認められなかった。

## 第 19 対馬振興局

### 1 監査の対象及び方法

( 1 ) 平成 30 年度における 100 万円以上の委託料支出 : 91 件

( 2 ) 第 1 次資料調査 : 8 件

( 3 ) 第 2 次資料調査 : 6 件

( 第 2 次資料調査日 : 令和元年 10 月 1 日 )

( 4 ) ヒアリング調査 : 6 件

( ヒアリング実施日 : 令和元年 10 月 1 日 )

### 2 問題点の抽出

( 1 ) 30 対振管第 1 号 平成 30 年度厳原港及び比田勝港国際埠頭保安警備業務委託 ( 担当課 : 管理課 )

#### 【委託業務概要】

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律 28 条の規定により、国際埠頭施設の保安のため必要な措置を講じることになり、長崎県が管理する厳原港、比田勝港の国際埠頭施設の保安警備業務を委託するもの。

- ・ 国際航海船舶 ( 定期航路 ) 寄港に対応し、警備員を 1 ~ 3 名配置する。
- ・ 警備員は巡回時にフェンス・門扉・面格子・夜間照明の異常の有無等を目視等の方法で確認する。
- ・ 制限区域における人・車両の出入管理及び出入口の鍵の管理等を行う。
- ・ 国際航海船舶 ( 定期航路除く ) 寄港時 ( 年 2 回程度 ) には、移動式障壁設置 ( 撤去 ) 作業を行う。

契約方法	指名競争入札 ( 単価契約 )
契約金額	24,359,350 円
契約期間	平成 30 年 3 月 20 日 ~ 平成 31 年 3 月 31 日

#### 【問題点】

本契約において、委託料は、警備員の時間単価に勤務時間を乗じた額で支払われることになっている ( 契約書 3 条 )。この点、警備員の退勤時間の報告を 5 分刻みで行わせており、5 分未満の勤務時間があった場合、切り捨てている可能性がある。その場合、県は警備員の雇用者ではないものの、受託者において労働基準法 24 条の賃金全額払の原則に反する事態が惹起されることを看過することにもなりかねない。

#### 【指摘事項】

単価に勤務時間を乗じて委託料の額が定められる場合には、労働基準法に則り、1 分単位の勤務時間を把握するか、時間を切り上げて勤務時間を把握し、委託料を決定するよう、県は、契約で定める等して受託者に遵守させるべきである。

- ( 2 ) 29 債対河第 3 - 2 号 田川総合流域防災工事 ( 建物等事前調査業務委託 ) ( 担当課 : 用地課 )

**【委託業務概要】**

田川総合流域防災工事の施工に伴い、周辺建物、墳墓の測量等を行う事前調査業務。

契約方法	指名競争入札
契約金額	【当初】 3,585,600 円 【変更後】 2,878,200 円
契約期間	平成 30 年 3 月 20 日 ~ 平成 31 年 3 月 31 日

**【問題点】**

本業務は、特記仕様書 2 条において、「本業務の実施にあたっては、長崎県工損調査等共通仕様書及び損失補償基準標準書によるものとする。」と定められている。

そして、長崎県工損調査等共通仕様書 7 条において、「請負者は、工損調査等を着手するに当たっては、この仕様書及び特記仕様書並びに現地踏査の結果等を基に作業計画を策定するものとする。」と定められている。

しかし、本業務において、作業計画書は作成されておらず、委託契約書 ( 標準契約書 ) 3 条に規定されている工程表 ( 1 枚もの ) は提出されているものの、その作成日付も明らかではない。

工程表の提出のみでは、作業計画を策定したと評価することはできないのではないかとこの疑問が生じる。

**【指摘事項】**

共通仕様書適用により作業計画の策定が求められている場合は、作業計画書の作成を行い、作業計画を具体的に示しておくべきである。また、業務の内容により、作業計画の策定までは必要ない場合には、特記仕様書にその旨を明記しておくべきである。

- ( 3 ) 30 対港海老第 1 - 2 号 比田勝港海岸ほか長寿化計画作成業務委託 ( その 2 ) ( 担当課 : 河港課 )

**【委託業務概要】**

比田勝港海岸外 3 海岸における、海岸保全施設長寿命化計画作成のための必要な点検、長寿命化計画書作成を行う業務。

契約方法	一般競争入札
契約金額	【当初】 20,760,840 円 【変更後】 23,639,040 円
契約期間	平成 30 年 9 月 4 日 ~ 平成 31 年 3 月 27 日

【問題点】

本業務は、土木設計（測量，調査）業務等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）により実施されることとなっており、共通仕様書1111条1項には「受注者は、契約締結後14日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。」と規定されている。しかし、本業務の契約締結日は平成30年8月29日のところ、業務計画書提出は9月14日であり、訂正後の再提出は9月19日である。担当者の説明によると、打ち合わせに時間がかかったためということである。数日とはいえ、共通仕様書に規定されている提出期限に間に合わなかった場合、後日の検証等のため、その具体的な理由について書面として記録しておくのが望ましい。

【意見】

共通仕様書で提出を求めている業務計画書等の提出が期限を徒過する場合は、その具体的な理由を、打合せ簿などの書面に記録しておくことが望ましい。

(4) 29 繰総離国交整第5 - 7号 一般国道382号交通安全施設等整備工事（物件等調査業務委託）（担当課：用地課）

【委託業務概要】

一般国道382号線交通安全施設等整備工事（厳原町中村）において、建物等の調査を行う業務。

・以下の物件等の調査を行う。

非木造建物A（200㎡～400㎡）	1棟
非木造建物C（200㎡未満）	1棟
独立工作物	2箇所
付帯工作物	1箇所
動産調査（倉庫）	3事業所
移転工法案の作成	1権利者
移転雑費	3所有者
消費税調査	1事業者

契約方法	指名競争入札
契約金額	【当初】 2,730,240円 【変更後】 3,107,160円
契約期間	平成30年6月18日～平成30年9月25日

【問題点】

特に問題となる点は認められなかった。

( 5 ) 30 総離国交整第 2 - 2 号 一般国道 382 号交通安全施設等整備工事 ( 物件等調査業務委託 ) 再算定 ( 担当課 : 用地課 )

【委託業務概要】

一般国道 382 号交通安全施設等整備工事の施工に伴い、支障物件の補償金の再算定を行う業務。権利者との交渉が長引いたため、再算定が必要となったもの。

・以下を対象に調査を行う。

権利者 1 権利者  
 独立工作物 3 箇所  
 営業調査 1 事業所  
 動産調査 1 店舗  
 動産調査 2 事業所  
 非木造建物 3 棟  
 機械設備 1 事業所  
 付帯工作物 1 箇所

契約方法	指名競争入札
契約金額	3,445,200 円
契約期間	平成 30 年 12 月 3 日 ~ 平成 31 年 1 月 16 日

【問題点】

特に問題となる点は認められなかった。

( 6 ) 29 0 県総離地改第 13 - 1 号 主要地方道蔵原豆酸美津島線道路改良工事 ( 地質調査業務委託 ) ( 担当課 : 道路課 )

【委託業務概要】

対馬市美津島町吹崎に位置するトンネル坑口部が地すべり危険箇所となっているため、道路改良工事に先立ち地質調査を行い、地すべりの形態を調査する業務。

- ・地質調査を 9 か所 ( 当初予定 ) 行う。
- ・ボーリング調査、サンプリングを実施し、解析調査を行う。

契約方法	指名競争入札
契約金額	【当初】 18,716,400 円 【変更後】 20,230,560 円
契約期間	平成 30 年 3 月 16 日 ~ 平成 31 年 1 月 31 日

**【問題点】**

本契約は、特記仕様書によるほか、土木設計（測量，調査）共通仕様書（平成 29 年 4 月 長崎県土木部）によることとされており，同共通仕様書 30108 条には，管理技術者の資格等が定められている。本契約においては，管理技術者の履歴書は提出されているものの，資格証明書の写しの提出はなされていない。管理技術者に資格等を求めるのは一定の技術水準を担保するためであり，本契約が地質調査という専門的な分野であることに鑑みれば，管理技術者の決定通知を受ける際には，履歴書の提出だけでなく，資格証明書等の写しの提出も求めることが望ましい。

**【意見】**

県は，委託業務に一定の技術水準や資格を要する場合には，管理技術者の決定通知を受けるに当たり，同技術者の履歴書だけでなく，資格証明書等の写しの提出も求めるのが望ましい。

## 第20 教育庁

### 1 監査の対象及び方法

(1) 平成30年度における100万円以上の委託料支出：80件

(2) 第1次資料調査：11件

(3) 第2次資料調査：5件

(第2次資料調査日：令和元年10月18日)

(4) ヒアリング調査：5件

(ヒアリング実施日：令和元年11月5日)

### 2 問題点の検出

(1) ながさき教育情報ネットワーク保守SE及びヘルプデスク業務委託(担当課：総務課)

#### 【委託業務概要】

ながさき教育情報ネットワーク(以下「NEWS」という。)のネットワーク運用監視や障害対応、プログラムの不具合対応などの保守業務や、県立学校からのパソコントラブルの問い合わせ対応、教育庁センターサーバ等更新の作業補助を行う。

契約方法	一般競争入札
契約金額	75,232,800円
契約期間	平成27年10月1日～平成30年9月30日

#### 【問題点】

特に問題となる点は認められなかった。

(2) イングリッシュキャンプ運営業務委託(担当課：義務教育課)

#### 【委託業務概要】

宇久地区(佐世保市)、島原市、南島原市の3市において、受託事業者が提供する英会話体験プログラムや大学の留学生等を活用して、学校から離れた場所(地域の施設や史跡等)を会場にしながら、直接的な外国人との英会話体験プログラムを提供するため、外国人講師・運営スタッフ等の配置や教材の準備等イングリッシュキャンプ事業の円滑な運営を行う。

契約方法	一般競争入札
契約金額	6,634,570円
契約期間	平成30年8月7日～平成31年2月28日

#### 【問題点】

本委託業務は、平成28年度からの3か年計画の事業である。当初から契約方法として一般競争入札が採用されているが、本委託業務までの3年度すべて見積業者である同一

の事業者が落札している。平成 28 年度は、他に 1 社が入札に参加しているものの、平成 29 年度、本委託業務である平成 30 年度は、見積業者がそのまま 1 者応札の上落札している状況である。

本委託契約は平成 30 年 9 月 28 日から同年 11 月 1 日までに、イングリッシュキャンプを各地で 7 回実施する契約内容となっているが、一般競争入札の公告は同年 7 月 12 日、入札執行日が同年 8 月 1 日と設定されており、入札から約 2 か月弱という短期間でイングリッシュキャンプを実施するスケジュールとなっている。

競争参入の観点からは、このような短期間で具体的な実施日時が決められているキャンプ運営を実施できる事業者は事実上限定され、競争を阻害するおそれがある。現に平成 28 年度に他の 1 社が入札に参加しているものの他の 2 年度は見積業者が一者応札をしている点から見ても、公告期間や準備期間の短さが参入障壁となっている可能性は否定できない。

また、本委託業務では、受託事業者がプログラムを提案し県教育委員会や市町村と協議をした上でプログラム詳細を決定することとなっており、またプログラム実行のために高度な英語コミュニケーション能力等適正な能力を有する外国人講師を確保する必要もあり、業務内容に関して高度な技術力や専門性が求められるものである。したがって、価格の面での競争のみならず業務内容や質という面での競争が重要と考えられる。

そこで、例えば本委託事業に関してプロポーザル方式を採用するなど、技術力や専門性での競争性を確保した上で、より技術力や専門性が評価されるよう契約方法を検討することが望ましい。

#### 【意見】

本委託業務においては、プロポーザル方式を採用するなど、競争性を確保した上で技術力や専門性が評価されるよう契約方法を検討することが望ましい。

#### 【問題点】

本委託契約においては、プログラム終了後 1 か月以内又は契約期間の末日のいずれか早い日までに業務完了報告書（以上「報告書」という。）を提出しなければならないとされている（契約書 5 条 1 項）。

これに基づき、受託者から平成 30 年 11 月 20 日に報告書が提出されている。そこには、実施日時、場所、参加者数、スタッフ従事者数、プログラム趣旨、プログラム内容と活動の様子等が記載されている。

記載内容により概ね委託業務の内容は理解できるものの、運営に必要な人員を適正に配置したか否か、危機管理体制をどのように構築し実施したか、どのような教材を配布使用したか等、仕様書に記載されている委託業務内容の遂行度合を確認するための情報が不足している。

報告書は、受託者が仕様書の内容に従い委託業務を遂行したかを委託者において確認

するために重要な意味をもつ資料である。県は、委託者として、受託者に対して、報告書の記載内容について仕様書の内容との関連性を重視し作成するよう積極的に指示すべきである。

**【指摘事項】**

県は、委託者として、受託者に対して、報告書の記載内容について仕様書の内容との関連性を重視し作成するよう積極的に指示すべきである。

(3) 平成30年度 県立学校給食調理等業務委託(C地区)(担当課:体育保健課)

**【委託業務概要】**

大村地区(以下「C地区」という。)における特別支援学校、夜間定時制高等学校で提供する給食(以下「学校給食」という。)や特別支援学校の寄宿舍で提供する食事(以下「寄宿舍食」という。)の調理等業務を行う。

契約方法	総合評価一般競争入札
契約金額	174,960,000円
契約期間	平成29年8月1日～令和2年7月31日

**【問題点】**

本委託業務の総合評価一般競争入札には、受託者と後述するD地区の落札業者の2社が参加している。

ヒアリングによれば、過去には本委託業務の入札に参加する事業者が他に2,3社あったものの、その後は本委託業務の受託者とD地区の受託者のみが入札に参加し、他に新規で入札に参加する事業者を探すのは、委託業務の内容や事業者の規模、事業者の人員確保が困難である等、様々な事情により困難ではないかとのことである。

本委託業務は、1者応札が継続しているケースではないが、現在のところ本委託業務の受託者とD地区の受託者以外の事業者が新規参入する見込みは大きくない。このような委託業務においては、さらに地区を細分化して委託業務のスリム化を図るなど、他事業者の新規参入が容易になるような仕様書の変更を検討することが望ましい。

**【意見】**

本委託業務においては、地区をさらに細分化するなど他事業者の新規参入をより容易にする仕様書の変更を検討することが望ましい。

(4) 平成30年度 県立学校給食調理等業務委託(D地区)(担当課:体育保健課)

**【委託業務概要】**

佐世保、東彼杵地区(以下「D地区」という。)における特別支援学校、夜間定時制高等学校で提供する学校給食や特別支援学校の寄宿舍で提供する寄宿舍食の調理等業務を行う。

契約方法	総合評価一般競争入札
契約金額	130,680,000 円
契約期間	平成 29 年 8 月 1 日～令和 2 年 7 月 31 日

【問題点】

本委託業務の総合評価一般競争入札は、受託者の 1 者応札となっている。

ヒアリングによれば、本委託業務の地区分けがかつて県内 2 地区に区分されていたころには、入札参加事業者は本委託業務の受託者以外にも 1, 2 社存在したものの、現在においては、本委託業務に関して、今後新規で入札に参加する他の事業者を探すのは委託業務の内容や事業者の規模、事業者の人員確保が困難である等、様々な事情により困難ではないかとのことである。

本委託契約は、長らく 1 者応札が続いているケースではないものの、今後は上記の事情により 1 者応札が続くことも予想できるところである。そのため、出納局会計課長名で発せられた平成 26 年 11 月 14 日付「1 者応札への対応について」(26 会第 68 号)の趣旨に従い、参入障壁となり得る事情がないかを検討し、参入障壁となり得る仕様等の見直しができるのであれば、仕様等を見直すなど、1 者応札の継続を回避する対応を検討することが望ましい。

【意見】

本委託業務については、1 者応札の継続を回避するため、仕様等の見直しを検討することが望ましい。

(5) 長崎県教育センター仮想サーバ環境構築業務委託(担当課:教育センター)

【委託業務概要】

機器更新に伴う長崎県教育仮想サーバの構築及び県庁サーバ環境への移行、教育センター所内 LAN の NEWS ネットワークへの接続、機器更新に伴う教育センター第 2 パソコン室のサーバ、クライアント PC 等の設定等を行う。

契約方法	一般競争入札
契約金額	6,998,400 円
契約期間	平成 30 年 10 月 1 日～平成 31 年 2 月 20 日

【問題点】

特に問題となる点は認められなかった。

## 第 21 県立学校

### 1 監査の対象及び方法

( 1 ) 平成 30 年度における 100 万円以上の委託料支出 : 13 件

( 2 ) 第 1 次資料調査 : 11 件

( 3 ) 第 2 次資料調査 : 5 件

( 第 2 次資料調査日 : 令和元年 10 月 18 日 )

( 4 ) ヒアリング調査 : 3 件

( ヒアリング実施日 : 令和元年 10 月 28 日 )

### 2 問題点の検出

( 1 ) S G H 海外フィールドワーク 業務委託 ( 担当学校 : 長崎県立長崎東高等学校 )

#### 【委託業務概要】

高校 2 年生 4 名を選抜して、文部科学省指定スーパーグローバルハイスクール事業に係る海外フィールドワークを実施するもので、交通手段や宿泊施設の確保、添乗業務、現地コーディネートを主な業務内容とする。

契約方法	一般競争入札
契約金額	2,547,936 円
契約期間	平成 31 年 1 月 28 日 ~ 平成 31 年 3 月 31 日

#### 【問題点】

本委託業務の仕様書には、「1 目的・概要」の項目に、海外フィールドワークを実施する旨のほか、課題研究成果を現地大学等で発表し、フィードバックを得る、調査やインタビュー、研究施設訪問等を実施し、課題研究を深める、多様な価値観と文化的多様性を理解し、グローバルな物の見方を養う、と記載されている。

このような仕様書の記載からは、委託業務の内容として、現地フィールドワークのプランニング等も含まれているかのように読み取れるが、担当者ヒアリングの結果、本委託業務は交通手段や宿泊施設の確保、添乗業務、現地コーディネートを主な業務内容であり、現地フィールドワークのプランニング等は含まれていなかった。

仕様書は、県が受託者に対して、いかなる内容の業務委託を行うかを具体的に特定して記載すべきであり、委託の範囲、内容等を明確に記載しなければならない。本委託業務における仕様書は、海外フィールドワークという事業自体の趣旨目的を記載したものとなっており、この事業を行うにあたり県が委託事業者に対して何を委託するのかが明確に記載されていない。

仕様書の記載が不明確であると、入札参加を希望する者に対し、実際の委託業務を超える業務を求められているという誤解を与え、入札を躊躇させる、あるいは、入札金額を高く設定せざるを得なくなる、といった弊害をもたらしかねない。

【指摘事項】

仕様書は、委託者が受託者に対して、いかなる内容の業務委託を行うか、その委託の範囲や内容を具体的に特定して記載すべきである。

【問題点】

本委託業務においては、委託業務完了後、遅滞なく業務完了報告書を委託者に提出しなければならないとされている（契約書5条1項）。

提出された業務完了報告書を確認すると、海外フィールドワーク初日から最終日までの受託者の添乗員の感想などが報告されている。しかし、仕様書に記載されている宿泊の確保、現地での移動手段や内容、食事の実施、現地コーディネートの有無、病気事故等緊急対応の有無、その他問題点など、ほとんど具体的な記載がなく、業務完了報告書をもって、仕様書に記載されている委託業務の内容が適正に遂行されたかどうかを確認することはできない。

本委託業務においては、既に問題点で指摘したとおり、仕様書の記載内容自体が不明確であるため、その委託業務完了報告書の内容も曖昧な内容となっていると思われる。委託業務完了報告書は、委託者が、仕様書の内容に従い受託者が委託業務を遂行したかを確認するために重要な意味をもつ資料である。県は、委託者として、受託者に対して、報告書の記載内容について仕様との関連性を明らかにして作成するよう積極的に指示すべきである。

【指摘事項】

県は、委託者として、受託者に対して、報告書の記載内容について仕様との関連性を明らかにして作成するよう積極的に指示すべきである。

(2) 衛生看護科生徒看護臨地実習委託（担当学校：長崎県立五島高等学校）

【委託業務概要】

県立学校衛生看護科の生徒が、学校において看護に関する基礎的な知識・技術・態度（精神）を有機的に関連させ、これを臨床の場に応用する能力を養うため、一定期間、病院に基礎看護実習などを委託するもの。

契約方法	随意契約
契約金額	17,902,080 円
契約期間	平成 30 年 4 月 10 日～平成 31 年 3 月 22 日

【問題点】

本委託業務は、昭和 49 年度から現在まで継続している業務委託であり、県立五島高等学校の衛生看護科の生徒が准看護師受験資格を得るために一定数の病院実習を終えることが必須となるため、30 名以上の生徒を同時に受け入れ、かつ実習をさせるだけの規

模を持つ病院が五島市内に1つしかないという理由から、長年随意契約がなされている。

本委託業務の内容に鑑みれば、随意契約の理由には相当性があり、問題はない。しかし、相当程度長期間、随意契約が結ばれている経緯を踏まえて、さらに随意契約の適正さを担保するために、随意契約検討シートに近隣病院の病床数や診察科目数などを比較した資料を添付するなどの工夫を検討することが望ましい。

**【意見】**

相当程度長期間、随意契約が結ばれているような委託契約においては、随意契約とする理由の適正さを検討するのに役立つ資料を添付するなどの工夫を検討することが望ましい。

(3) 盲学校小学部棟寄宿舍における外壁調査業務の委託（担当学校：長崎県立盲学校）

**【委託業務概要】**

建築基準法12条2項に基づく盲学校の定期調査における外壁・軒裏調査及び落下防止用手摺・タラップ等金属物の腐食状況の調査業務を委託するもの。

契約方法	指名競争入札
契約金額	2,808,000円
契約期間	平成30年11月28日～平成31年2月28日

**【問題点】**

特に問題となる点は認められなかった。

第 22 警察本部

1 監査の対象及び方法

( 1 )平成 30 年度における 100 万円以上の委託料支出件数について , 県警本部に関しては公金支出情報が公開されていないため不明であり , 過去の委託料調を参考にヒアリング対象となる委託契約の抽出を行った。

( 2 ) ヒアリング調査 : 7 件

( ヒアリング実施日 : 令和元年 10 月 28 日 )

2 問題点の検出

( 1 ) 大村地区の高齢者講習 , 臨時高齢者講習 , 認知機能検査及び臨時認知機能検査業務委託 ( 担当課 : 運転免許管理課 )

【委託業務概要】

大村地区における , 道路交通法 ( 以下「法」という。 ) 101 条の 4 及び 108 条の 2 第 1 項 12 号に掲げる高齢者講習及び臨時高齢者講習 , 運転免許に係る講習等に関する規則 2 条に定めるチャレンジ講習 , 特定任意高齢者講習 ( 簡易 ) 及び特定任意高齢者講習 ( シニア運転者 ) に係る講習の実施及び受講申請に関する事務並びに法 97 条の 2 第 1 項 3 号イ及び 101 条の 4 第 2 項に規定する認知機能検査及び法 101 条の 7 第 1 項に規定する臨時認知機能検査及び受検申請の受理に関する事務を委託する。

契約方法	一般競争入札
契約金額	【受講者又は受検者 1 人あたりの委託料】
	高齢者講習及び特定任意高齢者講習
	ア 75 歳未満講習 4,525 円
	イ 75 歳以上講習 7,025 円 ( 第 1 ・ 2 分類 )
	ウ 75 歳以上講習 4,525 円 ( 第 3 分類 )
	高齢者講習 ( 小型特殊自動車免許のみ )
	ア 75 歳未満講習 2,015 円
	イ 75 歳以上講習 3,550 円 ( 第 1 ・ 2 分類 )
	ウ 75 歳以上講習 2,015 円 ( 第 3 分類 )
	臨時高齢者講習
ア 小型特殊自動車免許以外 5,290 円	
イ 小型特殊自動車免許のみ 2,055 円	
認知機能検査 670 円	
臨時認知機能検査 670 円	
契約期間	平成 30 年 4 月 1 日 ~ 平成 31 年 3 月 31 日

#### 【問題点】

本委託契約は、調査の結果、過去少なくとも5年以上にわたり一般競争入札において1者応札が続いている。原因としては、法に基づく高齢者講習等は、講義による講習以外にも実車による指導等が予定されており、その設備や車両、指導員等専門知識を有する人員を確保できる事業者が、大村地区においては事実上1社しか存在しないことが考えられる。

また、入札結果一覧を見ると受託者が3回にわたり入札を行っている。1回目から3回目にかけて単価を徐々に低く下げ入札し、その結果落札していることがわかる。かかる入札方法自体には問題はないものの、1者応札が長く続いている本委託契約において、事業者に複数回にわたり単価を徐々に下げて入札させ続けることは、より予定額に近い価格に近づくよう委託者が不当に金額を押さえているとも見る事ができる。このような事態が生じるのも、長らく1者応札が続いていることが大きな原因であると思われる。

一般競争入札において直近3年間で連続して1者応札となった場合、出納局会計課長名で発せられた平成26年11月14日付「1者応札への対応について」（26会第68号）に従い、参入障壁となり得る事情がないかを検討し、参入障壁となり得る仕様等の見直しができるのであれば、仕様等を見直した上で引き続き競争入札を実施する、仕様等の見直しが困難であれば、随意契約に移行することを検討すべきであるが、本委託契約については、仕様等の見直しは検討されていない。したがって、本委託契約においては、仕様等の見直しを速やかに行うべきであり、仕様等の見直しが困難であれば、適正な単価を検討した上で随意契約へ移行すべきである。

#### 【指摘事項】

本委託契約においては、仕様等の見直しを行い、仕様等の見直しが困難であれば、適正な単価を検討した上で随意契約へ移行すべきである。

#### 【問題点】

委託契約書に、別添として指定自動車教習所一覧表が添付されている。しかし、受託者は添付されている一覧表には記載のない事業者である。本委託契約に、指定自動車教習所は無関係であり、別添する必要がない。

各地区ともに同一の委託契約書を使用していることから、かかる無関係の一覧表が添付されているものと考えられるが、契約内容に無関係な資料や条項は削除すべきである。

#### 【指摘事項】

契約内容に無関係な資料や条項は削除すべきである。

- (2) 新上五島・壱岐・対馬・大村を除く県内の高齢者講習，臨時高齢者講習，認知機能検査及び臨時認知機能検査業務委託（担当課：運転免許管理課）

【委託業務概要】

新上五島・壱岐・対馬・大村を除く県内における，道路交通法（以下「法」という。）101 条の 4 及び 108 条の 2 第 1 項 12 号に掲げる高齢者講習及び臨時高齢者講習，運転免許に係る講習等に関する規則 2 条に定めるチャレンジ講習，特定任意高齢者講習（簡易）及び特定任意高齢者講習（シニア運転者）に係る講習の実施及び受講申請に関する事務並びに法 97 条の 2 第 1 項 3 号イ及び 101 条の 4 第 2 項に規定する認知機能検査及び法 101 条の 7 第 1 項に規定する臨時認知機能検査及び受検申請の受理に関する事務を委託する。

契約方法	一般競争入札
契約金額	【受講者又は受検者 1 人あたりの委託料】
	高齢者講習及び特定任意高齢者講習
	ア 75 歳未満講習      4,488 円
	イ 75 歳以上講習      7,020 円（第 1・2 分類）
	ウ 75 歳以上講習      4,488 円（第 3 分類）
	高齢者講習（小型特殊自動車免許のみ）
	ア 75 歳未満講習      1,980 円
	イ 75 歳以上講習      3,500 円（第 1・2 分類）
	ウ 75 歳以上講習      1,980 円（第 3 分類）
	臨時高齢者講習
	ア 小型特殊自動車免許以外      5,278 円
	イ 小型特殊自動車免許のみ      2,000 円
	チャレンジ講習      2,570 円
	特定任意高齢者講習（簡易）      1,450 円
認知機能検査      670 円	
臨時認知機能検査      670 円	
契約期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

【問題点】

本委託契約も，調査の結果，前述の大村地区と同様に，過去少なくとも 5 年以上にわたり一般競争入札において 1 者応札が続いている。原因としても，大村地区において記載したものと同様であると考えられる。

また，本委託契約においても，入札結果一覧を見ると受託者が 3 回にわたり入札を行っている。1 回目から 3 回目にかけて単価を徐々に低く下げ入札し，その結果落札していることも前述の大村地区と同様である。

本委託契約においても，出納局会計課長名で発せられた平成 26 年 11 月 14 日付「1 者応札への対応について」（26 会第 68 号）に従い，仕様等の見直しを速やかに行うべき

であり、仕様等の見直しが困難であれば、適正な単価を検討した上で随意契約へ移行すべきである。

**【指摘事項】**

本委託契約においては、仕様等の見直しを行い、仕様等の見直しが困難であれば、適正な単価を検討した上で随意契約へ移行すべきである。

**【問題点】**

本委託契約は、県と一般社団法人長崎県指定自動車学校協会とが締結したものであるが、実際の業務委託の内容である高齢者講習等は、県南、県央、県北にそれぞれ存在する指定自動車教習所において、各指定自動車教習所の設備や人員を使い実施されている。

一般社団法人長崎県指定自動車学校協会は、同法人の定款によれば、自動車学校の代表者を正会員として構成される法人であり、自動車運転者教育の健全な発達と交通安全思想の普及浸透を目的とするものである。あくまで、一般社団法人長崎県指定自動車学校協会と各指定自動車教習所は別法人であり、指定自動車教習所の代表者が同法人の構成員であるという関係にすぎない。

したがって、一般社団法人長崎県指定自動車学校協会が受託した本委託業務を、実際には各指定自動車教習所において行わせることは、他の事業者にも再委託することになり、本委託契約の契約書 16 条の再委託の禁止に抵触すると考えられる。

この点について、本委託契約書には、別添として指定自動車教習所一覧が添付されているが、契約書には指定自動車教習所一覧において本委託業務を行わせる旨の条項はなく、かかる添付を持って別添の指定自動車教習所に本件の業務委託を行ったと解釈することはできない。

本委託契約においては、契約書中に、受託者が別添指定自動車教習所一覧記載の各自動車学校に対して本委託業務を再委託することを許諾する旨の条項を加えるか、別途書面による再委託の承諾書を県が作成するなど、再委託に関する手続きを行う必要がある。

**【指摘事項】**

本委託契約は、書面による承諾のない再委託禁止に抵触しており、速やかに再委託に関する手続を行うべきである。

- (3) 新上五島地区の高齢者講習，臨時高齢者講習，認知機能検査及び臨時認知機能検査業務委託（担当課：運転免許管理課）

**【委託業務概要】**

新上五島地区における、道路交通法（以下「法」という。）101 条の 4 及び 108 条の 2 第 1 項 12 号に掲げる高齢者講習及び臨時高齢者講習、運転免許に係る講習等に関する規則 2 条に定めるチャレンジ講習，特定任意高齢者講習（簡易）及び特定任意高齢者講習（シニア運転者）に係る講習の実施及び受講申請に関する事務並びに法 97 条の 2 第 1

項 3 号イ及び 101 条の 4 第 2 項に規定する認知機能検査及び法 101 条の 7 第 1 項に規定する臨時認知機能検査及び受検申請の受理に関する事務を委託する。

契約方法	一般競争入札
契約金額	<p>【受講者又は受検者 1 人あたりの委託料】</p> <p>高齢者講習及び特定任意高齢者講習</p> <p>ア 75 歳未満講習 4,520 円</p> <p>イ 75 歳以上講習 7,010 円（第 1・2 分類）</p> <p>ウ 75 歳以上講習 4,520 円（第 3 分類）</p> <p>高齢者講習（小型特殊自動車免許のみ）</p> <p>ア 75 歳未満講習 1,350 円</p> <p>イ 75 歳以上講習 2,600 円（第 1・2 分類）</p> <p>ウ 75 歳以上講習 1,350 円（第 3 分類）</p> <p>臨時高齢者講習</p> <p>ア 小型特殊自動車免許以外 5,230 円</p> <p>イ 小型特殊自動車免許のみ 2,050 円</p> <p>特定任意高齢者講習（簡易） 1,350 円</p> <p>認知機能検査 670 円</p> <p>臨時認知機能検査 670 円</p>
契約期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

【問題点】

本委託契約も、調査の結果、前述の大村地区と同様に、過去少なくとも 5 年以上にわたり一般競争入札において 1 者応札が続いている。原因としても、大村地区において記載したものと同様であると考えられる。

また、本委託契約においても、入札結果一覧を見ると受託者が 3 回にわたり入札を行っている。1 回目から 3 回目にかけて単価を徐々に低く下げ入札し、その結果落札していることも前述の大村地区と同様である。

本委託契約においても、出納局会計課長名で発せられた平成 26 年 11 月 14 日付「1 者応札への対応について」（26 会第 68 号）に従い、仕様等の見直しを速やかに行うべきであり、仕様等の見直しが困難であれば、適正な単価を検討した上で随意契約へ移行すべきである。

【指摘事項】

本委託契約においては、仕様等の見直しを行い、仕様等の見直しが困難であれば、適正な単価を検討した上で随意契約へ移行すべきである。

**【問題点】**

本委託契約は、県と一般社団法人上五島地区交通安全協会（以下「上五島地区安全協会」と）が締結したものであり、公安委員会の高齢者講習、特定任意高齢者講習及び認知機能検査業務委託に係る資格認定審査は上五島地区交通安全協会が受けている。

しかし、実際の業務委託の内容である高齢者講習等は、上五島地区自動車教習所において実施されており、県公安委員会に対する臨時認知機能検査実施月報の報告が同教習所の名前で報告されていた。

ヒアリングによれば、上五島地区自動車教習所は上五島地区安全協会が運営している自動車教習所であるとのことであるが、資格認定審査を受けているのはあくまで上五島地区交通安全協会である。実施月報は、高齢者講習等がその認定された資格に則り適正に実施されていることを確認するための重要な資料であることから、受託者である上五島地区安全協会から提出されなければならない、県は受託者に対して正しく実施月報を提出するよう指導すべきである。

**【指摘事項】**

高齢者講習等の実施月報は、資格認定を受けている上五島地区安全協会から提出されなければならない、県は受託者に対して正しく実施月報を提出するよう指導すべきである。

**【問題点】**

委託契約書に、別添として指定自動車教習所一覧表が添付されている。しかし、本委託業務が実施されている上五島地区自動車学校は、添付されている一覧表には含まれていない。本委託契約に、別添の指定自動車教習所は無関係であり、添付する必要がない。

各地区ともに同一の委託契約書を使用していることから、かかる無関係の一覧表が添付されているものと考えられるが、契約内容に無関係な資料や条項は削除すべきである。

**【指摘事項】**

契約内容に無関係な資料や条項は削除すべきである。

- (4) 吉岐地区の高齢者講習，臨時高齢者講習，認知機能検査及び臨時認知機能検査業務委託（担当課：運転免許管理課）

**【委託業務概要】**

吉岐地区における、道路交通法（以下「法」という。）101条の4及び108条の2第1項12号に掲げる高齢者講習及び臨時高齢者講習、運転免許に係る講習等に関する規則2条に定めるチャレンジ講習、特定任意高齢者講習（簡易）及び特定任意高齢者講習（シニア運転者）に係る講習の実施及び受講申請に関する事務並びに法97条の2第1項3号イ及び101条の4第2項に規定する認知機能検査及び法101条の7第1項に規定する臨時認知機能検査及び受検申請の受理に関する事務を委託する。

契約方法	一般競争入札
契約金額	<p>【受講者又は受検者 1 人あたりの委託料】</p> <p>高齢者講習及び特定任意高齢者講習</p> <p>ア 75 歳未満講習 4,400 円</p> <p>イ 75 歳以上講習 7,020 円（第 1・2 分類）</p> <p>ウ 75 歳以上講習 4,400 円（第 3 分類）</p> <p>高齢者講習（小型特殊自動車免許のみ）</p> <p>ア 75 歳未満講習 1,630 円</p> <p>イ 75 歳以上講習 3,470 円（第 1・2 分類）</p> <p>ウ 75 歳以上講習 1,630 円（第 3 分類）</p> <p>臨時高齢者講習</p> <p>ア 小型特殊自動車免許以外 4,080 円</p> <p>イ 小型特殊自動車免許のみ 1,900 円</p> <p>特定任意高齢者講習（簡易） 1,390 円</p> <p>認知機能検査 610 円</p> <p>臨時認知機能検査 610 円</p>
契約期間	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

【問題点】

本委託契約も、調査の結果、前述の大村地区と同様に、過去少なくとも 5 年以上にわたり一般競争入札において 1 者応札が続いている。原因としても、大村地区において記載したものと同様であると考えられる。

また、本委託契約においても、入札結果一覧を見ると受託者が 3 回にわたり入札を行っている。1 回目から 3 回目にかけて単価を徐々に低く下げ入札し、その結果落札していることも前述の大村地区と同様である。

本委託契約においても、出納局会計課長名で発せられた平成 26 年 11 月 14 日付「1 者応札への対応について」（26 会第 68 号）に従い、仕様等の見直しを速やかに行うべきであり、仕様等の見直しが困難であれば、適正な単価を検討した上で随意契約へ移行すべきである。

【指摘事項】

本委託契約においては、仕様等の見直しを行い、仕様等の見直しが困難であれば、適正な単価を検討した上で随意契約へ移行すべきである。

【問題点】

委託契約書に、別添として指定自動車教習所一覧表が添付されている。確かに、本委託契約の受託者は、別添の指定自動車教習所一覧表に記載されている複数の自動車教習

所を経営する事業者であるが、本委託契約の内容に他の指定自動車教習所は無関係であり、別添一覧表は必要ない。

各地区ともに同一の委託契約書を使用していることから、かかる無関係の別添一覧表が添付されているものと考えられるが、契約内容に無関係な資料や条項は削除すべきである。

**【指摘事項】**

契約内容に無関係な資料や条項は削除すべきである。

(5) 対馬地区の高齢者講習，臨時高齢者講習，認知機能検査及び臨時認知機能検査業務委託（担当課：運転免許管理課）

**【委託業務概要】**

対馬地区における，道路交通法（以下「法」という。）101条の4及び108条の2第1項12号に掲げる高齢者講習及び臨時高齢者講習，運転免許に係る講習等に関する規則2条に定めるチャレンジ講習，特定任意高齢者講習（簡易）及び特定任意高齢者講習（シニア運転者）に係る講習の実施及び受講申請に関する事務並びに法97条の2第1項3号イ及び101条の4第2項に規定する認知機能検査及び法101条の7第1項に規定する臨時認知機能検査及び受検申請の受理に関する事務を委託する。

契約方法	一般競争入札
契約金額	<b>【受講者又は受検者1人あたりの委託料】</b>
	高齢者講習及び特定任意高齢者講習
	ア 75歳未満講習 4,400円
	イ 75歳以上講習 7,020円（第1・2分類）
	ウ 75歳以上講習 4,400円（第3分類）
	高齢者講習（小型特殊自動車免許のみ）
	ア 75歳未満講習 1,630円
	イ 75歳以上講習 3,470円（第1・2分類）
	ウ 75歳以上講習 1,630円（第3分類）
	臨時高齢者講習
	ア 小型特殊自動車免許以外 4,080円
	イ 小型特殊自動車免許のみ 1,900円
特定任意高齢者講習（簡易） 1,390円	
認知機能検査 610円	
臨時認知機能検査 610円	
契約期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日

**【問題点】**

本委託契約も、調査の結果、前述の大村地区と同様に、過去少なくとも5年以上にわたり一般競争入札において1者応札が続いている。原因としても、大村地区において記載したものと同様であると考えられる。

また、本委託契約においても、入札結果一覧を見ると受託者が2回にわたり入札を行っている。1回目から2回目にかけて単価を徐々に低く下げ入札し、その結果落札していることも前述の大村地区と同様である。

本委託契約においても、出納局会計課長名で発せられた平成26年11月14日付「1者応札への対応について」（26会第68号）に従い、仕様等の見直しを速やかに行うべきであり、仕様等の見直しが困難であれば、適正な単価を検討した上で随意契約へ移行すべきである。

**【指摘事項】**

本委託契約においては、仕様等の見直しを行い、仕様等の見直しが困難であれば、適正な単価を検討した上で随意契約へ移行すべきである。

**【問題点】**

委託契約書に、別添として指定自動車教習所一覧表が添付されている。確かに、本委託契約の受託者は、別添の指定自動車教習所一覧表に記載されている自動車教習所を経営する事業者であるが、本委託契約の内容に別添の指定自動車教習所は無関係であり、添付する必要がない。

各地区ともに同一の委託契約書を使用していることから、かかる無関係の一覧表が添付されているものと考えられるが、契約内容に無関係な資料や条項は削除すべきである。

**【指摘事項】**

契約内容に無関係な資料や条項は削除すべきである。

**(6) 違反者講習・停止処分講習業務委託（担当課：運転免許管理課）**

**【委託業務概要】**

道路交通法108条の2第3項の規定に基づき、同法108条の2第1項13号に規定する違反者講習及び、同法108条第1項3号に規定する停止処分者講習の実施について業務を委託するもの。

契約方法	一般競争入札
契約金額	<b>【受講者 1 人あたりの委託料】</b> 違反者講習 ア 社会参加型 4,137 円 イ 実車型 5,887 円 ウ 通知業務 875 円 停止処分者講習 ア 短期 5,652 円 イ 中期 9,337 円 ウ 長期 11,700 円
契約期間	平成 30 年 4 月 1 日 ~ 平成 31 年 3 月 31 日

**【問題点】**

本委託契約は、開始以来、継続して一般財団法人長崎県交通安全協会のみが受託している。これは、違反者講習等が有資格者による指導や講習を受けなければならないことや、設備、人員の確保等の事情から、一般財団法人長崎県交通安全協会への委託が継続されているものである。また、高齢者講習等と同様に、本委託契約においても、入札結果一覧を見ると受託者が 3 回にわたり入札を行っている。1 回目から 3 回目にかけて単価を徐々に低く下げ入札し、その結果予定額とほぼ近い金額で落札しており、その問題点は前述の大村地区等の違反者講習等の委託契約と同様である。

本委託契約においても、出納局会計課長名で発せられた平成 26 年 11 月 14 日付「1 者応札への対応について」（26 会第 68 号）に従い、仕様等の見直しを速やかに行うべきであり、仕様等の見直しが困難であれば、適正な単価を検討した上で随意契約へ移行すべきである。

**【指摘事項】**

本委託契約においては、仕様等の見直しを行い、仕様等の見直しが困難であれば、適正な単価を検討した上で随意契約へ移行すべきである。

(7) 車両メンテナンス委託（担当課：装備施設課）

**【委託業務概要】**

日本国内において長崎県警察が保有する車両のうち、契約車両について道路運送車両法 48 条に規定する定期点検、同法 62 条に規定する継続検査（車検）、及び臨時整備について、道路運送車両の保安基準に適合するように保守整備業務を委託するもの。

契約方法	一般競争入札
契約金額	157,961,664 円
契約期間	平成 29 年 10 月 1 日 ~ 平成 31 年 9 月 30 日

**【問題点】**

特に問題となる点は認められなかった。

## 添付資料

- 1 【長崎県】随意契約における参加者の有無を確認する公募手続に関する要領  
(案)
- 2 - 1 随意契約検討シート【当初年度】(案)
- 2 - 2 随意契約検討シート【継続年度】(案)
- 2 - 3 随意契約検討シート【改訂版】マニュアル(案)
- 3 競争入札見直しのポイント～競争性を高めるために～

## 長崎県

## 随意契約における参加者の有無を確認する公募手続に関する要領（案）

## （趣旨）

第1条 この要領は、契約の事前準備に際し、他に履行可能な者がいないとして、特定の者を随意契約の相手方に選定しようとする場合において、公募により当該随意契約への参加希望者の有無を確認することにより、手続の透明性や機会均等性を確保するとともに、競争性のある契約への移行を推進するために行う手続（以下「公募手続」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

## （公募手続の概要）

第2条 公募手続は、公示を行い、応募者があった場合、事業所管部・局（以下「事業所管部局」という。）において、応募者が請負契約等の履行に必要な要件（以下「公募要件」という。）を満たす者であるかその適格性を審査する。

2 前項の審査の結果、公募要件を満たす応募者がいる場合は、特定の者にこの応募者を加え、指名競争入札、複数者による見積合せ又は企画競争（以下「指名競争入札等」という。）に付すものとする。

3 第1項の審査の結果、公募要件を満たす応募者がいない場合又は応募者がいない場合は、特定の者と随意契約の締結を行うものとする。

## （公募手続の対象とする契約）

第3条 本要領の対象とする契約は、県が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）及び製造の請負契約、委任契約及び物品の購入契約その他の契約（以下「請負契約等」という。）であって、過年度に実施した競争入札において1者応札が続いている、あるいは、他に履行可能な者がいないとして、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により特定の者と契約を締結しようとするもののうち、事業所管部局が、公募により当該随意契約の参加希望者の有無を確認する必要があると認めるものとし、当該契約を対象に公募手続を実施するものとする。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）に定める政府調達に関する協定の適用を受ける契約に該当するものを除く。

## （公募）

第4条 公募は、次に掲げる事項の公示及び公募説明書の配布により行う（様式1号）。

（1）公募の趣旨

（2）請負契約等の概要

（3）参加資格

- ( 4 ) 公募要件
  - ( 5 ) 手続等
  - ( 6 ) 問い合わせ先
  - ( 7 ) 予算その他本県の事情により，当該公募手続又は当該公募手続により行うこととなった指名競争入札等を中止する場合があること。
  - ( 8 ) その他必要と認める事項
- 2 前項の公示は，県ホームページへの掲載により行うものとする。
- 3 公募説明書は，原則として，第 1 項の公示の日から，次条第 1 項に規定する参加意思確認書の提出期間の末日までの間，配布する。
- 4 公募説明書には，次に掲げる事項を記載する。
- ( 1 ) 請負契約等の概要
  - ( 2 ) 請負契約等の内容に関する説明(仕様等)
  - ( 3 ) その他必要と認める事項
- 5 県ホームページの公示により公募説明書の配布目的が十分達成できる場合は，公募説明書の配布手続を省くことができる。

( 参加意思確認書の提出 )

- 第 5 条 公募手続においては，前条第 1 項第 2 号に規定する請負契約等への参加意思及び当該請負契約等に必要となる要件を満たすことを確認する書類( 様式第 2 号 ) ( 以下「参加意思確認書」という。 ) の提出を求めるものとする。
- 2 参加意思確認書の提出期間は，前条の公示の日の翌日から起算して 10 日間 ( 長崎県の休日 を定める条例( 平成元年 7 月 18 日長崎県条例第 43 号 ) 第 1 条に規定する県の休日を除く。以下「県の休日」という。 ) とする。

( 参加資格 )

- 第 6 条 参加意思確認書を提出する者は，次のいずれにも該当する者でなければならない。
- ( 1 ) 地方自治法施行令 ( 昭和 22 年政令第 16 号 ) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
  - ( 2 ) 長崎県が発注する工事等の契約に係る入札参加資格者の指名停止の措置要領又は長崎県物品調達に係る入札参加者指名停止の措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

( 参加意思確認書の審査 )

- 第 7 条 参加意思確認書が提出された場合 事業所管部局は，参加意思確認書を提出した者が，第 4 条第 1 項第 2 号に規定する請負契約等の履行が可能であるかどうかについて，審査するものとする。
- 2 事業所管部局は，審査において必要があるときは，ヒアリングを行うものとする。

(審査結果の通知及び公表)

第8条 事業所管部局は、参加意思確認書を提出した者に対し、前条第1項の審査結果を、書面で通知するものとする。

2 前項の審査の結果、公募要件を満たすと認められない者に対し通知する場合には、公募要件を満たすと認められないと判断した理由を付すものとする(様式第3号)。

3 第1項の審査の結果、応募要件を満たすと認められた者に対しては、審査結果の通知に代えて第9条の手續に基づき指名競争入札等の通知書を送付するものとする。

4 第2項及び前項の通知は、参加意思確認書の提出期限の翌日から起算して7日(県の休日を除く。)以内に行うよう努めなければならない。

5 審査の結果は、県ホームページに公表する。

(公募要件を満たすと認められる者がいる場合の取扱い)

第9条 公募要件を満たすと認められる者がいる場合、指名競争入札等の手續に移行するものとする。

2 指名競争入札等参加者の選定において、特定者及び応募要件を満たすと認められる者を指名するものとする。

(公募要件を満たすと認められる者がいない場合の取扱い)

第10条 次のいずれかに該当する場合は、特定の者との随意契約の手續に移行するものとする。

(1) 提出期限までに、参加意思確認書の提出者がいない場合

(2) 審査の結果、公募要件を満たすと認められる者がいない場合

(3) 公募要件を満たすと認められる者すべてが、指名競争入札等の手續開始前に辞退した場合

(雑則)

第11条 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

2 提出された参加意思確認書及びその関係書類は返却しない。

3 提出された参加意思確認書は、審査以外の用途のために、提出者に無断で使用しない。

4 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。

5 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(委任)

第12条 この要領の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和 年 月 日から施行する。
- 2 この要領は、履行期間の始期が令和 年 月 日以降の契約から適用する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

参加者の有無を確認する公募手続に係る公示書

令和 年 月 日

事業所管部局：

1 公募の趣旨

2 請負契約等の概要

3 参加資格

参加意思確認書を提出する者は、次のいずれにも該当する者でなければならない。

( 1 ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

( 2 ) 長崎県が発注する工事等の契約に係る入札参加資格者の指名停止の措置要領又は長崎県物品調達に係る入札参加者指名停止の措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

4 公募要件

5 手続等

( 1 ) 公募説明書の配布期間，配布場所及び配布方法等

配布期間

配布場所

配布方法

配布書類

( 2 ) 参加意思確認書の提出期間，提出場所及び提出方法

提出期間

提出場所 ( 1 ) に同じ

提出方法

( 3 ) その他

6 問い合わせ先

7 予算その他本県の事情により，当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務の見積合わせを中止する場合がある。

8 その他詳細は公募説明書による。

参加意思確認書

令和 年 月 日

長崎県知事  
様

住所  
商号又は名称  
代表者名

令和 年 月 日付けで公表のあった下記の業務等について参加意思がありますので、参加意思確認書を提出します。

なお、本確認書に記載されている内容及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 業務等の名称

2 添付書類

- ( 1 ) 入札参加資格認定通知書の写し
- ( 2 ) 本業務等の入札に必要な資格及び実績を証する書類
- ( 3 ) その他必要な書類

( 2 ) 及び ( 3 ) は、公表において提出を求めた書類を添付する。

所属	
役職名	
氏名	
電話番号	
F A X 番号	
電子メール	

令和 年 月 日

様

長崎県知事

参加意思確認書の審査結果について（通知）

令和 年 月 日付けで提出のありました下記の業務等に係る参加意思確認書について、審査を行った結果、応募要件が満たされていないので通知します。

記

1 業務等の名称

2 応募要件を満たさないとした理由

随意契約検討シート【当初年度】(案)

契約担当課・班

担当者名

契 約 名						
予 算 費 目	会計	一 般 会 計	款		項	
予 定 額	金額	円	目		節	
随意契約を選択した理由	<p>随意契約ができることの調査・検討内容</p> <p>【第167条の2第1項：           号】</p> <p>できるだけ具体的な調査・検討内容を記入すること</p> <p>2号事案は相手方の選定理由とともに次欄に記入すること</p> <p>2号事案の相手方の選定方法</p> <p>明らかに1者を特定しうる。</p> <p>具体的理由：</p> <p>事前確認公募手続を行ったが参加希望者が出なかった。</p> <p>プロポーザル・企画提案方式（実施年度：   年度）</p> <p>参加者数：</p> <p>結果：</p>					

再委託の承認状況，認めている場合はその理由	実質的に再委託となっていないか検証すること	
他県における同様な契約事例とその契約方法		
次年度以降に競争性を有する契約へ移行できる余地及び目標年度の設定	有	(有の場合，具体的計画を記載すること。無の場合においても，具体的理由を記載すること。)
	無	

備考

( 1 ) 欄は限度額を超えて随意契約を行う場合にのみ記入すること。

( 2 ) 随意契約の限度額は以下のとおりです。

工事又は製造の請負	250万円
財産の買入れ	160万円
物件の借入れ	80万円
財産の売払い	50万円
物件の貸付け	30万円
前各号に掲げるもの以外	100万円

## 随意契約検討シート【継続年度】(案)

契約担当課・班

担当者名

契約名						
予算費目 予定額	会計	一般会計	款		項	
	金額	円	目		節	
過去3カ年の 契約方法及び 契約の実績	年度	契約方法	予定額(円)	落札額(円)	落札率(%)	最終契約金額
	平成〇〇年度					
	平成〇〇年度					
	平成〇〇年度					
随意契約を選択した理由	<p>随意契約ができることの調査・検討内容</p> <p>【第167条の2第1項： 号】</p> <p>できるだけ具体的な調査・検討内容を記入すること</p> <p>2号事案は相手方の選定理由とともに次欄に記入すること</p> <p>2号事案の相手方の選定理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相手方と随契を開始した年度： 年度</li> <li>相手方の選定方法： <ul style="list-style-type: none"> <li>明らかに1者を特定しうる。(調査・判断を行った年度： 年度)</li> <li>具体的理由：</li> </ul> </li> <li>事前確認公募手続を行ったが参加希望者が出なかった。 <ul style="list-style-type: none"> <li>プロポーザル・企画提案方式(実施年度： 年度)</li> <li>参加者数：</li> <li>結果：</li> </ul> </li> <li>相手方と契約を継続する必要性</li> <li>前年度契約金額からの増減額： 円 <ul style="list-style-type: none"> <li>【増減の理由】</li> </ul> </li> <li>過年度実施事業の実績評価</li> <li>本年度の目標や期待しうる効果</li> </ul>					

再委託の承認状況，認めている場合はその理由		
他県における同様な契約事例とその契約方法		
次年度以降に競争性を有する契約へ移行できる余地及び目標年度の設定	有	(有の場合，具体的計画を記載すること。無の場合においても，具体的理由を記載すること。)
	無	

備考

- ( 1 ) 欄は限度額を超えて随意契約を行う場合にのみ記入すること。
- ( 2 ) 随意契約の限度額は以下のとおりです。

工事又は製造の請負	2 5 0 万円
財産の買入れ	1 6 0 万円
物件の借入れ	8 0 万円
財産の売払い	5 0 万円
物件の貸付け	3 0 万円
前各号に掲げるもの以外	1 0 0 万円

# 随意契約検討シート【改訂版】 マニュアル（案）

## 随意契約検討シートの改訂について

### 1 改訂の趣旨

随意契約検討シート（以下「検討シート」という。）を改訂する主な理由は、随意契約を選択した理由（以下「随契理由」という。）の記載を充実させることにある。

地方自治法 234 条 2 項に定めるとおり、地方自治体の契約方法は、公正性、機会均等性、経済性を確保しうる一般競争入札が原則であり、随意契約は地方自治法施行令（以下「令」という。）167 条の 2 第 1 項が定める限定的な場合にのみ選択しうる。

したがって、随意契約の選択は、慎重かつ十分な検討の下に行われなければならない。その具体的な検討内容が随契理由として検討シートに記載されなければならない。なぜなら、本県は検討シートに記載した随契理由等をホームページ上で公表し、随意契約事務の透明性を確保するとともに、県民への説明責任を果たすことにしているからである。

### 2 改訂のポイント

- (1) 「当初年度」と「継続年度」の 2 種類に分け、「継続年度」の検討シートには、過年度の事業実績や特定の相手方と随意契約を継続する必要性を記載する欄を設けた。
- (2) 随意契約ができることの調査・検討内容（令第 167 条の 2 第 1 項該当事由）を記載する欄を設けた。
- (3) 契約担当課の判断によって予め相手方を 1 者に特定した上で令 167 条の 2 第 2 号を根拠に締結する随意契約を、「明らかに 1 者を特定しうる場合」に限定し、その例を本マニュアルに列挙した。
- (4) 「明らかに 1 者を特定しうる場合」以外は、事前確認公募手続、プロポーザル・企画提案方式のいずれかの手続きで契約の相手方を選定することとした。
- (5) 改定前は「今年度の契約方法」を記入する欄があったが、改訂後は随意契約を選択した場合にのみ検討シートを作成することを想定し、同欄は削除した。

### 3 随意契約検討シート【改訂版】の記載方法

具体的な記載方法や留意点を以下で解説する。

## 随意契約ができることの調査・検討内容 (令第167条の2第1項該当事由)

### 1 はじめに(全号共通の留意事項)

随意契約ができるか調査・検討する際は、次の点に留意しなければならない。

ア 競争入札によることができないか十分に検討すること。

イ 一括再委託は禁止されており、再委託の状況と随意契約の理由は整合していなければならないので、再委託を承諾する場合は十分な検討を行うこと。

ウ 予定価格の設定にあたっては、当該契約の目的となる物件又は役務の取引について実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡及び履行期間の長短等を総合的に勘案し適正な価格の設定に努めること。

### 2 令第167条の2第1項各号の該当事由の解説及び留意事項

検討シートの「随意契約ができることの調査・検討内容」欄には、以下で解説する令第167条の2第1項各号の該当事由を具体的に記載する。

#### (1) 1号

##### 【該当事由】

予定価格が長崎県財務規則(以下「規則」という。)105条の2で定める下記の額を超えないとき。

- ・工事又は製造の請負.....250万円
- ・財産の買入れ.....160万円
- ・物件の借入れ..... 80万円
- ・財産の売払い..... 50万円
- ・物件の貸付け..... 30万円
- ・その他のもの.....100万円

(上記の金額は消費税等を含んだ額である。)

##### 【留意事項】

ア 1者見積りによる随意契約は、限度額を超える超えないにかかわらず、原則禁止であるから、少額随意契約(ごく少額の場合を除く。)であっても複数の見積りを取得すること。

イ 現在少額随意契約している場合は、一括契約として競争入札による契約ができないか検討すること。

( 2 ) 2 号

【該当事由】

性質又は目的が競争入札に適しないとき。

【具体例】

後記「 2 号事案の相手方の選定理由」で解説する。

【留意事項】

- ア 「業務に精通した者」や「特定の者」以外でも契約の履行が可能でないかを，前例にとらわれず改めて調査し確認すること。
- イ 「契約の相手方が特定される」が理由の場合は，再委託を認めたかどうかにかかわらず，実態として再委託が実施されているものについては，1 者随意契約とする理由を再検討すること。
- ウ 「秘密の保持」が理由の場合は，そのことを公にすることで重大な支障が生じ，公の秩序や公共の安全の維持が困難となる場合に限定されるものであること。

( 3 ) 3 号

【該当事由】

規則 106 条の 4 で定める手続により物品等を調達するとき。

【具体例】

- ア 障害者支援施設等において製作された物品を買い入れるとき，及び役務の提供を受けるとき。
- イ シルバー人材センター等からの役務の提供を受けるとき。
- ウ 母子・父子福祉団体等から役務の提供を受けるとき。

( 4 ) 4 号

【該当事由】

- ア 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を，規則 106 条の 4 で定める手続により買い入れ若しくは借り入れるとき。
- イ 新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から，規則 106 条の 4 で定める手続により新役務の提供を受けるとき。

**【具体例】**

- ・ トライアル発注

(5) 5号

**【該当事由】**

緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

**【具体例】**

- ・ 災害救援物資の購入。

**【留意事項】**

- ・ 「緊急の必要」が理由の場合は、事務の遅延等により競争入札に付する期間が確保できないことのみでは、随意契約は認められないものであること。

(6) 6号

**【該当事由】**

競争入札に付することが不利と認められるとき。

**【具体例】**

- ア 契約時期を失するとき。
- イ 契約不履行等のおそれがあるとき。
- ウ 既に発注した契約を変更するとき。

**【留意事項】**

- ・ 「競争入札に付することが不利」が理由の場合は、その理由を検討シートに具体的に記載すること。

(7) 7号

**【該当事由】**

時価に比して著しく有利な価格で契約が締結できる見込みがあるとき。

(8) 8号

**【該当事由】**

- ア 競争入札に付し入札者がいないとき。

イ 再度の入札に付し落札者がいないとき。

**【留意事項】**

- ・ 契約保証金及び履行期限を除くほか，最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することはできない。

(9) 9号

**【該当事由】**

落札者が契約を締結しないとき。

**【留意事項】**

- ・ 当初の落札金額の制限内で行うものとし，履行期限を除くほか，最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。

## 2号事案の特定者の選定方法

### 1 明らかに1者を特定しうる場合

契約事務の透明性，機会均等性を確保するためには，随意契約を締結する相手方の選定は厳格になされなければならない。

したがって，相手方として1者を特定しうるか否かは，契約担当者個人の主観や所管課のみの判断によるのではなく，全庁的にある程度の指標を設けておくのが望ましい。

下記指標に該当しない，あるいは，「明らかに1者に特定しうる」とまでは言えない場合は，事前確認公募手続などを経て相手方を選定すべきである。

「明らかに1者を特定しうる」として随意契約を開始した場合でも，複数年度契約を継続しているうちに競合事業者が現れるなど事情は変わりうる。したがって，継続年度においては，現在においてもなお「明らかに1者」と言いつるのか適切に調査・検討すべきである。

「明らかに1者を特定しうる」として随意契約を選択した場合には，下記指標に該当する具体的事由を，県民が理解できるようにできる限り詳しく，検討シートに記載する。

#### 記

##### 1 特定の1者でなければ業務等の履行ができないと判断されるもの

- (1) 業務等の履行のために，特許権，著作権その他の排他的権利の使用を必要とするもので，当該権利を有している事業者が特定できる場合
- (2) 特殊な技術又は秘密の技術に関する情報，その他，他の者が有し得ない専門的な知識，技術等を必要とするもので，当該情報や知識，技術等を有している事業者が特定できる場合
- (3) 法令等で資格基準が定められており，当該業務等の履行が特定の者に限定される場合
- (4) 機器の保守点検，修理又は設置において，特殊な装備，部品等を要するため他の者では実施することができない場合

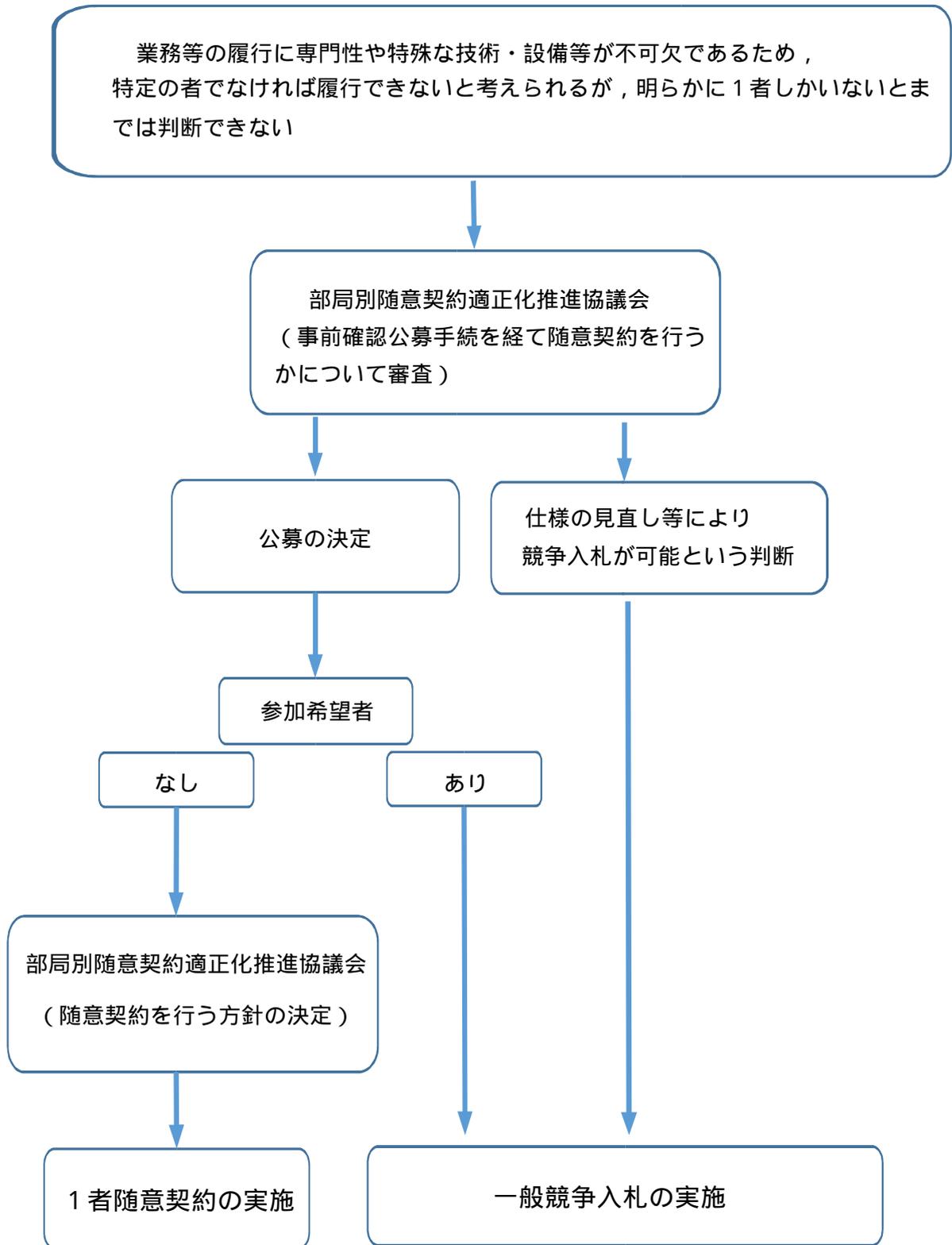
- ( 5 ) 機械設備，情報システム等の保守管理で，契約の対象となる設備，システムが他の設備，システムと接続しているため，接続する他の設備，システムの保守管理業者以外では責任区分が不明確になり，また，故障発生時の原因究明及び故障修理などの対処が困難になるなど契約の目的を達成できない場合
  - ( 6 ) 既存の機械設備，情報システム等と接続した設備，情報システム等の整備等で，既存の設備，システム等の機能を損なうことなく契約の目的を達成するためには，契約の相手方が特定される場合
  - ( 7 ) 物品の買入れ又は修繕において，指名競争入札に参加する者に必要な資格を有する者が1者である場合
  - ( 8 ) 特定地域の業者に発注する必要があるため，業務等の履行が可能な業者が特定の者に限定される場合
- 2 契約の目的を達成するためには能力その他の複数の条件を満たすことが必要である契約であって，一つ一つの条件については，それを満たすものが複数存在するが，すべての条件を満たす者が1者に特定されるもの  
この事項を理由とする場合には，複数の条件を満たすことの必要性についても十分に検討する必要がある，検討シートにも，複数条件を満たすことの必要性について記載する必要がある。
- 3 契約の履行の対象となる者との間で締結した協定，覚書その他の文書において，あらかじめ契約の相手方を特定しているもの
- 4 政策を推進するために，特定の者と契約することが目的となるもの
- 5 外国で契約するとき
- 6 秘密を要するとき
- 7 国及び公共団体又は特殊法人との直接契約
- 8 他の機関等と共同して行う必要があるなど特殊な事情を有する業務で効果的，効率的に遂行することが必要なもの

## 2 事前確認公募手続を行ったが参加希望者が出なかった。

事前確認公募手続は、業務等の履行に専門性や特殊な技術・設備等が不可欠であるため、特定の者でなければ履行できないと考えられるが、履行可能な者が「明らかに」1者しかいないとまでは判断できない場合で、随意契約を選択するにあたり、「長崎県 随意契約における参加者の有無を確認する公募手続に関する要領（案）」に基づき実施する手続である。

事前確認公募手続の流れは、次のようなものである。

## 事前確認公募手続きフロー



### 3 プロポーザル・企画提案方式

プロポーザル方式とは、業務の委託先を選定する際に、複数の者に企画を提案してもらい、必要に応じてプレゼンテーションやヒアリングを行って、委託先を選ぶ方法であり、委託にふさわしい「組織と人」を選ぶ方法である。

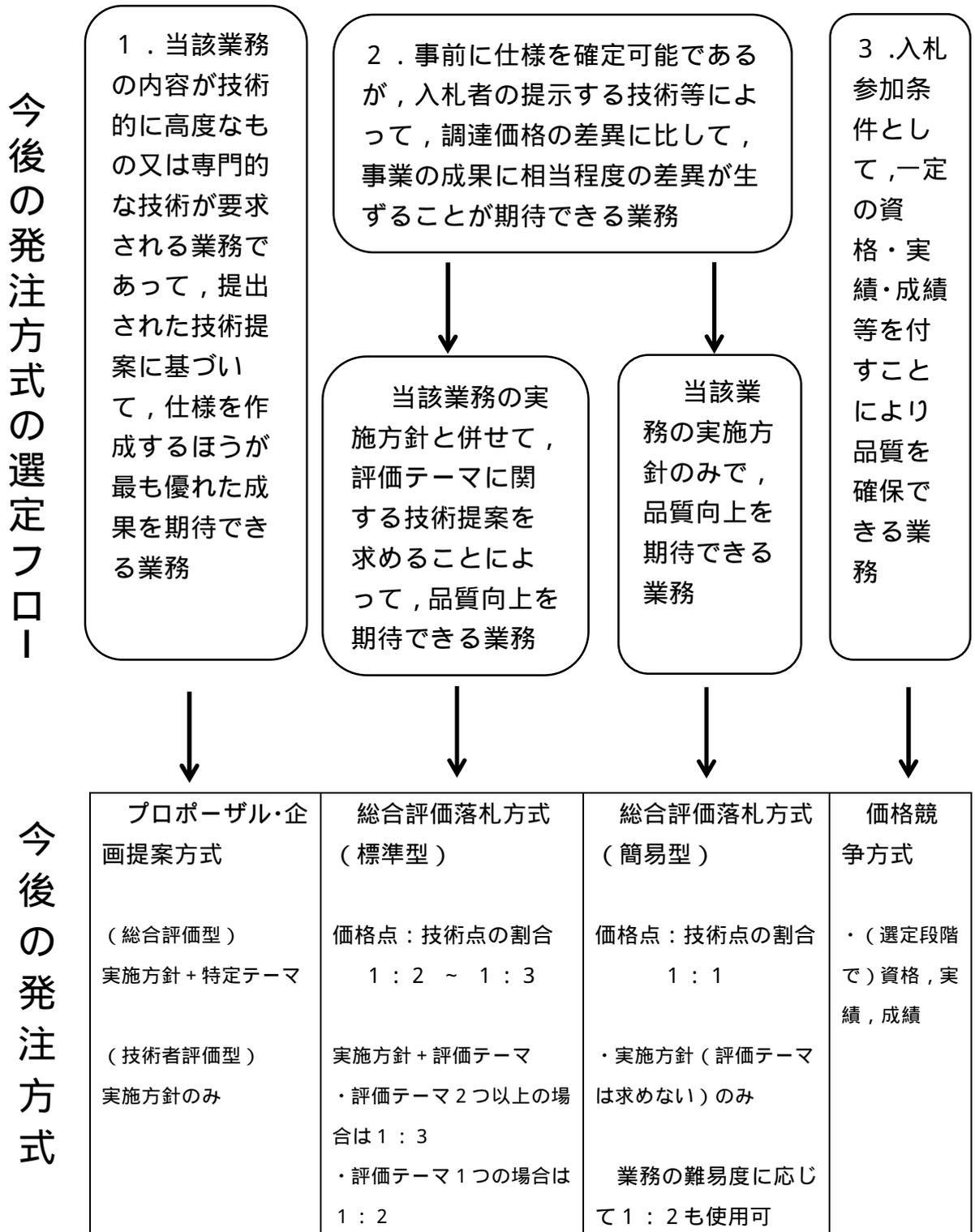
一方、企画提案（コンペ）方式は、複数の者から「企画案」の提出してもらい、その中から最も良い「企画案」を選び、その提案者を委託先に選定する方式であるから、「企画案」を選ぶ方法である。

プロポーザル・企画提案方式により契約の相手方を選定した場合は、3年度程度は同一の相手方と随意契約を継続していいものとする。なぜなら、同方式は高度な技術競争により相手方を選定するものであるから、3年度程度であれば、随意契約を継続したとしても競争性が担保されていると考えるからである。

#### 【留意事項】

- ア 予算額の上限を提示する場合、業者から提出される見積書も審査項目とし、費用と内容を総合的に判断して契約相手方を決定すること。この場合、見積価格の評点基準についても適切に検討し、事業目的の達成と経済性のバランスが取れるような配分に努めること。
- イ 審査委員会は客観性・透明性を高めるため、できるだけ外部有識者を選任し、内部委員についても担当課のみではなく主管課、関係各課からも選任するよう努めること。
- ウ 「委託先選定に係るプロポーザル方式の改善を求める決議」（平成23年12月16日）において、プロポーザル方式の問題点として、豊富な事業実績や資金・人的体制等に優れる企業等に結果として偏重し県外企業に多くの業務が発注されるという実態が指摘されていることを踏まえ、参加条件に地域要件を加える等の検討をすること。
- エ プロポーザル・企画提案方式と同じく技術評価を行う入札方式として総合評価落札方式があるが、業務の内容に高い専門性や技術力が要求される場合は、一般に、プロポーザル・企画提案方式が適していると言われている。業務に求められる専門性や技術力と、調達コストの経済性を適切に評価して手続きを選択する必要がある。参考までに、国土交通省（平成21年3月31日第9回設計コンサルタント業務等成果の向上に関する懇談会）が「プロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン策定にあたっての論点と対応方針（案）」で示している「適切な発注方式の選定・実施手順の効率化（フロー）」を紹介しておく。

## 適切な発注方式の選定・実施手順の効率化



## 相手方と契約を継続する必要性（継続年度の検討シート）

### 1 はじめに

これまでの検討シートには、当初年度と継続年度の区別はなかった。

しかし、随意契約は契約状況が県民にとって不透明になってしまうために例外的な契約方法と位置づけられており、検討シートは、その不透明性を解消するために作成するものである。

したがって、当該随意契約が複数年度継続している場合には、当該契約がいつから、どれくらいの期間継続しているのか、また、過年度の事業実績や特定の相手方と契約を継続する必要性についての検証結果も具体的に記載され、県民への説明を行うとともに県民からの検証を受けるべきである。

かかる趣旨を踏まえ、次のような点に留意しながら継続年度の検討シートには具体的な事情を記載してもらいたい。

### 2 前年度契約金額からの増減額

随意契約は競争性に欠ける契約方法であり、また、契約の相手方が特定されているため透明性にも欠けている。

したがって、契約金額の推移を県民に公表することで、契約金額の設定の適正性を県民が検証できるようにする必要がある。

### 3 過年度実施事業の評価 / 本年度の目標や期待しうる効果

随意契約事務の適正性や透明性を確保するため、特定の相手方と随意契約を継続する場合には、その必要性の判断材料として、過年度実施事業の実績評価や本年度の目標及び期待しうる効果も検討シートに記載して、県民への説明に努めてもらいたい。

## 競争入札見直しのポイント ～競争性を高めるために～

### 1 事業者との対話

- ・ 入札の競争性，適正性の確保にとって事業者との対話が最も重要である。
- ・ 入札説明会に参加しながらも応札を見送った事業者にその理由や参加が可能と考えるような改善点などを聴取し，仕様の見直し等に活かす。
- ・ 参考見積の提供依頼  
複数事業者に対し参考見積を依頼することで，見積業者に仕様内容を吟味させ，具体的な応札の検討を促すことができる。
- ・ 仕様書案に対する質問受付・意見聴取  
仕様書作成に当たり，複数の事業者に資料等の提供を積極的に求め，これに対する質問や意見を受け付けることで，事業者にとって実施しやすい仕様の見直しが可能となったり，事業者が抱える事業実施上の懸念や障害が取り除かれ，応札に繋がる効果が期待できる。

### 2 公告期間及び公告タイミングの見直し

- ・ 公告期間が短いために応札を控える事業者は多い。
- ・ 特に，当該事業の実施経験のない事業者にとっては，スケジュール面が厳しいものに映ることから，新規参入を促すには公告を前倒しすることが重要である。
- ・ 公告期間が日祝日等と重なると，実質的に入札準備期間が確保できない場合がある。公告を日祝日等と重ならないタイミングにしたり，やむを得ず重なってしまう場合には，財務規則で定める基準日数（入札の前日から起算して少なくとも 10 日）を満たしていても公告期間を長めに設定したりして，十分な入札準備期間を確保すべきである。

### 3 適切な事業者へのアプローチ

- ・ 過年度の応札者や入札説明会参加者等に対し，ダイレクトに公告情報を周知するとともに応札への期待を伝える。
- ・ 近隣自治体等で類似事業の受注実績を持つ事業者を調べ，公告情報を周知する。
- ・ 公表される前に過年度応札者等に公告情報の一部を周知しても，当該情報が事業者間の適正な競争を害する恐れのない情報であれば，競争入札の公平性や機会均等性を害することはないと考えられる。

#### 4 発注時期の見直し

- ・ 発注が特定期間に集中すると、応札可能な者が他のより良い案件を選択して応札してしまったり、また、発注が年度末などの繁忙期だと他業務との関係で応札できなかつたりする、などの事情が生じ、潜在的な応札者を失うこととなるため、発注時期を見直すことで応札者が増える可能性がある。

#### 5 業務等準備期間の十分な確保

- ・ 契約（落札決定）後の業務等準備期間が短すぎることで参入障壁になっている場合がある。業務等の内容に応じ、契約（落札決定）後の準備期間をよく考慮したうえで契約期間等を設定し、また、年度当初から業務等が開始されるものについては、落札決定から業務等開始までに十分な期間を設けられるよう入札実施時期を設定すべきである。

#### 6 仕様の見直し

- ・ 事業者にとって仕様書の内容は必ず遵守すべきものであるため、仕様書に曖昧な記載や判断に迷う記載、厳しい実施スケジュール等があると、実態以上に複雑な事業、リスクが多い事業という誤解を招いて応札を躊躇させてしまう。また、県が新規応札者を排除するため、敢えて不明瞭な仕様等を作成しているのではないかという疑念を与え、応札を回避させることもありえる。仕様書は明確で適切な記載にし、できる限り緩やかな実施スケジュールを設定すべきである。
- ・ 発注ロットが大きすぎることで参入障壁となっている場合がある。それとは逆に、発注ロットを大きくすることで参入に興味を持つ事業者もありうるため、適切に発注ロットが設定されているか検討すべきである。
- ・ 異なる専門性や技術、情報が求められる業務を一括発注していることが参入障壁になっている場合がある。このような場合には分割発注を検討する。
- ・ 細分化された業務を一括発注することで、経済性が高まり、事業者の応札に繋がることがある。
- ・ 実績要件や資格要件が過度に厳しくなっていることが参入障壁となっていることがあるため、必要以上の要件は見直す必要がある。

#### 7 仕様内容に対する事業者の理解の促進

- ・ 機器の保守・点検や移設工事に関わる業務は、当該機器の導入事業者が受注しやすくなる傾向がある。そのような場合には、新規事業者が受注可能か否かを適切に判断できるよう、公告期間中に当該機器の仕様等の閲覧ができるようにするなど、情報開示を積極的に行うべきである。

- ・ 入札説明会等を充実させ、事業者に対し仕様内容を丁寧に説明する機会を設けることで、発注者の意図が正確に伝わり、求められる業務の内容や質を十分に把握させることが可能となる。これにより事業者は、発注者との認識の違いや誤解を予め解消して、より適切な提案、価格での応札が可能になり、リスクを回避することが可能となってくる。

## 8 複数年契約の検討

- ・ 情報システムの運用・保守などの場合、当該システムにかかる詳細部分の情報が少ないことが、新規参入者にとって、不具合が生じた際の費用リスクを増大させ、参入障壁となりうる。このような場合には、契約期間を複数年にすることでリスクマネジメントしやすくなり、新規参入を促す効果が期待できる。
- ・ 新規参入時に相当程度の人的、物的資源を投入することが求められる事業について、単年度契約としてしまうと、事業者において採算の見込みが立てられず、応札を躊躇させる要因になりうる。このような場合にも、複数年契約とすることで応札を促すことが考えられる。